右の成功期限は後數次の法律改正の結果二十五箇年に延長せられ、又起債法定額も漸次增加せられて、明治四十一年三月以後は一億千三百五十萬圓となれり。而して斯くの如く特に公債を募集して鐵道敷設事業の經營に當るに就ては、其の公債金の收支は之を一般會計と區分するの必要あるを以て、翌明治二十六年一月左の如く鐵道公債會計法を制定し、鐵道公債金に關して特別會計を設置することとしたり。

鐵道公債會計法（明治二十六年一月十八日法律第一號）

第一條　明治二十五年法律第四號鐵道敷設法ニ依ル所ノ鐵道公債ノ歲入歲出ハ一般ノ歲入歲出ト區分シ特別會計ヲ立テシム

第二條　鐵道公債募集金ヲ以テ支辨スル官設鐵道敷設ニ要スル用品ヲ官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルヽトキハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第三條　本法第二條ハ明治二十七年度ヨリ施行ス

鐵道公債金特別會計は斯くの如くにして明治二十六年度より設置せられ、同年度より明治三十年度に至る五箇年度間に於て、總計千七百九十萬七千三百五十圓の鐵道公債を募集し、之を以て豫定線路の建設費に充て來りしが、明治三十二年二月法律第十三號を以て事業公債及鐵道公債特別會計法制定せられ、鐵道公債は事業公債及北海道鐵道公債と併せて、其の公債金の收支を同一特別會計の下に經理せらるることとなるに及び、本特別會計は明治三十一年度限り廢止せられたり。

第二項　事業公債及鐵道公債金特別會計

明治二十七八年戰役其の局を結ぶや、戰後經營上各種事業の企畫を要し、之に伴ひ資金の需要急を告ぐるに至りしが、其の額巨大にして通常歲入の能く供給し得る所に非ざりしを以て、政府は新に一種の公債を起して之に充つることに決し、明治二十九年三月法律第五十九號を以て事業公債條例を公布し、既設官線鐵道改良・北海道鐵道建設・製鋼事業・電話擴張の費途・葉煙草專賣資金・國防事業の諸費用に充つる爲め、總計一億三千五百萬圓を限りて、漸次事業公債を發行するを得ることと定めたり。但し此の起債法定額は後屢次の改定を經て、明治四十一年三月以後は二億三百五十萬圓となれり。

事業公債の一部は上述の如く北海道鐵道建設費に充てられ、之を以て先づ空知太・旭川間に鐵道を敷設するの計畫なりしと雖も、廣漠たる北海道の拓殖を遂げ、且つ北門の鎖鑰たる同道の防備を完うするが爲には、固より右の一線路の敷設のみを以て足るべきに非ざるを以て、政府は漸次財政の都合を圖りて、主要地方の鐵道敷設を完成せんことを計畫せしが、偶〻第九回帝國議會に於て政府の事業公債條例案の提出と同時に、貴族院より北海道鐵道敷設法案提出せられ、兩院通過の上明治二十九年五月法律第九十三號を以て公布せらるるに至れり。斯くて同法に基きて北海道に必要なる豫定鐵道線路六線を漸次敷設し、之に要する費用は總額三千三百萬圓を限り、明治三十年度より漸次公債を募集して之に充つることとなれり。

上述の事業公債及北海道鐵道公債の募集金の收支に關しては、何れも最初は特別の會計を設くることなく、其の發行代金を一般會計の歲入臨時部に收入し、以て各事業費支出の財源に供せしが、後此等の公債金の收支も之を特別會計の下に經理するを適當と認めて、明治三十二年二月左の如く事業公債及鐵道公債特別會計法を制定し、此等の二公債竝に前項の鐵道公債の三者を併せて、其の公債金

の爲に一の特別會計を設置することと爲したり。

事業公債及鐵道公債特別會計法（明治三十二年二月八日法律第十三號）

第一條　鐵道敷設法、事業公債條例及北海道鐵道敷設法ニ依ル公債金ノ會計ハ特別トシテ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債募集金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ之ヲ拂出スヘシ

但シ償金特別會計資金ノ一時繰替金ヲ返償スル場合ニハ直ニ償金特別會計ノ資金ニ繰入スヘシ

第三條　公債募集金ノ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度へ繰越スヘシ

第四條　公債ヲ以テ支辨スル事業完了ノ上公債募集金ニ剰餘アルトキハ一般ノ歳入ニ繰入スヘシ

第五條　政府ハ毎年公債特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調整シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

第六條　本法ハ明治三十二年度ヨリ施行ス

第七條　鐵道公債會計法ハ明治三十一年度限リ廢止ス

然るに同年三月法律第七十五號を以て臺灣事業公債法制定せられ、政府は臺灣に於ける鐵道敷設・土地調査・築港・廳舍建築に要する經費に充つる爲に、三千五百萬圓（後數次の改正を經たる結果、起業目的に大

租權整理及水利事業を追加し、法定起債額を七千三百五十萬圓に增加したり）を限り公債を募集することを得ることとなりしを以て、此の公債金も亦事業公債金及鐵道公債金と同一の特別會計の下に整理するを便宜と爲し、同年三月左の如く事業公債及鐵道公債特別會計法を改正したり。

法律第七十八號（明治三十二年三月二十二日）

事業公債及鐵道公債特別會計法中左ノ通改正ス

第一條　鐵道敷設法、事業公債條例、北海道鐵道敷設法及臺灣事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

然るに臺灣事業公債法第五條に依れば、臺灣に於ける前記諸事業に要する經費を繰替支辨する爲め、臺灣銀行より一時借入金を爲し、此の借入金は臺灣事業公債の募集金を以て償還することを得るものにして、此の借入金は從來一般會計を經て臺灣銀行に償還するの方法に依りしが、斯くては其の計算徒に複雜となるを以て、一般會計を經由せずして直に償還するの方法に依ることと爲し、明治三十四年四月左の如く改正法律を公布したり。

法律第二十九號（明治三十四年四月十三日）

事業公債及鐵道公債特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ償金特別會計資金ノ一時繰替金ヲ返償スル場合ニハ直ニ償金特別會計ノ資金ニ繰入シ又臺灣事業公債法第五條ニ依ル一時借入金ヲ償還スル場合ニハ直ニ臺灣銀行ニ仕拂フヘシ

事業公債及鐵道公債特別會計は以上の如くにして、鐵道公債・事業公債・北海道鐵道公債・臺灣事業公

債の四種の公債金の收支を經理することとなりしが、此の中鐵道公債は本特別會計適用後明治四十年度迄に額面合計五千八百五十三萬六千四百五十圓を發行せられ、又事業公債は明治二十九年度以降同四十年度迄に合計一億六千六百八十八萬五十圓を、北海道鐵道公債は三十年度以降四十年度迄に合計六百四十萬三千六百五十圓を、臺灣事業公債は明治三十三年度より同三十九年度迄に合計三千四百五十萬八千五百三十五圓を發行せられ、之を以て夫々起債目的の事業遂行に要する經費に充てたり。然るに明治四十年に至り政府は其の財政計畫を變更し、同年度以降は此等各種公債の起債は之を打切り、此等の公債金を以て經營すべき諸事業は、之を普通歲入の支辨と爲すこととせしが、他方に於て此等の諸事業の中、臺灣特別事業に關するものは、既に明治三十八年度以降臺灣總督府特別會計の負擔に歸じ、其の他の事業は明治四十一年度以降一般會計の支辨となり、其の中の鐵道に關するものは、翌四十二年度に於て帝國鐵道特別會計の設置せらるるに及びて、之が負擔に歸屬したり。斯くて事業公債及鐵道公債金特別會計は、明治四十一年度以降は何等新なる收支計算を生ずることなく、唯其の名稱のみを存するに止まりしが、大正八年度より事業公債金特別會計の設置せらるるに及びて、大正七年度限り廢止せられたり。

第三項　朝鮮事業公債金特別會計

明治四十三年韓國併合の後朝鮮總督府は朝鮮に於ける產業の開發及文化の普及の爲め、鐵道の敷設、道路の改修、港灣の修築の三事業を企畫せしが、此等に要する經費は之を公債又は借入金を以て支辨することと爲し、明治四十四年三月法律第十八號を以て朝鮮事業公債法を公布し、朝鮮に於ける事業費支辨の爲め、五十五年以內の期限を以て公債を發行し、又は三年以內の期限を以て借入金を爲すことを得、此の公債及借入金の額は通じて五千六百萬圓以內と定めたり。右起債制限額は其の後數次の改正を經て、大正十二年三月以後三億九千三百七十萬圓となれり。而して右法律に從ひて發行したる公債金の收支は、其の性質上朝鮮總督府特別會計と區別して、特別の會計を設けて經理せしむることと爲し、同年三月左の如く朝鮮事業公債金特別會計法を公布したり。

朝鮮事業公債金特別會計法（明治四十四年三月二十三日法律第十九號）

第一條　朝鮮事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ特別トシ一般ノ歲入歲出ト區分スヘシ

第二條　公債金ヲ使用セムトスルトキハ一般會計ヲ經由シテ其ノ金額ヲ朝鮮總督府特別會計ノ歲入ニ組入レ其ノ歲出トシテ之ヲ拂出スヘシ但シ公債又ハ借入金ヲ償還スル場合ニ於テハ直ニ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

第三條　公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ寄託シ其ノ利子ハ之ヲ本會計ノ歲入ニ編入スヘシ

第四條　公債金ノ每年度內ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得第二條ノ規定ニ依リ朝鮮總督府特別會計ノ歲入ニ組入ルヘキ一般會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ニ付亦同シ

第五條　公債金ヲ以テ支辨スル事業完成ノ後本會計ニ剩餘アルトキハ之ヲ朝鮮總督府特別會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

第六條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第四百六號第五條ニ於ケル公債金特別會計ノ歳入ニ編入ス

三年度朝鮮總督府特別會計ノ歳入ニ編入ス

右の如くにして朝鮮事業公債金特別會計は明治四十四年度より設置せられしが、實際に於て朝鮮に於ける前述の諸事業の爲に公債を發行せしは、大正二年度に於て朝鮮事業公債三千萬圓、同六年度に於て右の償還及新規事業費に充つる爲め朝鮮事業公債四千五百萬圓、同七年度に於て五分利國庫債券千三百二十三萬五千八百七十五圓の三回に止まり、其の他は何れも金融狀況の關係上公債發行のことなく、年々朝鮮總督府特別會計に於て一時借入金を爲し、以て事業費の支辨に充てたり。從つて本特別會計に於て實際の收支計算を生せしは前記の三箇年度のみにして、其の他の年度は唯其の名稱を存するに止まりしが、大正八年度に於て新に事業公債金特別會計の設置せらるるに及びて、本特別會計は大正七年度限り廢止せられたり。

第四項　事業公債金特別會計及公債金特別會計

以上述べたる所の如く臺灣事業公債法に依る公債金は、事業公債及鐵道公債金特別會計に於て經理せられ、又朝鮮事業公債法に依る公債金の會計は、朝鮮事業公債金特別會計として處理せられ、其の取扱區々に分るるのみならず、均しく事業公債法に依るものは、前述の如く夫々特別の會計を以て經理せらるるに反し、電話事業公債法（大正六年七月法律第十一號）及樺太事業公債法（大正七年三月法律第二十一號）に依る公債金の如きは、之に關する特別會計の規定を存することなく、其の間何等の統一なかりしなり。是を以て政府は此等各種の事業公債法に依る公債金の收支は、總て一の特別會計の下に統一し、以て會計事務の簡捷を圖ることとなし、大正八年三月左の如く事業公債金特別會計法を公布したり。

事業公債金特別會計法（大正八年三月二十五日法律第十五號）

第一條　各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條　公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條　本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條　公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分整理シ其ノ事業完了ノ後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債特別會計法ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

事業公債金特別會計ハ右ノ如クニシテ大正八年度より設置せられ、各種事業公債法に依る公債金の收支を統一整理することとなれり。然るに翌大正九年八月法律第五十九號を以て道路公債法制定せられ、國道改良費支辨又は國道・府縣道若くは市の重要街路の改良費補助に關する經費支辨の爲め、公債を發行するを得ることとなりしが、之に依つて發行する公債は、多くは公共團體に對する補助の爲にするものなるが故に、之を事業公債と稱することを得ず、從つて此等の公債金の收支は、之を本特別會計に於て經理するを得ざるものとせられたり。其の他大正八年三月法律第三十一號に依り高等諸學校の創設及擴張費支辨の爲に發行する公債、又は帝國鐵道會計法に依る公債金の如きも、事業公債の名稱を存せざるが爲に、本特別會計の經理外に存せしが、政府は此等の諸公債金も之を事業公債金と共に統一整理するを便宜と爲し、右道路公債法の制定を機として、大正九年七月法律第九號を以て左の如く事業公債金特別會計法を改正し、其の名稱を單に公債金特別會計と改むると共に、事業公債に限らず各種の經費支辨の爲の公債金は、總て本特別會計に於て經理することと爲したり。

唯大正五年法律第四號卽ち大正三年臨時事件の經費支辨に關する法律に依り發行する公債は、臨時特殊の性質を有するものなるが故に、特に臨時軍事費特別會計に於て經理することと爲し、又臨時國庫證券法に依りて發行する臨時國庫證券の如きは、經費支辨の爲にする公債に非ざるを以て、之を本

特別會計の經理外に置きたり。

法律第九號（大正九年七月二十九日）

事業公債金特別會計法中左ノ通改正ス

「事業公債金特別會計法」ヲ「公債金特別會計法」ニ改ム

第一條　各種ノ經費ノ支辨ニ充ツヘキ公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分ス

・ヘシ

第二條　公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入

ルヘシ

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費毎ニ區分整理シ其ノ經費ヲ要セサルニ至リタル後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ經費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第八條　本法ハ大正五年法律第四號ニ依リ發行スル公債ノ收入金ニ關シテハ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くにして事業公債金特別會計は、大正九年度以後は單に公債金特別會計と稱せらるることとなり、爾後制定せられたる電信事業公債法（大正九年八月法律第四十二號）・道路公債法（大正九年八月法律第五十九號）・關東州事業公債法（大正十一年三月法律第十五號）・震災善後公債法（大正十二年十二月法律第五十六號）・大正十二年十二月法律第五十五號・大正十三年勅令第四十六號等の諸法令に依りて發行せらるる公債金の收支は、總て本特別會計に於て之を經理し、以て大正末年に及べり。

第十七款　帝國學士院學術奬勵金特別會計

明治四十三年七月帝室より學術研究奬勵の目的を以て、帝國學士院に對し十箇年間毎年二千圓宛御下賜の御沙汰あり、仍て政府は此の御下賜金を基礎として、之に有志者の寄附金等を加へて、帝國學士院學術奬勵金特別會計を設置することと爲し、明治四十四年三月、左の如く帝國學士院學術奬勵金特別會計法を公布したり。

帝國學士院學術奬勵金特別會計法（明治四十四年三月二十七日法律第三十八號）

第一條　學術研究奬勵ノ爲帝國學士院學術奬勵金特別會計ヲ設置ス

第二條　本會計ハ帝室下賜金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳入トシ學術研究奬勵ノ爲ニ要スル支出ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條　本會計ハ學術研究奬勵ノ爲有價證券ノ寄附ヲ受ケ之ヲ保有スルコトヲ得

第四條　本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託スルコトヲ得

第五條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　學術研究奬勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

第七條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ノ規定ニ依ル

第八條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

右に伴ひ同年四月、左の如く帝國學士院學術奬勵金特別會計規則を制定し、本特別會計の收支に關する手續を定めたり。

帝國學士院學術奬勵金特別會計規則（明治四十四年四月一日勅令第六十九號）

第一條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ有價證券明細書ヲ添附スヘシ

第二條　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三條　預金ノ寄託及拂出ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四條　本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

此ノ仕拂元受高ヲ超過スル仕拂命令ヲ發スルハ毎年度三月三十一日限リトス

第五條　各年度ノ歳出ニ屬スル仕拂命令ヲ發スル官吏ハ其ノ徴收簿ノ結果ニ依リ毎月徴收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條　歳入ヲ徴收スル官吏ハ其ノ徴收簿ノ結果ニ依リ毎月徴收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條　大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、豫算決定後增加額、仕拂元受高、仕拂命令濟額、殘額ヲ登記スヘシ

第八條　歳入ヲ徴收スル官吏ハ徴收簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未

濟額ヲ登記スヘシ

第九條　金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ支出簿ニハ歳出ノ豫算額、仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高、仕拂命令受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第十條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國學士院學術奬勵金は其の設置以來、學士院長の委任經理の下に、年々優秀なる學術の研究に對する賞與又は補助の爲めに支出せられしが、大正四年度に於て特別會計の一般的整理を行はんとするに際し、政府は本奬勵金に就ては特別會計を設けて經理するの必要なきものと認め、大正四年六月法律第十二號を以て本特別會計を大正四年度限り廢止することと爲したり。但し特別會計廢止後も本學術奬勵金は之を一般の經費と混同せざるが爲め、其の經理を從前通り帝國學士院長に委任することと爲し、右法律と同時に法律第十三號を以て左の如く公布したり。

法律第十三號（大正四年六月二十一日）

帝國學士院ニ於テ學術研究奬勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

附　則

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國學士院學術奬勵金特別會計法ニ依リ帝國學士院長ニ經理ヲ委任セラレタル金額ノ支出殘額ハ本法ニ依リ經理ヲ委任セラレタルモノト看做ス

第十八款　賠償金特別會計

大正八年六月ヴエルサイユに於て、同盟及聯合國と獨逸國との間に平和條約調印せられ、我國も亦右平和條約賠償編の規定に基き、獨逸國より賠償金を受領することとなりしが、右賠償金の受領額は當時未だ確定せず、各國間の商議中に屬せしも、本邦の要償額は相當巨額に達する見込なる上、其の支拂は約三十箇年の長期に亙り、且賠償支拂の方法としては、現金の外に染料又は船舶等の物件を以てするの場合を認められしを以て、此等賠償物件の受領、保管、處分等に就ても、特別の取扱手續及經費を要し、從つて賠償金の經理は頗る複雜とならざるを得ず。且又右賠償金の費途としては、大戰の結果本邦人の受けたる各種の損害に對して相當の救恤金を交付し、其の他有效なる用途を攻究して之に使用するを適當とすべし。以上の如き理由に依りて、政府は右賠償金の收支計算は之を一般會計の歳入歳出と區別し、特別會計を設置して之を經理するの必要ありと認め、大正九年八月左の如く之に關する法律を公布したり。

賠償金特別會計法（大正九年八月三日法律第二十五號）

第一條　獨逸國等トノ平和條約賠償條項ニ基キ受領スル賠償金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　本會計ノ資金ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第三條　本會計ハ賠償金及其ノ利子、本會計所屬物件ノ賣拂代金及貸付料、運用利殖金竝附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ法令ノ定ムル所ニ依リ支出スル交付金、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第四條　政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第五條　本會計ノ資金ニシテ毎年度內ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條　獨逸國等トノ平和條約賠償條項ニ基キ受領スル有價證券其ノ他ノ物件ハ本會計ノ所屬トス

本會計ノ收入支出及本會計所屬物件ノ保管出納ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の制定に伴ひ同月左の如く賠償金及賠償物件の收支及保管出納に關する規程を設けたり。

賠償金特別會計規則（大正九年八月十三日勅令第二百五十四號）

第一條　本會計ノ收入支出及本會計所屬物件ノ保管出納ハ會計規則、物品會計規則、明治二十六年勅令第七十號及官有財產管理規則ニ依ル

第二條　本會計所屬ノ物件ヲ賣拂又ハ貸付スル場合ニ於テ所管大臣公告シテ競爭入札ニ付スルヲ不利ト認ムルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕明治二十六年七月十日公布勅令第七十號ハ各官廳ニ於テ管理スル政府所有ノ有價證券及政府ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル有價證券寄託ノ件ナリ。

斯くて賠償金特別會計は大正九年度より設置せられしが、當時未だ賠償金として現金の支拂は之を存せざりしも、賠償金支拂の方法としての現物の引渡は既に大正九年度より實行せられ、船舶・染料・藥品等の物件は之が引渡を受け、爾後も尙引續き斯かる賠償物件を年々受領するの見込なりしを以て、此等の賠償物件を如何に處分すべきやは當面の重要なる問題にして、且賠償金特別會計に關する事務として頗る困難なるものに屬せり。茲に於てか此等賠償物件の處理に關する協議機關を設くるの必要を認め、大正九年十一月大藏省內に賠償物件處理委員會を設置し、以て受領船舶の賣却又は貸付、受領染料及藥品等の賣却、其の他賠償金特別會計の收支に關する處理決定に當らしめたり。

現物賠償として獨逸國より受領すべき各種物件の中、船舶に關しては運送業者をして之を本邦へ廻航せしむることとし、其の廻航中は料金を徵せずして右船舶の使用及收益を許容すると共に、廻船の諸費用は總て之を運送業者に負擔せしむるを以て便宜なりと認めしが、此の方法は官有財產管理規則に違背するを以て、大正九年十二月勅令第五百六十一號を以て、左の如く之に對する特例を設けたり。

勅令第五百六十一號（大正九年十二月十五日）

大藏大臣ハ運送業者ヲシテ其ノ計算ニ於テ賠償金特別會計所屬ノ船舶ヲ本邦ニ廻航セシムルニ當リ其ノ船舶ニ關シ生シタル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

場合ニ於テハ料金ヲ徴セスシテ其ノ船舶ノ使用及收益ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次に現物賠償として受領すべき、此等船舶・染料・藥品等の物件を本邦へ輸入するに就きて、他の一般商品と同樣之に輸入稅を賦課するときは、嘗に賠償金特別會計は其の稅額を負擔するの餘裕なきのみならず、右關稅の賦課は單に一般會計と特別會計との間に收支の手續を重ぬるに過ぎず、國庫の收益には何等の增減あるものに非ざるを以て、寧ろ此等賠償物件に對しては全く輸入稅を免除するを便宜なりと認め、大正十年三月左の如く之に關する法律を公布したり。

法律第四號（大正十年三月十五日）

獨逸國等トノ平和條約賠償條項ニ基キ受領シタル賠償物件ニシテ政府ノ輸入スルモノノ輸入稅ハ之ヲ免除ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに此等の賠償物件は受領後は總て之を民間に拂下ぐる方針に決定せしが、之が賣拂に當り其の代金は相當巨額に上り、之を一時に納付せしむることは買受人の苦痛尠からざるのみならず、此の種物件に關する民間賣買の實情をも考慮して、之が代金の延納を許すを適當と爲し、大正十一年二月大藏省令第十六號を以て、大正十年勅令第三百七十四號に依り、左の如く賠償金特別會計所屬物件賣拂代金延納の件を定めたり。

大藏省令第十六號（大正十一年二月二十一日）

賠償金特別會計所屬物件ノ賣拂代金ハ一口三千圓以上ナル場合ニ限リ擔保トシテ國債ヲ提供セシメ一年以內ノ延納ヲ許スコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

曩に對獨平和條約締結せらるるや、我國は其の條項に基き、山東鐵道竝に之に附帶する山東鑛山に關する一切の獨逸の權利竝に特權を取得せしが、賠償委員會は此の價額を五千九百萬金馬（此の邦貨換算額二千八百二十萬二千圓）と評定し、右價額の中、獨逸が實際に其の舊所有者に補償を支拂ひし限度に於て、右金額を我國の獨逸より受領すべき賠償金と相殺すべきことを決定したり。然るに大正十年華盛頓會議開催の結果、翌年二月四日山東懸案解決に關する條約成立し、右條約に基き山東鐵道及鑛山は之を支那國に讓渡することとなり、大正十二年一月之が引渡を了せり。而して支那國政府は山東鐵道讓渡の代償として、同年四月國庫證券（膠濟鐵道國庫證券）四千萬圓を我國政府に交付し、又山東鑛山讓渡の代償としては、日支兩國人の合辨を以て新に設立せらるべき山東鑛山會社より、補償金五百萬圓を我國政府に交付することとなれり。茲に於て政府は右の國庫證券及補償金の一部は、山東鐵道及鑛山に對する賠償委員會の評價額を超えざる限度に於て、之を本特別會計の資金に歸屬せしむるを至當と爲し、大正十二年四月賠償金特別會計法に對し、左の如く之に關する改正を施したり。

法律第三十八號（大正十二年四月二日）

賠償金特別會計法中左ノ通改正ス

第七條　山東懸案解決ニ關スル條約第十五條及第十八條竝山東懸案鐵道細目協定第四條ノ規定ニ依リ支那國政府ヨリ交付ヲ受クル國庫證券ハ本會計ニ歸屬セシメ同條約第二十二條ノ規定ニ依リ設立セラルル會社ヨリ山東懸案細目協定第二十四條ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル補償金ハ本會計ニ繰入ルヘシ

前項ノ規定ニ依リ本會計ニ歸屬セシムル國庫證券ノ額面金額及本會計ニ繰入ルル補償金ノ額ハ通シテ獨逸國トノ平和條約附屬議定書第二號ノ規定ニ依リ獨逸國ノ貸方ニ記入スヘキ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前山東懸案解決ニ關スル條約第十五條及第十八條竝山東懸案鐵道細目協定第四條ノ規定ニ依リ支那國政府ヨリ交付ヲ受ケタル國庫證券ハ本法施行ノ際之ヲ本會計ニ歸屬セシム之ヲ獨逸保有當時の價額と其の後我國の支出したる改良費との割合にて分割し、前者二千五百五十萬圓は之を本特別會計に歸屬せしめ、後者千四百五十萬圓は之を對支文化事業特別會計に歸屬せしむることと爲し、又山東鑛山補償金五百萬圓に就ても之を鑛山會社より受領の上は、此の中二百六十七萬三千八百六十五圓を本特別會計に、殘額を對支文化事業特別會計に歸屬せしむることと決したり。

世界大戰の結果我國民が身體生命及財產に就きて受けたる損害、特に船舶の蒙りし損害は頗る巨額に達せしが、此等國民の蒙りし損害に對しては、政府に於て何等賠償の義務を有せずと雖も、財政上の都合の許す範圍內に於て相當の救恤を行ふことは、被害者に對する適當の處置なるを以て、既に賠償金特別會計法制定の際に於ても此の事を豫想し、本特別會計の歲出項目の一として『法令ノ定ムル所ニ依リ支出スヘキ交付金』を設けたり。斯くて大正十四年第五十回帝國議會に至り、政府は『同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案』を提出して議會の協贊を經、同年四月法律第三十九號を以て之を公布したり。而して右法律に依れば被害者に對する救恤金の總額は五百萬圓以內とし、之を賠償金特別會計より支出することとなりしを以て、賠償金特別會計の最重要なる歲出項目は將來之を存せざるに至り、政府は最早賠償金の經理の爲に特に特別會計を存置する必要なしと認め、特別會計整理の意味を以て本特別會計廢止に關する法律案を、前記被害者救恤に關する法律案と同一議會に提出し、衆議院は之を可決せしが、貴族院に於て議決を經るに至らずして葬られ、本特別會計は引續き存續して大正末年に至れるものとす。

第十九款　國有財產整理資金特別會計

大正十年四月法律第四十三號を以て國有財產法制定せられ、翌十一年四月一日より施行せらるることとなり、茲に從來の國有財產管理制度は根本的に改革せられたり。然るに同法に基きて行はるる國有財產の整理處分に依りて生ずる收入は、收入のあるに從ひて隨時之を一般の經費に費消することは、其の性質に鑑みて妥當ならざるのみならず、國有財產の整理の爲には必然的に移轉費營繕費其の他の費用を要するもの多々之れあるものなるが、此等のものに就て其の整理の圓滑を期するが爲には、之が經費の支出に就て成るべく一般會計に累を及ぼさずして、其の遂行を圖るの必要あり。

此等の理由に依り政府は、國有財産の整理處分に依る收入は、之を其の整理に關して必要なる事務費、營繕費等に充用すると共に、原則として之を他の經費に費消せざる趣旨を以て、之が爲に特別會計を設置することを至當と認め、大正十一年三月左の如く國有財産整理資金特別會計法（大正十一年三月二十八日法律第六號）を公布したり。

國有財産整理資金特別會計法

第一條　國有財産整理資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條　國有財産整理資金ハ國有財産ノ整理處分ニ因ル收入及附屬雜收入ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ收入ニシテ他ノ特別會計ノ歳入ニ屬スルモノ及國有林野又ハ北海道國有未開地ノ處分ニ因ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條　國有財産整理資金ハ國有財産ノ整理ニ關シ必要ナル事務費、營繕費其ノ他ノ諸費ニ之ヲ使用ス

第四條　國有財産整理資金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ拂出スヘシ

第五條　國有財産整理資金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第六條　一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ國有財産整理資金ヲ第三條ニ規定スル費途以外ノ營繕費ニ使用スルコトヲ得

第七條　政府ハ毎年國有財産整理資金ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト俱ニ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條　國有財産整理資金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

第九條　國有財産整理資金ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス

國有財産整理資金は其の設置の趣旨に從ひ、之を國有財産の整理に必要なる諸經費に使用すべきは勿論なるが、國有財産の整理に依る收入は、年々此等の經費を支辨して尚多大の剩餘を生ずるの豫定なるを以て、右特別會計法は前揭の如く其の第六條に於て、一般の歳計上必要ある場合には、前述の費途以外の營繕費に國有財産整理資金を使用することを得るの規定を設けたり。而して此の條項に從ひ大正十一年度以降、年々之を中央諸官衙の建築費に使用することと爲したり。

第二十款　教育改善及農村振興基金特別會計

歐洲大戰勃發以來經濟界の好況に伴ひ補助貨幣は著しく拂底し、殊に銀相場騰貴の影響に因り、銀貨幣は殆ど流通市場より其の影を沒するに至りしを以て、政府は大正六年以降各種の小額紙幣を發行して、補助貨の缺乏を補ふことに努めしが、此の小額紙幣は其の發行の趣旨に顧み、且其の流通の實蹟に徴し、成るべく速に之を回收するを必要とせしを以て、政府は之に代るべき補助貨の發行を計畫し、先づ大正七年五月五十錢、二十錢及十錢銀貨の寸法及量目等の改正を行ひて、其の鑄潰點を六十五片半に引上げ、尋いで大正九年七月に至り十錢銀貨を廢して之を白銅貨とすると共に、五錢白銅貨の量目を低減したり。而して此等改正補助貨幣の中、白銅貨は直に鑄造發行せられしが、銀貨幣に關し

ては、爾來銀價の騰貴益、甚しく、右の改正鑄潰點をも凌駕せんとするの勢を示せしを以て、政府は鑄造濟銀貨の發行を暫く見合はすこととなしたり。然るに大正十年に至り銀價の大勢稍、安定に近づきしを以て、政府は大正十一年四月更に貨幣法を改正し、從來の銀貨鑄潰點六十五片半を百片に引上ぐることを標準として、五十錢及二十錢銀貨の品位・量目・寸法等を改正したり。斯くて政府は大正十一年以降に於て五十錢銀貨・十錢及五錢白銅貨竝に一錢青銅貨の未曾有の大鑄造を行ひ、以て小額紙幣の回收に努むることとしたり。茲に於てか此の改鑄補助貨幣の材料費と額面價格との差異より生ずる改鑄益金は、大正十一年度以降急激に增加し、從つて此の益金の繰入を受けたる、造幣局特別會計中の資金部の資金現在額は、大正十二年度末に於て一億五千七百餘萬圓に達したり。元來造幣局資金設置の目的とする所は、舊貨幣及流通不便貨幣の交換及處分に關する用途に供するに在るものなるが、此の目的の爲に資金部に保留するを要する資金は、五千萬圓を以て充分とするが故に、其の殘餘は之を他の經費に流用するも支障なきものなり。然れども斯かる巨額の資金の增加は上述の如く主として政府の貨幣政策遂行に伴ふ偶然の所產にして、寧ろ政府の豫期せざりし收入とも稱すべきものなるが故に、政府は之を一般の經費に流用することなく、特別基金として保留し、其の運用利殖を以て國民全般の福祉增進の爲めの施設を行ふことと爲し、大正十二年三月第四十六回帝國議會に社會事業基金特別會計法案を提出したり。即ち此の案は造幣局資金の內一億二千萬圓を元資金として社會事業基金特別會計を設け、此の基金の運用利殖金は勅令を以て指定する社會事業に關する費途に使用せんとするものなりしが、議會の審議未了の爲め成立するに至らざりき。

尋いで大正十四年三月に至り政府は、右造幣局資金を各種の緊要なる施設中、特に緊要にして且普遍的なる、師範教育の改善及農村產業の振興に要する費用に使用するを最も適當と認め、第五十回帝國議會に教育改善及農村振興基金特別會計法案を提出したり。右法案は衆議院に於ては異議なく可決せられしも、貴族院に於ては其の一部を修正せられたり。即ち政府原案第三條は『本基金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ師範教育ノ改善及農村產業ノ振興ニ必要ナル費途』に使用するものとせられしも貴族院に於ては、本基金の費途を右の如く法律を以て師範教育の改善及農村產業の振興に限定し、且其の施設事項を勅令を以て規定せんとするは、窮屈に失するを以て、寧ろ廣く教育の改善及農村の振興に必要なる費途に使用することを得せしめ、且其の施設事項も每年豫算に於て決定することと爲し、以て將來に於ける基金の活用に彈力性を與ふるを以て可なりと爲し、原案第三條を『本基金ハ教育ノ改善及農村ノ振興ニ必要ナル費途ニ之ヲ使用ス』と修正したり。右修正案は衆議院の同意を經て大正十四年三月左の如く公布せられたり。

教育改善及農村振興基金特別會計法（大正十四年三月三十日法律第十四號）

第一條　教育改善及農村振興基金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置スヘシ

第二條　造幣局資金ノ內一億三千萬圓ハ之ヲ本基金ニ繰入ルヘシ

第三條　本基金ハ教育ノ改善及農村ノ振興ニ必要ナル費途ニ之ヲ使用ス

第四條　第二條ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ハ本基金ノ元資金トシ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第五條　本基金ハ國債ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利殖金ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ

第六條　本基金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ拂出スヘシ

第七條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條　本基金ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くにして教育改善及農村振興基金特別會計は大正十四年度に於て設置せられしが、右基金一億三千萬圓の運用方法に關しては、政府は年利五分を以て一般會計に之を貸付するの形式に依り、内一億四百萬圓を臨時軍事費公債の未募集額の代り財源に充當して、臨時軍事費特別會計を大正十四年四月一日限り終結せしめ、殘額二千六百萬圓は之を大正十四年度に於て、震災善後公債の一部に振充つることと爲したり。而して斯く運用することに依りて生ずる利子收入六百五十萬圓の費途に關しては、其の中四百萬圓を師範教育改善費に、二百五十萬圓を農村振興費に使用することに決定し、大正十四年度豫算案に之を計上したり。今其の計畫の概要を見るに、師範教育改善に關しては(一)高等小學校二年卒業者を直に師範學校に入學せしむるの方針を以て、師範學校の修業年限を下に一年延長し(二)師範學校に修業一年の專攻科を設置して本科卒業者の入學を許し(三)師範學校第二部（中學校又は高等女學校卒業者を收容するもの）の修業年限を一年に限定し、其の學級數を約二倍に增加することの三點にして、農村振興に關しては(一)穀物調製設備其他産業共同施設の普及奨勵(二)共同蠶倉庫竝共同乾繭裝置設置助成(三)農業倉庫の奨勵(四)農具改良の普及奨勵(五)産業組合事業の督勵(六)副業奨勵(七)畜産共同施設奨勵(八)種牡牛馬の補充竝畜力利用の奨勵(九)船揚場及船溜場設備其他漁業共同施設の奨勵即ち之なりとす。

然るに造幣局資金は右教育改善及農村振興基金には約六千四百餘萬圓となる計算なりしを以て、政府は此の中一千四百萬圓を更に同基金に繰入ることと爲し、大正十五年三月法律第二十七號を以て本特別會計法を改正して、第二條中『一億三千萬圓』を『一億四千四百萬圓』に改め、大正十五年度より之を施行したり。而して右改正に因りて新に增加すべき利子收入金七十餘萬圓は、之を農村振興費に充當することと爲し、大正十五年度に於ては之を以て(一)小麥及甘藷の改良普及奨勵(二)下級農會技術員の施設奨勵(三)林業共同施設の奨勵(四)畜産共同施設の奨勵(五)畜産物の販賣斡旋事業の奨勵を行ふことと爲したり。

第五節　營造物特別會計

第一款　學校及圖書館特別會計

明治二十三年特別會計に關する制度確立せらるるや、政府は同年三月法律第二十六號を以て、左の如く官立學校及圖書館會計法を制定し、文部省直轄の諸學校及圖書館竝に農商務省所管の東京農林學校に關する收支は、明治二十三年度以後夫々特別の會計を以て經理せしむることと爲したり。

官立學校及圖書館會計法（明治二十三年三月二十八日法律第二十六號）

第一條　文部省直轄學校及圖書館竝農商務省所管東京農林學校ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入授業料寄付金及其他ノ收入ヲ以テ其歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　學校及圖書館ノ資金ハ從來所有スル蓄積金政府ヨリ交付シ若クハ他ヨリ寄付シタル動產不動產及歳入殘餘ヨリ成ルモノトス

第三條　教員事務員ノ俸給諸給旅費器具器械圖書標本費授業費試驗費生徒ニ關スル諸費事務處費營繕費雜支出其他寄付者ノ指定シタル費途ヲ以テ學校及圖書館ノ歳出トス

第四條　學校及圖書館ノ寄付金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其約束ニ從ヒ之ヲ使用シ其會計ハ別ニ之ヲ整理スヘシ

第五條　政府ハ每年各學校及圖書館ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　學校及圖書館ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝國議會ニ關涉スルモノハ帝國議會開會後ノ會計年度ヨリ施行ス

右法律の制定と同時に勅令第五十三號を以て、官立學校及圖書館會計規則を公布し、其の經理方法の詳細を規定せしが、右會計規則は爾後明治二十六年十二月（勅令第二百二十六號）同三十年九月（勅令第二百九十三號）同三十三年三月（勅令第百二十九號）同三十五年八月（勅令第二百四號）等數次の部分的改正を經て、明治四十年の廢止の時に至れり。今此等の諸改正を經たる同規則の全文を掲ぐれば左の如し。

官立學校及圖書館會計規則（明治二十三年三月二十八日勅令第五十三號）

第一章　資金

第一條　資金ヲ分テ左ノ二種トス

第一　維持資金

第二　特別資金

維持資金ヨリ生スル利子其他ノ收入ハ學校一般ノ經費ニ充ツルモノトス

特別資金ヨリ生スル利子其他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其殘餘ハ該資金ノ增殖ニ充ツルモノトス

第二條　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三條　資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但特別資金ニ限リ用途指定者ノ同意ヲ以テ元金ヲ使用スルコトヲ得

第四條　資金ニ屬スル現金ハ總テ預金局ニ寄托スヘシ

第五條　資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產公債證書其他ノ證券ニ換ヘ又ハ資金ニ屬スル不動產公債證書其他ノ證券ニ換ヘントスルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ但寄付ニ係ル不動產ハ寄付者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ離權スルコトヲ得ス

第六條　資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第二章　歳入歳出

第七條　左ノ諸收入ヲ以テ學校ノ經常歲入トス

第一　政府ノ支出金
第二　授業料及試驗料
第三　寄附金
第四　公債證書及諸證券ノ利子又ハ配當金
第五　土地家屋ノ貸付料
第六　實驗用生產品賣拂代
第七　雜收入

第八條　左ノ諸費ヲ以テ學校ノ經常歲出トス

第一　敎員事務員ノ俸給諸給及旅費
第二　學術用器具器械圖書及標本費
第三　授業費及試驗費
第四　奬學費
第五　生徒費
第六　事務所費
第七　營繕費
第八　雜支出

第九條　左ノ諸收入ヲ以テ圖書館ノ經常歲入トス

第一　政府ノ支出金
第二　書籍借覽料
第三　寄附金
第四　公債證書及諸證券ノ利子又ハ配當金
第五　土地家屋ノ貸付料
第六　雜收入

第十條　左ノ諸費ヲ以テ圖書館ノ經常歲出トス

第一　事務員ノ俸給諸給及旅費
第二　圖書費
第三　閱覽室費
第四　事務所費
第五　營繕費
第六　雜支出

第十一條　經常歲出ハ經常歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ臨時ノ歲出ニ充ツル所ノ財源ハ其都度之ヲ定ム

第三章　豫算決算

第十二條　歲入歲出豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日マテニ各省豫定經費要求書ト俱ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ條中改正）

第十三條　所管大臣ハ其年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ每年度ノ豫算ニ添付スヘシ

第十四條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ會計檢查院ニ證明ノ爲メ每年度歲入徵收額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ歲入事務管理廳ニ送付シ歲入事務管理廳ハ之ヲ會計檢查院ニ送付スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號、三十三年勅令第百二十九號、三十五年勅令第二百四號ヲ以テ本項追加及項中改正）

學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ會計檢查院ニ證明ノ爲メ每月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計檢查院ニ送付スヘシ（二十六年勅令第二百四號ヲ以テ本項追加及項中改正）

本條第二項第三項ノ計算書ハ特ニ所管大臣ヨリ委任ヲ受ケタル官吏ヨリ直ニ會計檢查院ニ送付セシムルコトヲ得（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ本項追加）

第十五條　歲入歲出ノ豫定計算書及決定計算書ハ款項ニ區分シ更ニ各目ニ分チ成ルヘク歲入ノ性質歲出ノ用途ヲ明示スヘシ（三十年勅令第二百九十號ヲ以テ本條削除）

第十六條（三十年勅令第二百九十號ヲ以テ本條追加）

第四章　收入支出

第十七條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後所管大臣學校若クハ圖書館長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ

所管大臣ハ學校若クハ圖書館ノ支部長ヲシテ歲出豫算ノ一部ヲ執行セシメントスルトキハ仕拂豫算ヲ以テ之ヲ命スヘシ（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ本項追加）

仕拂豫算ニ關スル規程ハ會計規則第二章第三款ノ例ニ依ル（同上）

第十八條　學校及圖書館會計主任ノ官吏ハ收入官吏トシテ會計規則第二十五條第二十六條ノ手續ニ依リ學校又ハ圖書館ノ收入ヲ取扱ヒ學校長圖書館長又ハ其ノ支部長之ヲ監督スヘシ（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ條中改正）

第十八條ノ二　學校又ハ圖書館ハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高トシ歲出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ本條追加）

第十九條　學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ經費ヲ支出スル爲メ仕拂命令官ノ責任ヲ以テ金庫ニ向ヒテ仕拂請求書ヲ發スヘシ（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ條中改正）

第二十條　學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ正當債主若クハ其代理人ノ爲メニスルニアラサレハ仕拂請求書ヲ發スルコトヲ得ス（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ條中改正）

在外國人學術家又ハ學術研究旅行者ニ物品ノ購買採集若クハ實驗ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル在外國人學術家又ハ學術研究旅行者ヲ受取人トシテ仕拂請求書ヲ發シ概算ヲ以テ現金ヲ交付スルコトヲ得（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ本項改正）

學術試驗品標本品購入費奬學費生徒費事務所費ニ限リ所管大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保證金額ノ二倍ヲ極度トシ學校會計主任ノ官吏ニ現金ノ前渡ヲナスコトヲ得

所管大臣ハ前項ニ依リ現金前渡ヲナスヘキ費目及金額ヲ定メタルトキハ之ヲ大藏大臣ニ通

知スヘシ

第二十一條　學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ總テ仕拂請求書ヲ發スル前其支出ハ正當ニシテ必要ナルヤヲ調査シ其金額ヲ算定シ又其支出ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキヤ金額ハ豫算定額及仕拂元受高ニ超過スルコトナキヤ支出科目及所屬年度ヲ誤ルコトナキヤヲ調査スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本條中改正）

第二十二條　學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ハ歲出豫算明細書ニ定メタル費目ノ彼是流用ヲ要スルトキハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ（同上）

第二十三條　仕拂請求書ニハ受取人ノ氏名（概算渡現金前渡ノ場合ニハ受取人ノ資格トモ）仕拂ヲ要スル金額支出科目年度番號ヲ記載スヘシ但支出科目ノ同一ナルモノハ集合仕拂請求書トシテ別ニ各受取人ノ金額氏名表ヲ添ユルコトヲ得（同上）

第二十四條　學校長圖書館長又ハ其ノ支部長ノ發シタル仕拂請求書取扱ノ手續ハ會計規則第三十五條第三十六條仕拂命令取扱ノ例ニ依ル（同上）

第二十五條　各年度ノ歲出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ翌年度四月三十日ヲ限リトス

第二十五條ノ二　定額戻入ニ關スル規程ハ第二十五條ノ三ニ定メタル期限ノ外總テ會計規則第六章第三款ノ例ニ依ル（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本條追加）

第二十五條ノ三　各年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス（同上）

第二十六條　現金前渡ヲ受ケタル官吏監督ノ規則ハ大藏大臣所管大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二十七條　金庫ハ案內仕拂請求書若クハ金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スル仕拂請求書ヲ受ケタルトキ其ノ仕拂請求書合式ニシテ且豫算各項ノ金額及仕拂元受高ニ超過セサルトキハ仕拂ヲナスヘシ（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本項改正）（三十三年勅令第二百二十六號ヲ以テ本項改正）（九號ヲ以テ本項中改正）

前項ノ外金庫ニ於テ仕拂請求書ニ對シテ仕拂ヲ執行シ又ハ之ヲ拒絕スルハ會計規則第四十三條第四十五條第二項第四十六條仕拂命令取扱ノ例ニ依ル（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本項改正）

第二十八條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ其徵收簿ノ結果ニヨリ毎月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本條改正）

第二十九條　金庫出納役ハ毎月仕拂請求書受領濟額報告書ヲ調製シ其ノ翌月中ニ大藏省ニ送付スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號ヲ以テ本條改正）

第五章　年度繰越歲入殘餘

第三十條　毎年度內ニ於テ仕拂フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ若クハ事故アリテ翌年度四月三十日マテニ仕拂請求書ヲ發セサルモノ及仕拂請求書ヲ發シタルモ同日マテニ金庫ニ於テ仕拂請求ヲ受ケサルモノハ支出未濟又ハ仕拂未濟トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲナスヘシ

第三十一條　工事又ハ製造費ニシテ年度內ニ仕拂義務ヲ生セス仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第三十二條　所管大臣ハ學校又ハ圖書館ノ經費ヲ繰越サントスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ必要ノ參照書類ヲ添ヘ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ（三十三年勅令第百二十九號ヲ以テ本條改正）

第三十三條　大藏大臣ハ前條繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第三十四號　特ニ用途ヲ指定シタル寄付金ニシテ別途整理ヲ要スルモノヽ毎年度内ニ仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシ殘額ハ總テ翌年度ヘ繰越シ使用スヘシ其仕拂請求書ヲ發シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕拂ヲ終ラサリシモノハ第三十條仕拂未濟金整理ノ例ニ依ル但本條ノ支出殘額及仕拂未濟金ハ寄付者ノ同意ヲ得テ資金トナスコトヲ得

第三十五條　第三十條ニ依リ繰越シタル支出未濟及仕拂未濟ノ金額ニシテ會計法第十八條ニ依リ期滿免除トナリタルモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第三十六條　每年度ノ歳入中仕拂濟額及繰越額ヲ扣除シタル殘餘ハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第六章　工事及物件ノ賣買貸借

第三十七條　工事及物件ノ賣買貸借ニ關スル規則ハ會計規則第八章ノ例ニ依ル（二十六年勅令第二百二十六號及三十三年勅令第百二十九號ヲ以テ本條改正）

第七章　出納官吏

第三十八條　出納官吏ニ關スル規則ハ會計規則第七章ノ例ニ依ル

第八章　帳簿

第三十九條　大藏省ハ各學校圖書館會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額確定額收入濟額不納缺損額收入未濟額歳出ノ豫算額豫算決定後增加額仕拂元受高支出濟額翌年度繰越額殘額ヲ登記スヘシ（二十六年勅令第二百二十六號及三十五年勅令第二百四號ヲ以テ本條中改正）

第四十條　歳入ヲ徴收スル官吏ハ徴收簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ（三十三年勅令第百二號ヲ以テ本條改正）

第四十一條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額仕拂請求書受領濟額ヲ登記シ又仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ仕拂元受高仕拂請求書受領濟額仕拂額ヲ登記スヘシ（二十六年勅令第二百二號及十六號ヲ以テ本條改正）

第四十二條　會計主任ノ官吏ハ現金出納簿ヲ備ヘ一切其取扱タル現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第九章　雜則

第四十三條　本規則ニ依リ當該官吏ヨリ會計檢査院ニ提出スル所ノ證明書ニ關スル規程樣式ハ會計檢査院ニ於テ之ヲ定ムヘシ（二十六年勅令第二百二號ヲ以テ本條改正）

第四十四條　前條ノ外本規則ニ揭クル諸書類帳簿ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第四十五條　所管大臣ハ部下ノ高等官ヲ以テ學校會計監理官トシ學校ノ會計ヲ監督セシムヘシ

第四十六條　本規則ハ明治二十三年四月會計法施行ノ日ヨリ施行ス

本規則ト牴觸スル命令ハ總テ本規則施行ノ日ヨリ廢止ス

斯くて右官立學校及圖書館會計法に依り設置せられたる特別會計は、明治二十三年度に於ては帝國大學・高等師範學校・女子高等師範學校・第一高等中學校・第二高等中學校・第三高等中學校・第四高等中學校・第五高等中學校・山口高等中學校・鹿兒島高等中學校・東京音樂學校・東京盲啞學校・東京圖書館・東京農林學校・東京美術學校・東京工業學校・東京商業學校・東京高等商業學校・東京造士館の十七種に上れり。右の中農商務省所管東京農林學校は明治二十三年六月以後帝國大學の分科大學となりて、特別會計を廢止せられしが、爾後學校の新設に伴ひて特別會計の數も年々增加し、明治三十九年度に至りては本法に依りて設置せら

れたる特別會計は、東京帝國大學・京都帝國大學・東京高等師範學校・廣島高等師範學校・女子高等師範學校・札幌農學校・盛岡高等農林學校・東京高等商業學校・長崎高等商業學校・神戸高等商業學校・山口高等商業學校・第一高等學校・第二高等學校・第三高等學校・第四高等學校・第五高等學校・第六高等學校・第七高等學校造士館・千葉醫學專門學校・仙臺醫學專門學校・岡山醫學專門學校・長崎醫學專門學校・東京高等工業學校・大阪高等工業學校・京都高等工藝學校・名古屋高等工業學校・熊本工學專門學校・仙臺工學專門學校・東京外國語學校・東京美術學校・東京音樂學校・東京盲啞學校・帝國圖書館の三十四種に達したり。然るに此等の特別會計中には其の歳入歳出額の極めて僅少なるものあるのみならず年々斯く多數の特別會計を編成し執行するは、其の手數徒に煩瑣に過ぎて、實益之に伴はざるものありしを以て、政府は次款に於て述ぶるが如く、東京及京都の兩帝國大學のみに對して別に特別會計を設くると共に、其の他の官立諸學校及圖書館に關しては、之を通じて一の特別會計を立つることとし、第二十三回帝國議會に學校及圖書館特別會計法案を提出したり。右法案は異議なく衆議院を通過せしも、貴族院は之に對して多少の修正を加へ、各學校又は圖書館毎に所屬する資金を設け、將來政府の支出金を俟たず、此の資金のみに依りて獨立の會計を維持し得るに至らば、當該學校又は圖書館の爲めに特別會計を設置せしむることとしたり。衆議院亦貴族院の修正に同意せしを以て、同法は明治四十年三月法律第二十三號を以て左の如く公布せられたり。茲に於て明治四十年度以後は學校及圖書館特別會計なる一會計の下に、從來の文部省直轄學校及圖書館特別會計法（明治四十年三月二十七日法律第二十三號）

第一條　文部省直轄學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三條　學校及圖書館資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動產及不動產竝歳入殘餘ヨリ成ル但シ第八條施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入セラレタルモノハ學校及圖書館毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條　資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但シ用途指定シタル資金ハ用途指定者ノ同意ヲ得テ元金ヲ使用スルコトヲ得

第五條　學校及圖書館ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該學校及圖書館ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第六條　教員事務員ノ俸給、諸給、旅費、器具機械圖書標本費、授業費、試驗費、生徒ニ關スル諸費、事務所費、修繕費、雜支出其ノ他寄附者ノ指定シタル費途ヲ以テ學校及圖書館特別會計ノ歳出トス

第七條　政府ハ毎年學校及圖書館特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條　文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後學校及圖書館毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ學校長及圖書館長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

第九條　學校及圖書館ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第十條　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十一條　奬學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ其ノ學校ニ交付シ學校長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十二條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ニ依ル

第十三條　學校及圖書館特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

官立學校及圖書館會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際各學校及圖書館ニ於テ從來資金トシテ所有スル動產不動產ハ總テ學校及圖書館資金ニ之ヲ編入スヘシ但シ收入ノ目的ヲ以テ所有シタル資金ハ第三條但書ニ依ル

右法律の制定に伴ひ學校及圖書館特別會計規則を左の通制定したり。

學校及圖書館特別會計規則（明治四十年三月二十七日勅令第六十號）

第一章　資　金

第一條　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ殘餘ハ該資金ノ增殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ學校圖書館一般ノ經費ニ充ツルモノトス但シ學校及圖書館特別會計法第三條但書及附則第三項但書ニ依リ整理スル資金ヨリ生スル收入ハ各當該學校及圖書館ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三條　資金ニ屬スル現金ハ總テ大藏省預金部ニ寄託スヘシ

第四條　資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘ又ハ資金ニ屬スル不動產、公債證書其ノ他ノ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘムトスルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動產ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離權スルコトヲ得ス

第五條　資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歲入歲出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六條　資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル取扱方ハ所管大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二章　豫算決算

第七條　歲入歲出豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ每年度ノ豫算ニ添附スヘシ

第九條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三章　收入支出

第十條　學校長及圖書館長ハ歲出ヲ支出スル爲金庫ニ向ヒテ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第十一條　學校及圖書館ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歲出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十二條　各年度ノ歲出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ翌年度四月三十日限トス

第十三條　仕拂請求書ノ發行及執行竝其ノ取扱手續ハ會計規則仕拂命令ノ例ニ依ル

第十四條　各年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第十五條　學校及圖書館ニ於テ在外國人、學術家又ハ學術研究旅行者ニ物品ノ購買採集又ハ實驗ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシ概算渡ヲ爲スコトヲ得

第四章　年度繰越

第十六條　每年度內ニ於テ仕拂フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ又ハ事故アリテ翌年度四月三十日迄ニ仕拂請求書ヲ發セサルモノ及仕拂請求書ヲ發シタルモ同日迄ニ金庫ニ於テ仕拂請求ヲ受ケサルモノハ支出未濟又ハ仕拂未濟トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲ爲スヘシ

第十七條　工事又ハ製造費ニシテ年度內ニ仕拂義務ヲ生セス仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第十八條　所管大臣ハ前條ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ參照書類ヲ添ヘ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第十九條　大藏大臣ハ前條繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ

第二十條　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ每年度內ニ仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシ殘額ハ總テ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ其ノ仕拂請求書ヲ發シテ年度內ニ金庫ニ於テ仕拂ヲ終ラサリシモノハ第十六條仕拂未濟金ノ例ニ依ル但シ本條ノ支出殘額ニシテ爾後仕拂ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ資金ト爲スコトヲ得

第二十一條　第十六條又ハ前條ニ依リ繰越シタル支出未濟及仕拂未濟ノ金額ニシテ會計法第十八條ニ依リ期滿免除ト爲リタルモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十二條　每年度ノ歲入中支出濟額及繰越額ヲ控除シタル殘餘ハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第五章　雜　則

第二十三條　大藏省ハ學校及圖書館特別會計ノ主計簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歲出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額、仕拂元受高、支出濟額、翌年度繰越額、殘額繰越額ヲ控除シタル殘餘ハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十四條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十五條　文部省ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十六條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額ヲ登記シ又仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ仕拂請求書受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第二十七條　所管大臣ハ部下ノ高等官ヲ以テ學校及圖書館會計監理官トシ學校及圖書館ノ會

計ヲ監督セシムヘシ

第二十八條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

右の學校及圖書館特別會計規則は、大正十年會計法改正及同十一年會計規則の改正に伴ひ、同十一年三月左の如く其の一部を改正せられたり。

勅令第四十二號（大正十一年三月二十七日）

學校及圖書館特別會計規則中左ノ通改正ス

第七條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第九條中「八月三十一日」ヲ「七月三十一日」ニ改ム

第十條　削除

第十一條中「仕拂元受高」ヲ「支拂元受高」ニ改ム

第十二條　削除

第十三條　削除

第十四條　削除

第十六條　每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ翌年度四月三十日迄ニ小切手ヲ振出ササルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時效完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル毎ニ小切手ヲ振出スヘシ但シ支出未濟ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ス

第十七條　工事費又ハ製造費ニシテ每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生セス小切手ヲ振出スニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十條　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ每年度內ニ小切手ヲ振出スニ至ラサリシ殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ但シ支出殘額ニシテ爾後支拂ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ之ヲ資金ト爲スコトヲ得

第二十一條　第十六條又ハ前條ノ規定ニ依リ繰越シタル支出未濟ノ金額ニシテ會計法第三十二條ノ規定ニ依リ支拂義務消滅シタルモノ及會計規則第五十四條ノ規定ニ依リ歲入ニ組入ルヘキモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十三條　削除

第二十四條　削除

第二十五條中「確定額」ヲ「調定濟額」ニ改ム

第二十六條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第二十六條ノ二　文部省ハ歲出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

翌十二年四月に至り、大學特別會計規則の改正に應じて、更に右規則の一部を左の如く改正したり。

勅令第百六十六號（大正十二年四月十日）

學校及圖書館特別會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「及附則第三項但書」ヲ「其ノ他特別ノ規定」ニ改ム

第十七條中「工事費又ハ製造費」ヲ「工事、製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニ關スル經費」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十二年度ヨリ之ヲ適用ス

學校及圖書館特別會計法及同規則ニ關シテハ、爾後何等ノ改正モナクシテ大正末年ニ至れり。尙學校及圖書館ノ資金ハ、學校及圖書館特別會計法ノ規定ニ依り、之ヲ支消スルことヲ得ざるものなるが、臨時特別ノ事情ニ因り之ガ支消ヲ必要とする場合あり。斯かる場合に在りテハ其ノ都度特別法ヲ制定シテ、資金支消ノ事ヲ定めたり。今之ヲ列記すれば左の如し。

（一）大阪高等工業學校校舍新營ノ費用ニ充ツル爲學校及圖書館特別會計ノ資金ニ屬スル同校用土地及建物ノ賣却代金中新營費ニ相當スル金額ヲ大正六年度乃至九年度ニ於テ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得（大正六年七月法律第五號）

（二）學校及圖書館特別會計ノ資金中東京女子高等師範學校及東京高等蠶絲學校ノ用ニ供スル土地及建造物ニシテ此等諸學校ノ震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ノ結果不用ニ歸スヘキモノハ當該資金ヨリ之ヲ拂出スコトヲ得（大正十三年七月法律第十號）（大正十五年三月法律第四十八號ヲ以テ「東京外國語學校」ヲ追加）

（三）大正十五年度乃至大正十八年度ニ亙リ施行スル京都高等工藝學校ノ移轉改築ニ要スル經費ニ充用スル爲學校及圖書館資金ノ內百六十萬圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得（大正十五年三

第二款　帝國大學特別會計及大學特別會計

明治二十三年特別會計制度確立の當時に於ては、官立大學の存在するもの東京帝國大學のみにして、之が經理は前述の如く明治二十三年官立學校及圖書館會計法に依り、他の直轄諸學校及圖書館と同じく、一の特別會計を立てて整理せられしが、明治三十年六月に至り新に京都帝國大學設置せられ同じく官立學校及圖書館會計法に依り、三十年度以降一の特別會計を設けられたり。然るに明治四十年三月に至り此等兩帝國大學の特別會計は、其の他の直轄學校及圖書館の特別會計と分離して、別個の法律に依り規定することと爲し、左の如く帝國大學特別會計法を公布したり。

帝國大學特別會計法（明治四十年三月二十九日法律第十號）

第一條　東京帝國大學及京都帝國大學ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歲出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ每年度金百萬圓トシ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三條　各帝國大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動產及不動產竝歲入殘額ヨリ成ル

第四條　帝國大學ノ歲出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　政府ハ毎年各帝國大學ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　各帝國大學ノ豫算中ニハ會計法第七條ノ豫備費ヲ設クヘシ

第七條　帝國大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第八條　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第九條　奬學ヲ目的トスル寄附金ハ帝國大學總長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ニ依ル

第十一條　帝國大學ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際各帝國大學ニ於テ從來資金トシテ所有スル動產不動產ハ總テ之ヲ資金ニ編入スヘシ

右帝國大學特別會計法制定の趣旨は、帝國大學に對する政府支出金額を毎年一定せんとするに在るものにして、卽ち右法律第二條に於て此の金額を定めて、東京帝國大學に對しては毎年度百三十萬圓、京都帝國大學に對しては百萬圓とせり。蓋し從來帝國大學に對する政府支出金は、他の學校及圖書館と同樣、年々其の金額を一定することなく、必要に應じて豫算を增減せしが、當時に至りては大學の基礎も略ぼ安定し、政府支出金額を一定するも何等の支障を生ずる虞れなきのみならず、却て之が爲め大學內に於て緩急に應じて其の事業遂行の方針を決定することを得て、大學の經營上大なる利便を齎すべきを以てなり。右法律の制定に伴ひ左の如く帝國大學特別會計規則を定めたり。

帝國大學特別會計規則（明治四十年三月二十五日勅令第五十三號）

第一章　資　金

第一條　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ殘餘ハ該資金ノ增殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ帝國大學一般ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三條　資金ニ屬スル現金ハ總テ大藏省預金部ニ寄託スヘシ

第四條　資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘ又ハ資金ニ屬スル不動產、公債證書其ノ他ノ證券ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘムトスルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動產ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離權スルコトヲ得ス

第五條　資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歳入歳出ニ關スル取扱方ハ所管大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第六條　資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル會計

第二章　豫算決算

第七條　歲入歲出豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ毎年度ノ豫算ニ添附スヘシ

第九條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三章　收入支出

第十條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣帝國大學總長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ

所管大臣ハ帝國大學ノ支部長ヲシテ歲出豫算ノ一部ヲ執行セシメムトスルトキハ仕拂豫算ヲ以テ之ヲ命スヘシ

第十一條　帝國大學總長又ハ支部長ハ歲出ヲ支出スル爲金庫ニ向ヒテ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第十二條　帝國大學特別會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歲出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三條　各年度ノ歲出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ翌年度四月三十日限トス

第十四條　仕拂請求書ノ發行及執行竝其ノ取扱手續ハ會計規則仕拂命令ノ例ニ依ル

第十五條　帝國大學總長ハ歲出豫算明細書ニ定メタル費目ノ彼是流用ヲ要スルトキハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條　各年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第十七條　帝國大學ニ於テ在外國人學術家又ハ學術研究旅行者ニ物品ノ購買採集又ハ實驗ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシ概算渡ヲ爲スコトヲ得

第十八條　第一豫備金ハ所管大臣之ヲ管理シ會計規則第十八條ニ依ル勅令ニ基キ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ大藏大臣ニ通知スヘシ

第十九條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ其ノ徵收簿ノ結果ニ依リ毎月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章　年度繰越

第二十一條　毎年度內ニ於テ仕拂フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ又ハ事故アリテ翌年度四月三十日迄ニ仕拂請求書ヲ發シタルモ同日迄ニ金庫ニ於テ仕拂請求ヲ受ケサルモノハ支出未濟又ハ仕拂未濟トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲ爲スヘシ

第二十二條　工事又ハ製造費ニシテ年度內ニ仕拂義務ヲ生セス仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十三條　所管大臣ハ前條ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ參照書類ヲ添ヘ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十四條　大藏大臣ハ前條繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十五條　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ毎年度内ニ仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシ殘額ハ總テ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ其ノ仕拂請求書ヲ發シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕拂ヲ終ラサリシモノハ第二十一條仕拂未濟金ノ例ニ依ル但シ本條ノ支出殘額ニシテ爾後仕拂ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ資金ト爲スコトヲ得

第二十六條　第二十一條及前條ニ依リ繰越シタル支出未濟及仕拂未濟ノ金額ニシテ會計法第十八條ニ依リ期滿免除ト爲リタルモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十七條　每年度ノ歲入中支出濟額及繰越額ヲ控除シタル殘餘ハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第五章　雜　則

第二十八條　大藏省ハ各帝國大學特別會計ノ主計簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、仕拂元受高、支出濟額、翌年度繰越額、殘額ヲ登記スヘシ

第二十九條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第三十條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額ヲ登記シ又仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ仕拂元受高、仕拂請求書受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第三十一條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

而して斯くの如く政府支出金額を一定するに就ては、豫算の編成方法を改めて或る程度迄費目の流用を許すことと爲すと同時に、他方に於て豫算施行の監督を嚴重にするの必要を認め、之が監督機關として經理委員會を設置することと爲し、左の如く其の規則を定めたり。

帝國大學經理委員會規則（明治四十年三月二十五日勅令第五十四號）

第一條　東京帝國大學及京都帝國大學ニ帝國大學經理委員會ヲ置ク

第二條　帝國大學經理委員會ハ左ノ事項ヲ審査ス

一　歲入歲出豫算編成ニ關スル事項

二　歲入歲出決算ニ關スル事項

三　歲出豫算中目ノ設置竝金額流用ニ關スル事項

四　第二豫備金支出ニ關スル事項

五　資金處分ニ關スル事項

六　其ノ他文部大臣又ハ帝國大學總長ニ於テ必要ト認ムル事項

第三條　帝國大學經理委員會ノ委員ハ左ニ揭クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　文部省專門學務局長及文部大臣官房會計課長

二　大藏省主計局長及大藏書記官一人

三　帝國大學各分科大學長及帝國大學書記官一人

帝國大學經理委員會ノ議長ハ帝國大學總長ヲ以テ之ニ充ツ

第四條　職務上當然委員タル者ヲ除クノ外委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　帝國大學總長ハ必要ニ依リ部下ノ職員ヲ帝國大學經理委員會ノ會議ニ臨時出席セシムルコトヲ得但シ可否ノ數ニ加ハラス

第六條　帝國大學經理委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　帝國大學經理委員會ノ議決ハ出席委員ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八條　議長ハ議事ヲ整理シ決議ヲ帝國大學總長ニ開申ス

議長事故アルトキハ委員中首席ノ高等官其ノ事務ヲ代理ス

第九條　帝國大學經理委員會ハ審査ニ關スル規則ヲ議定シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條　帝國大學經理委員會ハ帝國大學總長之ヲ召集ス但シ輕易ナル事項ニ付テハ別ニ召集ヲ爲サス文書ニ依リ表決ヲ求ムルコトヲ得

第十一條　各帝國大學經理委員會ニ幹事一人ヲ置ク議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

幹事ハ帝國大學書記官タル委員ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條　各帝國大學經理委員會ニ書記二人ヲ置ク議長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

書記ハ帝國大學書記ノ中ヨリ議長之ヲ命ス

附則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

以上の如くにして各帝國大學に對する政府支出金は、明治四十年度以後は毎年度之を一定することとなりしが、爾後右の金額は種々の原因に因り屢〻之を變更するの必要を生じ、爲に帝國大學特別會計法は殆ど連年其の一部を改正せられ、以て大正十年三月本法廢止の時に至れり。今便宜上右政府支出金額の變更に因る本法の改正を一括表揭すれば左の如し。

改正法律	施行期日	改正支出金額	改正理由
明治四三年三月法律第一八號	四三年度より	（東京帝國大學）一、三五八、八三八円 （京都帝國大學）一、〇四一、四〇〇	一般官吏の增俸に伴ふ爲め
同　四四年三月法律第二二號	四四年度より	京都帝國大學　八四〇、〇〇〇	京都帝國大學所屬福岡醫科大學を分離して九州帝國大學に所屬せしめし爲め
同　四五年三月法律第　三號	四五年度より	（東京帝國大學）一、三八〇、〇〇〇 （京都帝國大學）一、三三〇、〇〇〇	東京帝國大學法科大學内に商學科新設の爲め
大正　三年二月法律第四號	三年度より	一般行政整理遂行の爲め （東京帝國大學）八二〇、〇〇〇 （京都帝國大學）一、三六〇、〇〇〇	内務省所屬傳染病研究所を東京帝國大學の附屬に移し、且其の製造に係る血清の賣却價格値下に因る收入減補塡の爲め
同　五年二月法律第六號	五年度より	東京帝國大學　一、五六〇、〇〇〇	物價騰貴竝に學問の進歩に伴ひ之に應ずる爲め
同　七年三月法律第三號	七年度より	（東京帝國大學）九七〇、〇〇〇 （京都帝國大學）一、六七七、三二〇	帝國大學敎官の俸給增額竝に東京帝國大學文學部に敎育學科設置の爲め
同　八年三月法律第一一號	八年度より	（東京帝國大學）一、〇三五、一〇〇 （京都帝國大學）二、五〇七、九七六	帝國大學の職員の俸給增加の爲め
同　九年八月法律第二六號	大九、八、二三	（京都帝國大學）一、四七三、三一八	

尙此の間に於て明治四十四年度より東北及九州兩帝國大學開設せらるるに至りしを以て、此等兩

帝國大學に對しても帝國大學特別會計法を適用するの必要を認め、明治四十四年三月左の如く帝國大學特別會計法を改正したり。而して本改正法律中に於て此等兩帝國大學に對する政府支出金額を一定せざりしは、此等兩大學に於ては其の施設未だ完成の域に達せざるを以てなり。

法律第二十二號（明治四十四年三月二十三日）

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第一條中「東京帝國大學及京都帝國大學」ヲ「東京帝國大學、京都帝國大學、東北帝國大學及九州帝國大學」ニ改ム

第二條　前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度金百三十五萬八千八百三十八圓、京都帝國大學ニ在リテハ毎年度金八十四萬圓トシ東北帝國大學及九州帝國大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第十二條　第六條ノ規定ハ東北帝國大學及九州帝國大學ニ關シテハ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際學校及圖書館資金ニシテ東北帝國大學農科大學及東北帝國大學理科大學ノ用ニ供スルモノハ東北帝國大學ノ資金ニ、京都帝國大學資金ニシテ福岡醫科大學ノ用ニ供スルモノ並學校及圖書館資金ニシテ九州帝國大學工科大學ノ用ニ供スルモノハ九州帝國大學ノ資金ニ編入スヘシ

明治四十三年度京都帝國大學特別會計歳入歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノニシテ福岡醫科大學ニ關スルモノハ九州帝國大學特別會計ニ繰越スヘシ

東北帝國大學及九州帝國大學工科大學ノ創立費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

尋いで大正七年度より北海道帝國大學新設せらるるに至り、同大學の經理をも帝國大學特別會計法に據るの必要を生せしと、同年度より東京帝國大學に航空研究所を附設することとなりし等の爲め、大正七年三月左の如く更に本特別會計法に改正を加へたり。

法律第三號（大正七年三月二十三日）

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第一條及第十二條中「東北帝國大學及九州帝國大學」ヲ「東北帝國大學、九州帝國大學及北海道帝國大學」ニ改ム

第二條中「金百三十六萬圓」ヲ「金百五十六萬圓」ニ、「金八十二萬圓」ヲ「金九十七萬圓」ニ、「東北帝國大學及九州帝國大學」ヲ「東北帝國大學、九州帝國大學及北海道帝國大學」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

附　則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

大正六年法律第三號ハ之ヲ廢止ス

大正六年度一般會計所屬航空研究所創設費ノ豫算ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ東京帝國大學特別會計ニ繰越整理シ之ニ相當スル資金ヲ同特別會計ニ繰入ルヘシ

大正六年度末現在ノ東北帝國大學資金ニシテ農科大學ノ用ニ供スルモノ及東北帝國大學資金ニ編入スヘキ歳入殘餘ニシテ農科大學ニ屬スルモノハ之ヲ北海道帝國大學ノ資金ニ編入スヘシ

大正六年度東北帝國大學特別會計ノ歳入歳出ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノノ內農科大學ニ屬スルモノハ之ヲ北海道帝國大學特別會計ニ繰越整理スヘシ

官立の大學は從來東京・京都・東北・九州及北海道の五個にして、總て綜合大學なりしが、大正九年度に於て東京高等商業學校を昇格せしめて東京商科大學とするに及び、茲に官立の單科大學を存することとなり、將來に於ても其の數を增加するの豫定となれり。茲に於て此の官立の單科大學をも、前記の諸綜合大學と共通の法規を以て經理するの必要を認め、大正十年三月法律第十一號を以て大學特別會計法を公布し、從來の帝國大學特別會計法を廢止したり。卽ち新制度に於ては從來の綜合大學は之を帝國大學と稱し、各帝國大學毎に特別會計を立て、又單科大學は之を官立大學と稱し、各種の單科大學を通じて一個の特別會計を設置することとなし、且政府の支出金は東京及京都の兩帝國大學に對しては、毎年度豫算の定むる所に依ることとしたり。而して東京及京都の兩帝國大學に對する政府支出金に就ては、此の機會に於て更に增額せられたり。蓋し增俸及物價騰貴に依る增額、竝に東京帝國大學傳染病研究所に於ける研究事項の增加、及京都帝國大學に於ける臨海實驗所の新設に要する經費に充つるが爲なり。以上の諸點を除きては、新法律の規定は從前の帝國大學特別會計法と多く異りたる點なし。今其の全文を掲ぐれば左の如し。

大學特別會計法（大正十年三月三十日法律第十一號）

第一條　帝國大學ハ各別ニ、其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百九十五萬三千三百五圓、京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百七十一萬五千四百二十八圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

第三條　各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動產及不動產竝歳入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條　大學ノ歳出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設クヘシ但シ東北帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七條　文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歳入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條　大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條　奬學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條　官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條　大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條　官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校及圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス

仙臺高等工業學校ノ設置ニ付東北帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右大學特別會計法の制定に伴ひ、從前の帝國大學特別會計規則に代へ、大學特別會計規則を左の如く新に制定したり。

大學特別會計規則（大正十年四月十二日勅令第八十一號）

第一章　資　金

第一條　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ殘餘ハ該資金ノ增殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ帝國大學ニ在リテハ當該大學ノ經費ニ、官立大學ニ在リテハ官立大學一般ノ經費ニ充ツルモノトス但シ大學特別會計法第三條但書及大正十年勅令第八十二號第二項ノ規定ニ依リ區分整理スル資金ヨリ生スル收入ハ當該大學ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三條　資金ニ屬スル現金ハ總テ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條　資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘ又ハ資金ニ屬スル不動產、公債證書其ノ他ノ證券ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘムトスルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動產ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離權スルコトヲ得ス

第五條　資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歲入歲出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六條　資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル取扱方ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二章　豫算決算

第七條　歲入歲出豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ每年度ノ豫算ニ添附スヘシ

第九條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三章　收入支出

第十條　所管大臣ハ學部長、醫學部附屬醫院長、傳染病研究所長又ハ東京帝國大學附屬航空研究所長ヲシテ歲入歲出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歲出豫算ヲ施行セシメムトスルトキハ仕拂豫算ヲ以テ之ヲ命スヘシ

第十一條　總長、學長又ハ前條ノ規定ニ依リ歲出豫算ノ施行ヲ命セラレタル者ハ歲出ヲ支出スル爲金庫ニ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第十二條　大學ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

此ノ仕拂元受高ヲ超過スルトキハ翌年度四月三十日限トス

第十三條　各年度ノ歲出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ翌年度四月三十日限トス

第十四條　仕拂請求書ノ發行及執行竝其ノ取扱手續ハ會計規則仕拂命令ノ例ニ依ル

第十五條　歲出豫算明細書ニ定メタル費目ノ彼此流用ヲ要スルトキハ總長又ハ學長ハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條　各年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第十七條　大學ニ於テ在外國人、學術家又ハ學術研究旅行者ニ物品ノ購買、採集又ハ實驗ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシ概算渡ヲ爲スコトヲ得

第十八條　第一豫備金ハ所管大臣之ヲ管理シ會計規則第十八條ノ規定ニ依ル勅令ニ基キ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス計算書ヲ作リ大藏大臣ニ通知スヘシ

第十九條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十條　帝國大學ニ於テ歲入ヲ徵收スル官吏ハ其ノ徵收簿ノ結果ニ依リ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章　年度繰越

第二十一條　毎年度内ニ於テ仕拂フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ又ハ事故アリテ翌年度四月三十日迄ニ仕拂請求書ヲ發セサルモノ及仕拂請求書ヲ發シタルモ同日迄ニ金庫ニ於テ仕拂請求ヲ受ケサルモノハ支出未濟又ハ仕拂未濟トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲ爲スヘシ

第二十二條　工事費又ハ製造費ニシテ年度内ニ仕拂義務ヲ生セス仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十三條　所管大臣ハ前條ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ參照書類ヲ添ヘ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十四條　大藏大臣ハ前條ノ繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十五條　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ毎年度内ニ仕拂請求書ヲ發スルニ至ラサリシ殘額ハ總テ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ其ノ仕拂請求書ヲ發シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕拂ヲ終ラサリシモノハ第二十一條ノ仕拂未濟金ノ例ニ依ル但シ本條ノ支出殘額ニシテ爾後仕拂ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ資金ト爲スコトヲ得

第二十六條　第二十一條又ハ前條ノ規定ニ依リ繰越シタル支出未濟及仕拂未濟ノ金額ニシテ會計法第十八條ノ規定ニ依リ期滿免除ト爲リタルモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十七條　毎年度ノ歳入中支出濟額及繰越額ヲ控除シタル殘餘ハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第五章　雜　則

第二十八條　大藏省ハ各帝國大學特別會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十九條　歳入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第三十條　文部省ハ官立大學特別會計ノ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第三十一條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ仕拂元受高、仕拂請求書受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第三十二條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計規則ハ之ヲ廢止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

以上の如くにして大學特別會計法は大正十年度より施行せられしが、翌大正十一年に至り、大學職員の俸給增額の爲め更に政府支出金の增額を行ふの必要を生じ、同年三月法律第八號を以て同特別會計法第二條を改正して、東京帝國大學に對する政府支出金を二百九十八萬四千八百五圓に、京都帝國大學に對する政府支出金を百七十五萬六千五百三十八圓に夫々增加し、大正十一年度より施行したり。然るに翌大正十二年度に於て一般行政整理を遂行せらるるに伴ひ、東京及京都兩帝國大學に對する政府支出金も之を減少することと爲し、大正十二年三月法律第十八號を以て再び本特別會計

法を改正し、東京帝國大學に對する政府支出金を二百八十八萬四千八百三十七圓に、京都帝國大學に對する政府支出金を百七十萬五千九百六十一圓に減額し、大正十二年度より施行せしが、翌大正十三年七月に至り法律第九號を以て更に本法を改正し、東京帝國大學に於ける史料編纂事業の促進を圖る爲め、同大學に對する政府支出金を二百九十八萬三千三十七圓に、又京都帝國大學に於ける事業及研究施設改善の爲め、同大學に對する政府支出金を百八十萬五千九百六十一圓に增額したり。

以上述ぶるが如く、東京及京都兩帝國大學に對する政府支出金は、明治四十年度以降帝國大學特別會計法中に之が定額を設けられ、毎年度此の定額の範圍內に於て經理を行ふことと定められしが、實際に於ては最初の定額の範圍內に於て豫算を實行せしは最初の兩三年に止まり、既述の如く爾後年年必要に應じて此の定額を變更したり。是を以て帝國議會に於ても、斯くの如く定額の變更の爲めに年々法律の改正を行ふは、嘗に煩瑣に堪へざるのみならず、法律を以て定額を設けたる趣旨を沒却するものなりとの非難を生ずるに至れり。茲に於て政府は大正十四年三月に至り特別會計の一般的整理を行ふに際し、大學特別會計法にも改正を加へ、東京及京都兩帝國大學に對する政府支出金の定額を廢して、他の諸大學と同樣毎年度豫算を以て之を定むることとしたり。而して右大學特別會計法の改正に於ては、政府支出金に關する懸案の解決の外、尙一の重要なる改正を行ひたり。卽ち從前に在りては東京帝國大學外四個の帝國大學には、各、獨立したる特別會計を存せしものなるが、此の際特別會計整理の一般的方針に從ひ、特別會計の數を成るべく減少せんことを期し、右五個の特別會計を合して帝國大學特別會計なる一個の特別會計に包含せしむることとしたり。但し右帝國大學特別會計の內に在りては、各帝國大學毎に資金及歲入歲出を區別して、彼此混同せしめざることとしたり。本特別會計法は爾後何等の改正なくして大正末年に至れり。今右改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第十七號（大正十四年三月三十日）

大學特別會計法中左ノ通改正ス

第一條　帝國大學及其ノ他ノ官立大學ハ各之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生ズル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歲出ニ充テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第二條ノ二　帝國大學ノ資金及歲入歲出ハ帝國大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第三條及第五條中「各帝國大學」ヲ「帝國大學」ニ改ム

第六條　削除

第七條中「豫備費ヲ除クノ外」ヲ削ル

第十二條中「官立大學」ヲ「大學」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

大正八年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際ニ於ケル各帝國大學ノ資金及大正十三年度各帝國大學特別會計ノ歲入殘餘ハ之ヲ帝國大學資金ニ編入スヘシ

本法施行ノ際ニ於ケル學校及圖書館資金ニシテ京都帝國大學及東北帝國大學ノ用ニ供スルモ

ノハ之ヲ帝國大學資金ニ編入シ各之ヲ當該大學ノ資金トシテ區分整理スヘシ

大正十三年度各帝國大學特別會計歲入歲出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ之ヲ帝國大學特別會計ニ繰越使用スヘシ

次に大學特別會計規則は大正十年四月制定の後、翌十一年一月會計規則の改正に伴ひ、同年三月其の一部を改正せられしが、翌大正十二年四月に至り長崎・千葉及金澤三醫學專門學校の單科大學昇格に伴ふ一般會計官立大學特別會計學校及圖書館特別會計の關渉に關する勅令の制定、其の他の理由に依り其の一部を改正せられ、尋いで大正十四年三月大學特別會計法の改正に伴ひ、同年四月更に其の一部に改正を加へられ、以て大正末年に及べり。今順次此等の改正勅令を掲ぐれば左の如し。

(一)勅令第四十一號(大正十一年三月二十七日)

大學特別會計規則中左ノ通改正ス

第七條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第九條中「八月三十一日」ヲ「七月三十一日」ニ改ム

第十條第二項ヲ削ル

第十一條　削除

第十二條中「仕拂元受高」ヲ「支拂元受高」ニ改ム

第十三條　削除

第十四條　削除

第十六條　削除

第二十條　帝國大學ノ歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ帝國大學總長ニ送付スヘシ

第二十條ノ二　帝國大學總長ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十條ノ三　帝國大學ノ支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ帝國大學總長ニ送付スヘシ

第二十條ノ四　帝國大學總長ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十條ノ五　帝國大學ニ於テ歲入徵收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徵收報告書又ハ支出濟額報告書ヲ以テ徵收總報告書ニ充ツルコトヲ得

第四章　年度繰越

第二十一條　每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ翌年度四月三十日迄ニ小切手ヲ振出ササルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時效完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル每ニ小切手ヲ振出スヘシ但シ支出未濟ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十二條　工事費又ハ製造費ニシテ每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生セス小切手ヲ振出スニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十五條　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ每年度內ニ小切手ヲ振出スニ至ラサリシ殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ但シ支出殘額ニシテ爾後支拂ヲ要セサルモノハ寄附者

ノ同意ヲ得テ之ヲ資金ト爲スコトヲ得

第二十六條　第二十一條又ハ前條ノ規定ニ依リ繰越シタル支出未濟ノ金額ニシテ會計法第三十二條ノ規定ニ依リ支拂義務消滅シタルモノ及會計規則第五十四條ノ規定ニ依リ歳入ニ組入ルヘキモノハ總テ資金ニ組入ルヘシ

第二十八條　削除

第二十九條　帝國大學ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第三十條中「確定額」ヲ「調定濟額」ニ改ム

第三十一條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第三十二條　帝國大學ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第三十三條　文部省ハ官立大學特別會計ニ付歳出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第三十四條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）勅令第百六十五號（大正十二年四月十日）

大學特別會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「及大正十年勅令第八十二號第二項ノ規定」ヲ「其ノ他特別ノ規定」ニ改ム

第十條中「東京帝國大學附屬航空研究所長」ヲ「航空研究所長」ニ改ム

第十一條　官立大學ニ於ケル營繕費ニ屬スル豫算ハ文部大臣官房會計課長ヲシテ之ヲ施行セシムルコトヲ得

第十五條　削除

第二十二條「工事費又ハ製造費」ヲ「工事、製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニ關スル經費」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十二年度ヨリ之ヲ適用ス

（三）勅令第百十七號（大正十四年四月一日）

大學特別會計規則中左ノ通改正ス

第十八條及第十九條　削除

第二十條ノ二　帝國大學總長ハ徵收報告書ニ依リ毎月當該大學ノ徵收集計報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ送付スヘシ

所管大臣ハ徵收集計報告書ニ依リ毎月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十條ノ四　帝國大學總長ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月當該大學ノ支出濟額集計報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ送付スヘシ

所管大臣ハ支出濟額集計報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十條ノ五中「徵收總報告書又ハ支出總報告書」ヲ「當該大學ノ徵收集計報告書又ハ支出濟額集計報告書」ニ改ム

第二十九條中「歲入簿」ヲ「歲入支簿」ニ改ム

第三十條中「官立大學特別會計」ヲ「帝國大學特別會計及官立大學特別會計」ニ改ム

第三十二條中「歲出簿」ヲ「歲出支簿」ニ改ム

第三十三條中「官立大學特別會計」ヲ「帝國大學特別會計及官立大學特別會計」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

尙帝國大學經理委員會は政府支出金の定額制設定の際、其の經理の監督の爲め設置せられ、爾後一二の部分的改正（明治四十一年三月勅令第三十三號、同年七月勅令第百七十五號、大正八年四月勅令第五十四號）を經て引續き大正十四年に至りしが、大正十四年三月帝國大學に對する政府支出金定額制の撤廢の結果、其の存置の要なきに至りしを以て、同年四月勅令第百十一號を以て、四月一日限り之を廢止したり。

東京及京都兩帝國大學に對する政府支出金は、大正十四年度以前に在りては、帝國大學特別會計法第二條に於て其の定額を設けられ、而して此の定額は必要に應じて年々之を增減せられしことは既に述べたる所の如し。然るに此の外尙臨時特殊の原因に基き、右特別會計法第二條に定めたる定額以外に、臨時政府支出金として、一般會計より帝國大學特別會計に繰入れられし場合亦甚だ多し。今此等の場合を擧ぐれば、先づ大正二年三月法律第三號を以て始めて臨時政府支出金の事を定め、火災復舊の費用に充つる爲め、大正元年度乃至大正三年度に於て總額十二萬圓を、每年度豫算の定むる所に依り京都帝國大學特別會計に繰入ることとせしが、尋いで大正六年七月に至り、時局に關し工科大學の擴張を爲すの費用に充つる爲め、大正六年度に於て二十一萬千七百四十圓を東京帝國大學特別會計に、十二萬二千七百六十六圓を京都帝國大學特別會計に、大正七年度以後當分の內每年度各一萬五千圓以內を、東京及京都兩帝國大學特別會計に繰入ることとし（法律第三號）、更に之と同時に火災復舊費に充つる爲め、大正六年度に於て三萬圓を京都帝國大學特別會計に臨時支出することとしたり（法律第四號）。翌大正七年三月東京及京都兩帝國大學に於て、時局に基因し判任官其他の者に對して、臨時手當を支給する爲め必要なる金額は、大正七年度以後臨時政府支出金として、當該帝國大學特別會計に繰入ることを得ることとせり（法律第四號）。大正八年三月帝國大學の擴張費は臨時支出金を以て支辨するの法律を設け、東京帝國大學工學部及理學部の擴張費に充つる爲め總額百五十萬圓、京都帝國大學工學部の擴張費に充つる爲め總額八十三萬千二百七十一圓を、何れも大正八年度乃至大正十一年度に亙り、每年度豫算の定むる所に依りて、一般會計より當該帝國大學特別會計に繰入るることとせしが（法律第十二號）、翌大正九年八月には法律第二十七號を以て右法律に改正を加へ、東京帝國大學醫學部の擴張費を追加の爲め、東京帝國大學に對する前記臨時政府支出金を增額して百八十萬圓と爲し、且左の二項を追加したり。

前項ノ規定ニ依ル臨時政府支出金ノ外擴張ニ伴ヒ要スル經常費ニ充ツル爲當分ノ内毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ必要ナル金額ヲ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

東京帝國大學及京都帝國大學ノ入學期繰上ニ關シ臨時授業ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ハ東京帝國大學ニ在リテハ大正九年度乃至大正十二年度ニ亙リ、京都帝國大學ニ在リテハ大正九年度乃至大正十三年度ニ亙リ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

大正十年三月に至り更に右大正八年法律第十二號を改正し、東京帝國大學傳染病研究所に於ける研究事項增加に要する經費を追加せし爲め、東京帝國大學に對する臨時政府支出金を增額し、總額二百四十七萬圓を大正八年度乃至大正十三年度に亙り支出することと爲し、且京都帝國大學に對する臨時政府支出金額をも百六萬五千六百五十二圓に增加せしが（法律第十二號）、爾後物價の騰貴に伴ひ大正十一年三月更に右金額に改訂を加へ、東京帝國大學に對する臨時政府支出金額を二百七十七萬圓に、京都帝國大學に對する金額を百四十萬八千六十二圓に夫々增加したり（法律第九號）。右の外尚同年三月火災復舊に要する經費として、大正十一年度に於て臨時政府支出金十萬圓を東京帝國大學特別會計に繰入るることと定めたり（法律第二十六號）。大正十二年三月更に帝國大學擴張の爲め、臨時政府支出金に關する大正八年法律第十二號に改正を加へ、東京帝國大學法學部及經濟學部研究室の新營に要する經費追加の爲め、臨時政府支出金額を增加して三百九十一萬三千百圓とすると共に、此の支出の年度割を改めて大正十五年度迄の繼續費とし、又京都帝國大學醫學部附屬醫院の改築費を追加の爲め、京都帝國大學に對する臨時政府支出金を百九十萬八千六十二圓に增加し、且之を大正十六年度迄の繼續費に改めしが（法律第十九號）、翌大正十三年七月に至り物價騰貴の影響に依り、更に東京帝國大學に對する臨時政府支出金額を增加して四百一萬三千百圓に改めたり（法律第十一號）。更に又大正十二年九月關東地方の震災に因り、東京帝國大學は甚大の被害を受けしが、之が復舊に關しては追て別に其の方法を講ずることとし、差當り應急施設竝に應急事務の費用に充つる爲め、大正十二年度に於て臨時政府支出金を東京帝國大學特別會計に繰入るることと爲し、大正十二年十二月法律第五十七號を以て、其の金額を百七十四萬九千九百三十六圓と定めたり。以上列擧せし如くにして、東京及京都兩帝國大學に對する政府の臨時支出金は、種々の理由に因りて連年增額又は新設せられしが大正十四年三月に至り既述の如く政府支出金の定額制度を廢止せしを以て、臨時政府支出金の如きも從つて之を要せざるに至り、同年三月法律第十七號を以て、前揭臨時政府支出金に關する大正八年法律第十二號を廢止したり。

次に從來各種の專門學校にして、或は帝國大學の附屬專門部に移屬せられ、或は獨立の單科大學に昇格せし爲め、學校及圖書館特別會計の經理を離して、新に大學特別會計の經理に屬せしめられしもの數尠からず。卽ち明治四十五年四月以降仙臺醫學專門學校及仙臺高等工業學校は、夫々東北帝國大學附屬の醫學專門部及工學專門部と改められ、又大正十年四月以降東京高等商業學校は東京商科大學に昇格し、翌十一年四月に至り岡山及新潟の兩醫學專門學校は夫々岡山又は新潟醫科大學と改稱せられしが、尋いで同十二年四月以降長崎・千葉・金澤の三醫學專門學校も亦、夫々單科大學に改められたり。斯かる場合に於ては從來學校及圖書館特別會計資金中當該專門學校の用に供せられしものは、之を帝國大學特別會計又は官立

大學特別會計の資金に編入するの必要あると共に、學校及圖書館特別會計の歳入歳出にして翌年度に繰越すべきものの中、當該學校に屬するものは、之を帝國大學又は官立大學特別會計に繰越整理するの必要あるを以て、其の都度法律又は勅令を以て之に關する規定を制定公布したり。卽ち明治四十五年三月法律第四號・大正十年四月勅令第八十二號・大正十一年三月勅令第百六十四號・大正十二年四月勅令第百六十四號之なり。其の條文の揭載は之を省略す。

尙大正十二年九月關東震災に際し、東京帝國大學を始め官立大學竝に各種專門學校中災害を蒙りしもの尠からず生ぜしが、此等の復舊工事に關しては當該特別會計に於て個別的に行ふよりも、之を統一的に施行するを以て便宜と爲し、大正十三年七月法律第十號を以て左の如く公布し、大學に關する復舊費は之を一般會計の所屬と定むると同時に、被害諸學校にして他に移轉する場合に於て、不用に歸したる此等諸學校の從前の土地及建物は、之を大學特別會計又は學校及圖書館特別會計の資金中より拂出すことを得ることと定めたり。

法律第十號（大正十三年七月二十二日）

大正十二年九月ノ震災ニ基ク復舊諸費ニシテ東京帝國大學、東京商科大學及千葉醫科大學ニ關スルモノハ大學特別會計法第一條ノ規定ニ拘ラス之ヲ一般會計ノ所屬トス

東京帝國大學特別會計ノ資金中東京帝國大學農學部及航空研究所ノ用ニ供スル土地及建造物竝學校及圖書館特別會計ノ資金中東京女子高等師範學校及東京高等蠶絲學校ノ用ニ供スル土地及建造物ニシテ此等諸學校ノ震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ノ結果不用ニ歸スヘキモノハ當該資金ヨリ之ヲ拂出スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律は大正十五年三月に至り更に左の如く其の一部を改正せられたり。

法律第四十八號（大正十五年三月三十一日）

大正十三年法律第十號中左ノ通改正ス

第二項中「東京帝國大學特別會計」ヲ「帝國大學特別會計」ニ、「竝學校及圖書館特別會計」ヲ「官立大學特別會計ノ資金中東京商科大學ノ用ニ供スル土地及建造物竝學校及圖書館特別會計」ニ、「及東京高等蠶絲學校」ヲ「東京高等蠶絲學校及東京外國語學校」ニ改ム

第三款　朝鮮醫院及濟生院特別會計

朝鮮總督府に於ては醫療機關として、京城に總督府醫院、各道毎に道慈惠醫院を設置し、其の經營は朝鮮總督府特別會計の內を以て行ひ來りしが、明治四十五年に至り、朝鮮の衞生狀態に鑑み醫療機關の擴張普及を圖りて汎く救療を行ふと共に、新に濟生院を創設して孤兒・盲唖者の收容竝に敎養を行ふことと爲し、而して此等三院の經理は之を統一して、特別會計に依り整理せしめ、其の歳入の不足に對しては、每年四十五萬圓を限度として朝鮮總督府特別會計より補充し、以て醫療救恤の收支を明にし、將來獨立の基礎を得せしめんと爲し、明治四十五年三月之に關する法律を左の如く公布したり。

朝鮮醫院及濟生院特別會計法（明治四十五年三月二十八日法律第六號）

第一條　朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ノ會計ハ之ヲ通シテ一ノ

特別會計トシ資金ヲ有シ政府支出金、資金ヨリ生スル收入、院收入、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條　前條ノ政府支出金ハ年額金四拾五萬圓ヲ限トシ每年度豫算ノ定ムル所ニ從ヒ朝鮮總督府特別會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三條　資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル財產及歳入殘餘ヨリ成ル

第四條　資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シタル資金ハ用途指定者ノ同意ヲ得テ元金ヲ使用スルコトヲ得

第五條　職員ノ俸給、諸給、旅費、事務所費、診療醫育敎養及救療ニ關スル諸費、修繕費、雜支出金、其ノ他寄附者ノ指定シタル費途ヲ以テ本會計ノ歳出トス

第六條　政府ハ每年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條　每年度豫算ニハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲豫備費ヲ設クヘシ

第八條　寄附財產ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第九條　本會計ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本、藥品及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第十條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際朝鮮總督府醫院及朝鮮總督府道慈惠醫院ニ屬スル財產ハ總テ之ヲ本會計ノ資金ニ編入スヘシ

右に伴ひ同年四月左の如く朝鮮醫院及濟生院特別會計規則を定めたり。

朝鮮醫院及濟生院特別會計規則（明治四十五年四月十五日勅令第八十三號）

第一條　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ殘餘ハ該資金ノ增殖ニ充ツヘシ

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ本會計ニ於ケル一般ノ經費ニ充ツヘシ但シ第十二條ノ規定ニ依リ整理シタル資金ヨリ生スル收入ハ其ノ區分ニ從ヒ當該院ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條　資金ハ所管大臣朝鮮總督ヲシテ之ヲ管理セシムヘシ

第三條　資金ニ屬スル現金ハ總テ大藏省預金部ニ寄託スヘシ

第四條　資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ヲ購入シ又ハ資金ニ屬スル不動產、公債證書其ノ他ノ證券ヲ賣却シ若ハ他ノ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘムトスルトキハ朝鮮總督ハ所管大臣ヲ經テ大藏大臣ニ協議シ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動產ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離權スルコトヲ得ス

第五條　資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六條　資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル取扱方ハ朝鮮總督所管大臣ヲ經テ大藏大臣ニ協議シ之ヲ定ムヘシ

第七條　所管大臣ハ歲入歲出豫算決定ノ後朝鮮總督ヲシテ朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ニ區分シ歲入歲出ノ施行豫算ヲ調製セシムヘシ

第八條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ每年度ノ歲入歲出豫定計算書ニ添附スヘシ

第九條　本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歲出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條　用途指定ノ費途ニシテ每年度內ニ支出ヲ終ラサリシモノハ其ノ豫算殘額ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ所管大臣ハ年度經過後三月內ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十一條　每年度ノ歲計ニ剩餘アルトキハ之ヲ維持資金ニ組入ルヘシ但シ用途指定ニ係ル寄附ニシテ爾後其ノ支出ヲ要スルモノ又ハ豫算ノ繰越額ニ相當スル金額ハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

前項ノ規定ニ依リ用途指定ノ寄附金ヲ維持資金ニ編入セムトスルトキハ寄附者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十二條　前條ノ規定ニ依リ資金ニ編入シタルモノハ施行豫算ノ區分ニ從ヒ朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ニ區分整理スヘシ

第十三條　大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、仕拂元受高、仕拂命令濟額、翌年度繰越額、殘額ヲ登記スヘシ

第十四條　金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ支出簿ニハ歲出ノ豫算額、仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高差引簿ニハ仕拂元受高、仕拂命令受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第十五條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ朝鮮總督府特別會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮に於ては此の時以前既に財團法人濟生院なるものあり、右は明治四十四年總督府令第七十七號濟生院規程に依り設置せられしものにして、臨時恩賜金及政府下付金等より成る資金三百四十六萬餘圓を有し、孤兒養育、精神病者救療、盲啞敎育等の事業を經營し來りしが、前記の如く明治四十五年度より朝鮮總督府濟生院を設置せらるることとなりし結果、從來の事業を之に引繼ぎ、財團法人濟生院は單に其の有する資金を管理するの法人と爲し、其の資金より生ずる利子收入は全部之を朝鮮醫院及濟生院特別會計に寄附せしめ、一は以て朝鮮總督府濟生院に於ける慈惠事業の資に供せしむることと爲したり。

朝鮮醫院及濟生院特別會計に對する政府支出金は、最初は前揭の如く年額四十五萬圓を限度として、每年度豫算の定むる所に從ひ、朝鮮總督府特別會計より繰入るることと定められしが、爾後醫院に

於ける診療患者の激增、道慈惠醫院の增設、物價騰貴等諸種の原因に依り、右支出金は屢、增額せられたり。卽ち大正八年三月法律第二號を以て朝鮮醫院及濟生院特別會計法第二條を改正して、政府支出金四十五萬圓を七十一萬圓に增額し、翌大正九年八月再び之を九十二萬圓に增額し（法律第二十八號）更に翌大正十年三月之を百十四萬圓に（法律第十號）、又翌大正十一年三月更に右金額を百二十六萬圓に增額したり（法律第十號）。

朝鮮醫院及濟生院特別會計規則は、其の制定以後何等の改正も行はれざりしが、大正十一年會計規則の改正に伴ひ、同年三月左の如く改正せられたり。

勅令第四十四號（大正十一年三月二十七日）

朝鮮醫院及濟生院特別會計規則中左ノ通改正ス

第九條中「仕拂元受高」ヲ「支拂元受高」ニ改ム

第十三條　削除

第十四條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第十五條　朝鮮總督府ハ歲出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第十六條　本令ニ規定セサルモノハ朝鮮總督府特別會計規則ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年特別會計の整理を行ふに際し、朝鮮醫院及濟生院は之を特別會計として經理するの必要なきものと認め、總督府醫院・道慈惠醫院中特殊の患者を收容せる小鹿島慈惠醫院・濟生院の三者は之を朝鮮總督府特別會計に組入れ、其の他の二十六箇所の道慈惠醫院は之を當該地方費の經營に移すことと爲して、朝鮮醫院及濟生院特別會計は大正十三年度限り之を廢止することとしたり。今其の廢止法律を掲ぐれば左の如し。

法律第十九號（大正十四年三月三十日）

朝鮮醫院及濟生院特別會計法ハ大正十三年度限リ之ヲ廢止ス

朝鮮醫院及濟生院特別會計法ハ大正十三年度歲入殘餘及債權債務ハ之ヲ朝鮮總督府特別會計ニ歸屬セシム

朝鮮醫院及濟生院特別會計ノ大正十三年度歲出豫算ニ於ケル用途指定ノ費途ニシテ年度內ニ其ノ支出ヲ終ラサリシモノハ其ノ豫算殘額ヲ朝鮮總督府特別會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第六節　外地特別會計

第一款　朝鮮總督府特別會計

明治四十三年八月韓國を併合して之を朝鮮と稱し、新に朝鮮總督府を設置して、朝鮮總督をして之が統治に任せしめたり。而して右朝鮮總督府の會計は之を別途に整理せしむることと爲し、同年九月勅令第四百六號を以て、左の如く朝鮮總督府特別會計に關する件を制定したり。當時韓國併合に

關する問題は、其の處理最も急速を要するものありて、帝國議會に附議するの暇なかりしを以て、特別會計設置に關しても緊急勅令を以て之を公布せしが、右勅令は同年十二月召集せられたる第二十七回帝國議會に於て、其の他の緊急勅令と共に事後承諾を與へられたり。

朝鮮總督府特別會計ニ關スル件（明治四十三年九月勅令第四百六號）

第一條　朝鮮總督府ノ會計ハ特別トシ其ノ歳入及一般會計ノ補充金ヲ以テ之ヲ歳出ニ充ツ

第二條　前條ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　政府ハ毎年朝鮮總督府特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

第四條　本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條　鐵道、森林、平壤鑛業所及公債金ノ特別會計竝通信ノ會計ニ付テハ明治四十三年度分限リ仍從前ノ例ニ依ル

第六條　舊韓國政府ニ屬シタル債權及債務ニシテ本令施行ノ際現存スルモノハ本會計ニ移屬ス

第七條　明治四十三年勅令第三百二十六號ニ依ル豫算ニ關スル會計年度ハ明治四十三年九月三十日ヲ以テ終結ス

前項ノ豫算ニ計上シタル一時借入金ハ本會計ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第八條　前條ノ歳入歳出竝統監府及其ノ所屬官署ニ係ル歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ明治四十三年十二月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第九條　第七條ノ經費竝統監府及其ノ所屬官署ノ經費ノ支辨ニ屬スル工事又ハ製造ニシテ明治四十三年九月三十日迄ニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ本會計ニ移シ之ヲ使用スルコトヲ得

第十條　前條ノ經費支辨ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ又ハ仕拂義務ヲ生シ明治四十三年九月三十日迄ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ本會計ニ移シ使用スルモノトス

第十一條　第七條ノ會計ノ過不足ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス

右と同時に勅令第四百七號を以て、左の如く本特別會計の收入支出に關する規則を定めたり。

朝鮮總督府特別會計規則（明治四十三年九月勅令第四百七號）

第一條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　所管大臣ハ朝鮮總督ヲ以テ仕拂命令官トシ朝鮮總督府特別會計ニ屬スル仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第三條　朝鮮總督ハ仕拂命令官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ仕拂計算書ヲ調製シ金庫ニ送付スヘシ

第四條　朝鮮總督ハ年度内一時收入金額ニ不足ヲ生スルトキハ其ノ不足金額ヲ豫定シ所管大

臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ仕拂元金ノ繰替ヲ請求スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ請求ナキトキハ仕拂元金ニ超過シタル仕拂命令ノ仕拂ヲ停止スルコトアルヘシ

第五條　朝鮮總督ハ會計規則第十八條ノ規定ニ基キ發シタル勅令ニ依リ第一豫備金ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ通知スヘシ

第六條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第七條　朝鮮總督ハ土地ノ情況ニ依リ會計規則第六十九條、第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得

第八條　歲入歲出ノ決定計算書ハ豫定計算書ト同一ノ區分ニ據リ所管大臣之ヲ調製シ翌年度十一月三十日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ各條項ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右朝鮮總督府特別會計規則は、其の後大正十一年の會計規則の改正に伴ひて、同年三月左の如く改正せられたり。

勅令第四十三號（大正十一年三月二十七日）

朝鮮總督府特別會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第二條　所管大臣ハ朝鮮總督ヲ以テ支出官トシ朝鮮總督府特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムル

朝鮮總督ハ部下ノ官吏ニ分任シテ朝鮮總督府特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第三條　朝鮮總督ハ每年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官每ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣及會計檢査院ニ送付シ同時ニ其ノ旨日本銀行ニ通知スヘシ支拂豫算ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條中「仕拂元金」ヲ「支拂元金」ニ「仕拂命令ノ仕拂ヲ停止セシムルコトアルヘシ」ニ改ム

第六條ノ二　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ朝鮮總督ニ送付スヘシ

第六條ノ三　朝鮮總督ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ四　支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ朝鮮總督ニ送付スヘシ

第六條ノ五　朝鮮總督ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條中「第六十九條、第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條」ヲ「第九十九條」ニ

改ム

第八條中「十一月三十日」ヲ「七月三十一日」ニ改ム

第九條　朝鮮總督府ハ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十條　朝鮮總督府ハ歲出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第十一條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル但シ會計規則第四十二條、第十五條、第八十八條、第九十二條、第九十七條、第九十八條、第百四條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十九條、第百三十四條、第百三十五條第二項、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十四條及第百四十六條中各省大臣又ハ所管大臣トアルハ朝鮮總督トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

會計規則第五十條、第五十三條又ハ第七十八條ニ規定スル期限ニ付テハ大正十年度分ニ限リ四月三十日ヲ五月十五日、五月三十一日ヲ六月十五日トシ同令第百七十條ニ規定スル期限ハ之ヲ六月十五日トス

大正十年度所屬歲入歲出金ヲ日本銀行ニ於テ出納スルハ大正十一年六月十五日限トス

大正十年度所屬歲入歲出金ノ六月分徵收總報告書及支出總報告書ハ參照書類又ハ支出濟額報告書ト共ニ所管大臣ヲ經由シテ大正十一年六月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

朝鮮總督府特別會計は明治四十四年度以降一般會計より年々補充金の支給を仰ぎしが、一時臺灣と同じく會計の獨立計畫を實行し、大正八年度に於ては一般會計よりの補充を廢止したり。然るに其の後諸般の文化的施設の進展擴張の爲め更に補充金を必要とせしを以て、翌九年度以降再び每年補充金を計上するに至れり。

第二款　臺灣總督府特別會計

明治二十八年四月日清講和條約成立の結果、臺灣の我領土に歸するや、翌二十九年四月臺灣總督府を設置して、之が統治に當らしめしが、翌三十年二月に至り左の如く臺灣總督府特別會計法を制定し三十年度以降之が會計に就き特別の經理を行はしむることとしたり。

臺灣總督府特別會計法（明治三十年二月二十六日法律第二號）

第一條　臺灣總督府ノ會計ハ特別トシ其ノ歲入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　前條ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第三條　本法ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

而して右法律の制定に基き、同年三月左の如く臺灣總督府特別會計規則を定めたり。

臺灣總督府特別會計規則（明治三十年三月十一日勅令第二十七號）

第一條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ拓殖務大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日マテニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　拓殖務大臣ハ臺灣總督ヲ以テ仕拂命令官トシ臺灣總督府特別會計ニ屬スル仕拂命令ヲ發セシムル

臺灣總督ハ部下ノ官吏ニ分任シテ臺灣總督府特別會計ニ屬スル仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第三條　臺灣總督ハ仕拂命令官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ仕拂計算書ヲ調製シ金庫ニ送附スヘシ仕拂計算書ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條　臺灣總督ハ年度內一時收入金額ニ不足ヲ生スルトキハ其ノ不足金額ヲ豫定シ拓殖務大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ仕拂元金ノ繰替ヲ請求スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ請求ナキトキハ仕拂元金ニ超過シタル仕拂命令ノ仕拂ヲ停止スルコトアルヘシ

第五條　臺灣總督ハ一般會計規則第十八條ノ勅令ニ基キ第一豫備金ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ拓殖務大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ通知スヘシ

第六條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ

第七條　臺灣總督ハ土地ノ情況ニ依リ一般會計規則第六十九條第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得

第八條　歲入歲出ノ決定計算書ハ豫定計算書ト同一ノ區分ニ據リ拓殖務大臣之ヲ調製シ翌年度十二月三十一日マテニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　此ノ規則ニ規定セサルモノハ總テ一般會計規則ノ各條項ヲ適用ス

右會計規則は爾後拓殖務省の廢止に伴ひ、明治三十年九月勅令第三百十七號を以て、第一・二・四・五及八條中の『拓殖務大臣』を『所管大臣』と改められ、更に第二百一號を以て、其の第八條中『十二月三十一日』を『十一月三十日』と改められしが、大正十一年會計規則の改正に伴ひ、同年三月更に左の如く改正せられたり。

勅令第四十五號（大正十一年三月二十七日勅令第四十五號）

臺灣總督府特別會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第二條　所管大臣ハ臺灣總督ヲ以テ支出官トシ臺灣總督府特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムル

臺灣總督ハ部下ノ官吏ニ分任シテ臺灣總督府特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第三條　臺灣總督ハ每年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官每ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ大藏大臣及會計檢查院ニ送付シ同時ニ其ノ旨日本銀行ニ通知スヘシ支拂豫算ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條中「仕拂元金」ヲ「支拂元金」ニ、「仕拂命令ノ仕拂ヲ停止セシムルコトアルヘシ」ニ改ム

第六條ノ二　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ臺灣總督ニ送付スヘシ

第六條ノ三　臺灣總督ハ徵收報告書ニ依リ毎月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ四　支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ臺灣總督ニ送付スヘシ

第六條ノ五　臺灣總督ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條中「第六十九條、第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條」ヲ「第九十九條」ニ改ム

第八條中「十一月三十日」ヲ「七月三十一日」ニ改ム

第九條　臺灣總督府ハ歲入豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十條　臺灣總督府ハ歲出豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第十一條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル但シ會計規則第四十二條、第十五條、第八十八條、第九十二條、第九十七條、第九十八條、第百四條、第百二十條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十九條、第百三十四條、第百三十五條第二項、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十四條及第百四十六條中各省大臣又ハ所管大臣トアルハ臺灣總督トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

會計規則第五十條、第五十三條又ハ第七十八條ニ規定スル期限ニ付テハ大正十年度分ニ限リ四月三十日ヲ五月十五日、五月三十一日ヲ六月十五日トシ同令第百七十條ニ規定スル期限ハ之ヲ六月十五日トス

大正十年度所屬歲入歲出金ヲ日本銀行ニ於テ出納スルハ大正十一年六月十五日限トス

大正十年度所屬ノ歲入歲出金ノ六月分徵收總報告書及支出總報告書ハ參照書類又ハ支出濟額報告書ト共ニ所管大臣ヲ經由シテ大正十一年六月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

臺灣總督府特別會計ハ其ノ設置以後引續キ一般會計ヨリ補充金ノ支給ヲ仰ギシガ、明治三十八年度以後全ク國庫ノ補充金ヲ仰ガス、獨立會計トナリ、大正二年度以後ハ却テ一般會計ニ對シ、內地ニ於テ消費スル砂糖ニ對スル消費稅ヲ提供スルコトトナレリ。

第三款　樺太廳特別會計

明治三十八年九月日露講和條約の成立と共に、樺太島の南半は新に我領土に歸し、我國はここに軍政を布きしが、明治四十年四月樺太廳を設置して民政を開始するに及びて、同年三月左の如く樺太廳特別會計法を制定したり。

樺太廳特別會計法（明治四十年三月二十日法律第十八號）

第一條　樺太廳ノ會計ハ特別トシ其ノ歲入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　樺太廳特別會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　政府ハ每年樺太廳特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議

會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

右法律の公布と同時に法律第十七號を以て關東都督府特別會計法をも公布せられしを以て、便宜上此等兩特別會計の收支に關する規定を合併制定することと爲し、同年三月左の如く公布したり。

關東都督府及樺太廳特別會計規則（明治四十年三月三十日勅令第八十七號）

第一條　歲入歲出豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　所管大臣ハ關東都督府ニ在リテハ都督、樺太廳ニ在リテハ長官ヲ以テ仕拂命令官トシ各其ノ特別會計ニ屬スル仕拂命令ヲ發セシム

關東都督及樺太廳長官ハ部下ノ官吏ニ分任シテ各其ノ特別會計ニ屬スル仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第三條　關東都督及樺太廳長官ハ仕拂命令官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ仕拂計算書ヲ調製シ金庫ニ送付スヘシ仕拂計算書ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條　關東都督及樺太廳長官ハ年度內一時收入金額ニ不足ヲ生スルトキハ其ノ不足金額ヲ豫定シ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ仕拂元金ノ繰換ヲ請求スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ請求ナキトキハ仕拂元金ニ超過シタル仕拂命令ノ仕拂ヲ停止スルコトアルヘシ

第五條　關東都督及樺太廳長官ハ會計規則第十八條ニ基キ發シタル勅令ニ依リ第一豫備金ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ通知スヘシ

第六條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第七條　關東都督及樺太廳長官ハ土地ノ情況ニ依リ會計規則第六十九條、第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得

第八條　歲入歲出ノ決定計算書ハ豫定計算書ト同一ノ區分ニ據リ所管大臣之ヲ調製シ翌年度十一月三十日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　本令ニ規定セサルモノハ總テ會計規則ノ各條項ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は後大正十一年會計規則の改正に伴ひ同年三月左の如く改正せられたり。

勅令第四十七號（大正十一年三月二十七日）

關東都督府及樺太廳特別會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第二條　所管大臣ハ關東廳ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ヲ以テ支出官トシ各其ノ特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシム

關東長官及樺太廳長官ハ部下ノ官吏ニ分任シテ各其ノ特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲

小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第三條　關東長官及樺太廳長官ハ每年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官每ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ大藏大臣及會計檢査院ニ送付シ同時ニ其ノ旨日本銀行ニ通知スヘシ支拂豫算ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ「仕拂元金」ヲ「支拂元金」ニ「仕拂命令ノ仕拂ヲ停止スルコトアルヘシ」ヲ「小切手ノ支拂ヲ停止セシムルコトアルヘシ」ニ改ム

第五條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ改ム

第六條ノ二　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ關東長官又ハ樺太廳長官ニ送付スヘシ

第六條ノ三　關東長官及樺太廳長官ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ四　支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ關東長官又ハ樺太廳長官ニ送付スヘシ

第六條ノ五　關東長官及樺太廳長官ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ「第六十九條、第七十三條及第七十九條ノ期限ヲ短縮シ又ハ第六十九條」ヲ「第九十九條」ニ改ム

第八條中「十一月三十日」ヲ「七月三十一日」ニ改ム

第九條　關東廳及樺太廳ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十條　關東廳及樺太廳ハ歲出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第十一條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル但シ會計規則第四十二條、第十五條、第八十八條、第九十二條、第九十七條、第九十八條、第百四條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十九條、第百三十四條、第百三十五條第二項、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十四條及第百四十六條中各省大臣又ハ所管大臣トアルハ關東長官又ハ樺太廳長官トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

會計規則第五十條、第五十三條又ハ第七十八條ニ規定スル期限ニ付テハ大正十年度分ニ限リ四月三十日ヲ五月十五日、五月三十一日ヲ六月十五日トシ同令第百七十條ニ規定スル期限ハ之ヲ六月十五日トス

大正十年度所屬歲入歲出金ヲ日本銀行ニ於テ出納スルハ大正十一年六月十五日限トス

大正十年度所屬ノ歲入歲出金ノ六月分徵收總報告書及支出總報告書ハ參照書類又ハ支出濟額報告書ト共ニ所管大臣ヲ經由シテ大正十一年六月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

樺太廳特別會計は其の設置以後、每年度引續き一般會計より若干の補充金を支給せられ、以て大正末年度に至れるものとす。

第四款　關東廳特別會計

明治三十八年九月日露講和條約成立の結果、從來露國の有せし關東州の租借權は、之を我國に於て繼承することとなり、翌三十九年九月從來の軍政を廢して、新に關東都督府を置きて民政を開始したり。茲に於て同都督府の會計は之を特別に經理せしむることと爲し、翌四十年三月左の如く特別會計設置の法律を制定公布したり。

關東都督府特別會計法（明治四十年三月二十七日法律第十七號）

第一條　關東都督府ノ會計ハ特別トシ其ノ歳入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條　關東都督府特別會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　政府ハ每年關東都督府特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

關東都督府特別會計の收支に關する規定は、前述の如く樺太廳特別會計に關するものと合して、明治四十年三月勅令第八十七號を以て制定せられ、更に大正十一年三月勅令第四十七號を以て、其の一部を改正せられたり。尙關東都督府は大正八年四月に至り關東廳と改稱せられ、從來の關東都督に代り關東長官之が統治に當ることとなりしを以て、特別會計に關する名稱も同年度以後關東廳特別會計と稱せられたり。

關東廳特別會計は明治四十年關東都督府特別會計の設置以來、引續き每年度一般會計より若干額の補充金を支給せられ、以て大正末年度に至れり。

第五款　南洋廳特別會計

南洋群島はもと獨逸國の領有に屬せしが、歐洲大戰に際して我海軍の占領する所となり、尋いで對獨平和條約締結の結果、大正十年四月我國の委任統治地域となりしを以て、翌大正十一年四月其の軍政を廢止すると共にここに南洋廳を設置し、其の會計を特別に經理せしむることとせり。特別會計法の全文左の如し。

南洋廳特別會計法（大正十一年三月三十一日法律第二十五號）

第一條　南洋廳ノ會計ハ特別トシ其ノ歳入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條　南洋廳特別會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　政府ハ每年南洋廳特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト倶ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス

右と同時に左の如く南洋廳特別會計規則を設け、以て收支計算の手續を規定したり。

南洋廳特別會計規則（大正十一年三月三十一日勅令第百三十一號）

第一條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ大藏大臣ニ送付

スヘシ

第二條　所管大臣ハ南洋廳長官ヲ以テ支出官トシ南洋廳特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムル

南洋廳長官ハ部下ノ官吏ニ分任シテ南洋廳特別會計ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第三條　南洋廳長官ハ每年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官每ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣及會計檢査院ニ送付シ同時ニ其ノ旨日本銀行ニ通知スヘシ支拂豫算ヲ更定シタルトキ亦同シ

第四條　南洋廳長官ハ年度內一時收入金額ニ不足ヲ生スルトキハ其ノ不足金額ヲ豫定シ所管大臣ヲ經由シテ大藏大臣ニ支拂元金ノ繰替ヲ請求スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ請求ナキトキハ支拂元金ニ超過シタル小切手ノ支拂ヲ停止セシムルコトアルヘシ

第五條　南洋廳長官ハ會計規則第十八條ノ規定ニ基キ發シタル勅令ニ依リ第一豫備金ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ金額及理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ添附シ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ

第六條　大藏大臣第一豫備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第七條　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ南洋廳長官ニ送付スヘシ

第八條　南洋廳長官ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ南洋廳長官ニ送付スヘシ

第十條　南洋廳長官ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十一條　南洋廳長官ハ土地ノ情況ニヨリ會計規則第九十九條ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得

第十二條　歲入歲出ノ決定計算書ハ豫定計算書ト同一ノ區分ニ依リ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十三條　南洋廳ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十四條　南洋廳ハ歲出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第十五條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル但シ會計規則第四十二條、第十五條、第八十八條、第九十二條、第九十七條、第百二十九條、第百四條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十九條、第百三十四條、第百三十五條第二項、第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十四條及第百四十六條中各省大臣又ハ所管大臣トアルハ南洋廳長官トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本特別會計も其の設置以後每年度一般會計より補助金の支給を受けて、其の會計を經理せること

他の外地諸會計と同様なりとす。

第七節　臨時軍事費特別會計

第一款　臨時軍事費特別會計（日清戰役）

明治二十七年五月韓國に東學黨の亂起り、我國は韓國に對して兵を出せしが、右變亂鎭定後同國內政改革に關して清國と隙を生じ、同年八月遂に清國に對し宣戰を布告せられたり。初め朝鮮事件の起るや之に要する費途は第二豫備金より之を支出せんとせしも、費用巨額に上り到底之を以て支辨し得べきに非ざるを以て、更に勅裁を經て國庫剩餘金より支出せしが、右剩餘金も亦缺乏を告ぐるに至りしを以て、政府は同年八月勅令（緊急）第百四十三號を公布し、朝鮮事件に關する經費支辨の爲め、特別會計に屬する資金を繰替使用し、借入金を爲し、及公債を募集することを得る旨を規定せり。斯くて之に基き政府は特別資金の繰入竝に借入金を爲すと共に、同年八月勅令第百四十四號を以て軍事公債條例を公布し、金額五千萬圓を限り漸次公債を募集することとせしが、尋いで同年十月臨時議會の召集せらるるや、政府は右朝鮮事件及日清戰役に要する臨時軍事費豫算として一億五千萬圓を要求すると共に、軍費支辨の爲め更に一億圓の公債募集に關する法律案を提出して其の協贊を經たり。然るに右臨時軍事費は其の額巨大なる上、其の間軍事公債金の募集繰入等のことありて、到底其の收支を一般會計に於て經理することを得ざるものあるが故に、政府は之が收支に就き特別會計を立て且事件の開始より其の終結迄を一會計年度として之を整理せしむることと爲し、卽ち同一議會に之に關する法律案を提出したり。右は議會の協贊を經て明治二十七年十月左の如く公布せられたり。

臨時軍事費特別會計法（明治二十七年十月二十四日法律第二十四號）

第一條　清國及朝鮮國トノ交涉事件ニ關スル臨時軍事費ノ會計ハ一般ノ歲入歲出ト區分シ特別ニ之ヲ整理スヘシ

第二條　臨時軍事費ニ關スル歲入歲出ハ明治二十七年六月一日ヨリ事件終局マテヲ以テ會計ノ一年度トス

翌明治二十八年二月第八回帝國議會に於て、政府は更に一億圓の軍事費豫算案竝に一億圓の公債募集に關する法律案を提出して、議會の協贊を經たり。

臨時事件は明治二十八年四月に至り漸く平定に歸し、隨つて軍事費に關する會計の收支も亦特別に整理するを要せざるに至りしを以て、明治二十九年三月左の如く臨時軍事費特別會計の終結に關する法律を公布したり。

法律第十號（明治二十九年三月九日）

第一條　臨時軍事費特別會計ハ明治二十九年三月三十一日ヲ以テ終結ス

第二條　臨時軍事費特別會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ明治三十年三月三十一日マテニ悉皆完結スヘシ

第三條　臨時軍事費ノ支辨ニ屬スル工事製造等ノ事業ニシテ明治二十九年三月三十一日マテニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第四條　臨時軍事費ノ支辨ニ屬スル諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ若ハ支出スヘキ債務確定シ明治二十九年三月三十一日マテニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シテ使用スルコトヲ得

第五條　臨時軍事費特別會計ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ一般會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

右法律ニ基キ勅令第三十號ヲ以テ左ノ如ク本特別會計ノ整理ニ關スル詳細ノ手續ヲ定メタリ。

臨時軍事費特別會計整理規則（明治二十九年三月二十三日勅令第三十號）

第一條　明治二十九年三月三十一日以前ニ募集ニ著手シタル軍事公債募集金ハ臨時軍事費特別會計ノ歲入トス

第二條　臨時軍事費特別會計ノ歲入歲出金ヲ金庫ニ於テ出納スルハ明治二十九年十一月三十日限リトス

臨時軍事費特別會計ノ歲入ニシテ明治二十九年十一月三十日マテニ金庫ニ現金ヲ納入セサルモノハ現年度一般會計ノ歲入トス

第三條　臨時軍事費ヲ精算シテ仕拂命令ヲ發スルハ明治二十九年十月三十一日限リトス

第四條　臨時軍事費ノ仕拂命令ニシテ明治二十九年十一月三十日マテニ仕拂ノ請求ナキ仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ明治二十九年法律第十號第五條ノ剩餘金ニ組入レス國庫ニ於テ繰越整理スヘシ

第五條　主管大臣ハ明治三十年四月三十日マテニ臨時軍事費歲入歲出ノ決算報告書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條　會計規則第五十二條第二項ニ依ル臨時軍事費特別會計ノ歲入調定額計算書送付期限ハ明治三十年一月三十日限リトス

第七條　主管大臣ハ明治二十九年法律第十號第三條ニ依リ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移サントスルトキハ各事項毎ニ其ノ計算書ヲ作リ明治二十九年九月三十日マテニ大藏大臣ノ同意ヲ求ムヘシ

第八條　主管大臣ハ前條ノ同意ヲ得タルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第九條　主管大臣ハ明治二十九年法律第十號第四條ニ依リ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移サントスルトキハ其ノ計算書ヲ作リ明治二十九年九月三十日マテニ大藏大臣及會計檢査院ニ通知スヘシ

第十條　臨時軍事費ニ屬スル經費ノ定額戻入ヲ爲スハ明治二十九年十月三十一日ヲ過クルコトヲ得ス

第十一條　會計規則第九十五條ニ依ル收入官吏ノ會計事務計算書調製期限ハ明治三十年一月三十一日限リトス

第十二條　明治三十年三月三十一日ニ於テ大藏大臣ハ會計檢査官立會ノ上ニテ大藏省ニ備ヘタル臨時軍事費ニ關スル主計簿ヲ締切ルヘシ

以上の如くにして日清戰役に關する臨時軍事費特別會計は、明治二十七年六月一日より同二十九年三月末日に至る二十二箇月間を一會計年度として存續せしものにして、今之が收支を見るに、其の歲入歲出豫算は各二億五千萬圓にして歲入の收入濟額は二億二千五百二十三萬百二十七圓餘、歲出

の仕拂命令濟額は二億四十七萬五千五百八圓餘なり。而して此の歳入の收支濟額と歳出の仕拂命令濟額との差引剩餘額二千四百七十五萬四千六百十九圓餘は、明治二十九年度一般會計の歳入に繰入れ、以て其の收支を終結したり。

第二款　臨時軍事費特別會計（日露戰役）

明治三十六年十月以降露國との交涉事件漸く切迫を告ぐるに及び、同年十二月勅令（緊急）第二百九十一號を公布し、軍備補充に要する經費支辨の爲め、政府は一時借入金、特別會計資金の繰替使用及國庫債券の發行を爲すことを得る旨を定められしが、右に基き政府は陸海軍に屬する經費一億五千五百九十七萬餘圓、大藏省所管に屬する經費二十五萬餘圓の支出の勅裁を得たり。然るに翌三十七年二月に至り遂に露國に對して宣戰を布告せらるるに至りしを以て、同年三月召集せられたる第二十回帝國議會に於て、政府は臨時軍事費豫算三億八千萬圓及各省臨時事件費豫算四千萬圓を要求して議會の協贊を經たり。然るに臨時軍事費の支出は頗る巨額に上るのみならず、之が整理の都合上一般の歳入歳出と區分するを便宜とするに依り、明治二十七八年戰役に於ける臨時軍事費特別會計の例に倣ひ、時局の開始より其の終了に至る迄を一會計年度とする特別會計を設置することと爲し、右の豫算案と共に之が法案を議會に提出し、其の協贊を經て同年四月左の如く之を公布したり。

陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計法（明治三十七年三月三十日法律第二號）

陸海軍ニ屬スル臨時事件費ノ會計ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ臨時事件ノ終局マテヲ一會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス

而して時局の開始は明治三十六年十月に在るを以て、同月以降臨時軍事費として支出したるものは、右法律に基き其の終了に至る迄を一會計年度として合併整理することとなれり。爾來戰局の發展に伴ひ軍費の支出を要すること益〻多く、政府は明治三十七年十一月召集せられたる第二十一回帝國議會に於て、更に臨時軍事費追加豫算七億圓及各省臨時事件費豫算八千萬圓を要求して、其の協贊を經しが、右經費は第二十二回帝國議會の開會に先立ち不足を告ぐるに至りしを以て、明治三十八年十二月政府は臨時軍事費六千萬圓及各省臨時事件費二千八百八十二萬餘圓の豫算外支出を爲し、尋いで同月第二十二回帝國議會の召集を待ちて、更に臨時軍事費追加豫算四億五千四十五萬圓及各省臨時事件費中五百萬圓を削減せられしのみにて、其の他は要求通り議會の協贊を經たり。尙各省臨時事件費は翌明治三十九年十二月召集の第二十三回帝國議會に於て、更に追加額二百五十萬圓の協贊を經たり。斯くの如くにして明治三十七八年戰役に關する經費豫算の總額は、陸海軍に屬する臨時軍事費十七億四千六百四十二萬千三十五圓餘、各省に屬する臨時事件費二億三千八百二十八萬三千三百三十九圓餘に達したり。而して右の中各省臨時事件費は、軍事費以外に於て臨時事件に關聯する外交其の他の費途に充てらるるものなるを以て、之が經理は一般會計に所屬せしめられ、陸海軍に屬する臨時軍事費のみ、前揭明治三十七年法律第二號に基き、特別會計の下に整理せられしものなり。而して右臨時軍事費の會計に關しては經費の性質上特に其の支出の手續を鄭重にし、日淸戰役の際に於ける臨時軍事費特別會計の例に倣ひて之を處理したり。卽ち之を支出するに當りては陸海軍大臣は先づ大藏大臣に內議し、大藏大臣は之を審査の上意見を附して內閣總理大臣に申告し、其の同意を得

て陸海軍大臣の内議に應じ、陸海軍大臣は更に大藏大臣に向つて支出の要求を爲し、大藏大臣は之を上奏勅裁を經て始めて之を支出することとせり。蓋し軍事の計畫は敵國に對し機密を要するは勿論、戰機は旦夕變化極りなきを以て、臨時軍事費豫算に在りても確實なる計數明細なる內譯を示すこと能はざるの事情あり、爲に帝國議會に於ては其の細目を問はず、臨時軍事費に就ては之を單に一款項として議決したるものなるが故に、之が支出に當りては苟も遺算なからしめんことを期せざるべからざるを以てなり。

明治三十八年九月日露兩國間の平和克復し、戰爭に關する經理事務も漸く終結に近づきしを以て玆に臨時軍事費特別會計を終結せしめ、其の後に於て本會計に屬すべき歲出入は、一般會計に移して整理を爲すを便宜と認め、政府は明治三十九年五月左の如く本特別會計終結に關する法律を公布したり。

法律第五十二號（明治三十九年五月十一日）

第一條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ年度ハ明治四十年三月三十一日ヲ以テ終結ス

第二條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ明治四十年十一月三十日迄ニ悉皆完結スヘシ

第三條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費ノ支辨ニ係ル工事、測量又ハ製造ノ事業ニシテ其ノ會計年度內ニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ遞次繰越シ使用スルコトヲ得外國注文ニ係ル物品ノ購入代及一時賜金ノ支出ヲ終ラサルモノニ付亦同シ

第四條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費支辨ノ諸費中復員ヲ爲ササル部隊ニ係ル經費ニシテ其ノ會計年度內ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第五條　前二條ニ規定シタルモノヲ除クノ外陸海軍ニ屬スル臨時事件費支辨ノ爲發行シタル國庫債券及公債ノ募集金ハ明治四十年三月三十一日以前ノ發行ニ係ルモノノ收入ニ限リ陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ歲入トス

第六條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ニ於テ歲計剩餘アルトキハ一般會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

右と同時に勅令第百二號を以て左の如く本特別會計終結に關する手續の詳細を定めたり。

勅令第百二號（明治三十九年五月十一日）

第一條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費支辨ノ爲發行シタル國庫債券及公債ノ募集金ハ明治四十年三月三十一日以前ノ發行ニ係ルモノノ收入ニ限リ陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ歲入トス

第二條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ歲入歲出金ヲ金庫ニ於テ出納スルハ明治四十年六月三十日限トス

陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ歲入ニシテ明治四十年六月三十日迄ニ金庫ヘ現金ヲ納入セサルモノハ現年度一般會計ノ歲入トス

第三條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費所屬ノ經費ヲ精算シテ仕拂命令ヲ發スルハ明治四十年五月三十一日限トス

第四條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費ノ仕拂命令ニシテ明治四十年六月三十日迄ニ仕拂ノ請求ナキ仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ明治三十九年法律第五十二號第六條ノ剩餘金ニ組入レス國庫ニ於テ繰越整理スヘシ

第五條　主管大臣ハ明治四十年十一月三十日迄ニ陸海軍ニ屬スル臨時事件費歲入歲出ノ決算報告書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條　主管大臣ハ明治三十九年法律第五十二號第三條ニ依リ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移サムトスルトキハ各事項毎ニ其ノ計算書ヲ作リ明治四十年五月三十一日迄ニ大藏大臣及會計檢査院ニ通知スヘシ

第七條　主管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ得タルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第八條　主管大臣ハ明治三十九年法律第五十二號第四條及第五條ニ依リ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移サムトスルトキハ其ノ計算書ヲ作リ明治四十年五月三十一日迄ニ大藏大臣及會計檢査院ニ通知スヘシ

第九條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費所屬經費ノ定額戻入ヲ爲スハ明治四十年五月三十一日ヲ過クルコトヲ得ス

第十條　大藏大臣ハ明治四十年十月三十一日ニ於テ會計檢査官立會ノ上大藏省ニ備ヘタル陸海軍ニ屬スル臨時事件費ノ主計簿ヲ締切ルヘシ

茲に於て政府は右法令に基き、明治四十年三月三十一日限り本特別會計を閉鎖し、其の歲入歲出に關する事務は同年十一月三十日迄に悉皆之を完結したり。今本特別會計の決算額を見るに、歲入十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓餘に對し、支出濟額十五億八百四十七萬二千五百三十八圓餘にして、外に本特別會計の閉鎖迄に經費の支出を終らざりし支出未濟の豫算額一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓餘あり、右は前揭法律第三條乃至第五條の規定に基き、一般會計に移し使用することゝ爲し、結局歲入歲出差引剩餘額七千五百四十九萬五千九百八十五圓餘は、前揭法律第六條の規定に從ひ、之を明治四十年度一般會計の歲入に繰入れたり。

第三款　臨時軍事費特別會計（日獨戰役）

大正三年七月歐洲大戰勃發するや、極東の時局之に伴ひて切迫を告げ、我陸海軍に於ても豫め事變に處すべき準備の爲め、之が經費を臨時支出するの必要を生じ、同年八月九日及十一日に於て一般會計陸海軍所管に於て、第二豫備金及國庫剩餘金より、合計五百八十三萬千八百六十九圓を歐洲事件費として支出するの勅裁を經たり。尋いで同月二十三日遂に對獨宣戰の布告あり、之に伴ひ同日以後に於て陸軍省所管に於て、前後四回に亙り國庫剩餘金より、合計六百六十八萬六千九百圓を支出するの勅裁を經たり。斯くて歐洲事件費臨時支出の總額は千二百五十一萬八千七百六十九圓に達したり。

大正三年九月第三十四回帝國議會の召集せらるるや、政府は臨時軍事費豫算として五千百萬圓を要求すると共に、右臨時軍事費に關する收支は、明治二十七八年及同三十七八年兩戰役の例に倣ひ、一

般の歳入歳出と區分して特別に整理するの必要を認め、之に關する法律案を提出したり。右豫算及法律案は共に議會の協賛を經、法律案は同年九月法律第四十二號を以て左の如く公布せられたり。

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計法（大正三年九月十日法律第四十二號）

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費ノ會計ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ事件ノ終局迄ヲ一會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス

而して右法律の施行と共に、從來豫算外支出を爲し來りし歐洲事件費は、之を臨時軍事費特別會計に移換へ整理することと爲し、其の總額を一般會計より同特別會計に繰入れたり。

然るに爾後時局の進展に伴ひ、我軍の行動は青島方面の外西比利亞・薩哈嗹州・露領沿海州・東海及支那海・太平洋・亞米利加西岸・印度洋・地中海沿岸等の各方面に及び、之が爲に要する經費亦巨額に上りしを以て、大正四年第三十六回帝國議會に於て、臨時軍事費の第一次追加豫算を提出せしを始めとして大正十一年第四十五回帝國議會に於て其の第十一次追加豫算を提出したる迄、毎回追加豫算を提出して其の協賛を經、其の總額歳入歳出各七億三百七十七萬六千九百九十二圓に達したり。而も尚右の外事態急迫して豫算の成立を俟つ能はざりし爲め、臨時軍事費豫備費外豫算超過支出を爲したる場合頗る多く、其の合計一億五千二百五十萬八千二百八十二圓に及びたり。斯くて本特別會計に於ける歳入歳出の豫定額は、臨時軍事費豫算額・歐洲事件費豫算外支出額・臨時軍事費豫備費外豫算超過支出額の三者を合して、各九億千九百八十萬四千四十三圓に達したり。而して右臨時軍事費の歳出豫算は帝國議會に於ては豫備費を區分したるの外、其の細目を問はず一款項として議決せるものなるを以て、之が支出に就き遺算なからしめんが爲め、明治二十七八年及同三十七八年兩戰役臨時軍事費の場合と同樣、特に其の手續を鄭重にしたり。卽ち豫備費に非ざる歳出豫算にありても、之を支出するに當りては陸海軍大臣は先づ大藏大臣に內議し、大藏大臣は之に應じたるときは、陸海軍大臣は更に大藏大臣に向つて支出の要求を爲し、大藏大臣は之が事由を具し內閣總理大臣に送付し、之を閣議に諮り、其の決定の上、大藏大臣より上奏裁可を經て、始めて之を支出することと爲せり。

大正七年十一月歐洲大戰の終熄と共に、我國の對獨軍事行動も終局を告げ、爾後は西比利亞及薩哈嗹州の兩方面に於ける軍事行動を存するのみとなりしが、大正十一年十月西比利亞及北滿洲方面に派遣せられたる我軍隊の撤收を完了したる後に於ては、單に薩哈嗹州派遣軍の駐屯を殘すのみとなり、從つて臨時軍事費の支出は逐次減少し、之が爲め特別會計を存置するの必要殆ど之れ無きに至りたり。然るに本特別會計に於ては、經費支辨財源の過半を借入金又は公債の發行に據るの豫定なりしも、大正九年度以降に於ては、他の公債の發行幅輳せしと、我國經濟界の變動とに依り、臨時軍事費公債の發行に便ならざるものありしを以て、當時國庫に多額の歳計剩餘金を存せしを幸ひとして、之を以て臨時軍事費の歳出に繰替支辨することと爲せし結果、公債の發行は自然益〻遲延せしが、大正十二年九月關東大震災の後は之が發行甚だ困難の狀況に陷り、所要の借入金及公債募集金の中一億四百餘萬圓は遂に之を調達することを得ざるに至り、爲に本特別會計を終結せしむることを得ず、未整理の儘存續して大正十四年に至れり。然るに同年行政及財政の整理を斷行せんとするに當り、政府は其の一施設として本特別會計の整理を計畫し、先づ補助貨幣改鑄益金の內を以て新に教育改善及農村振興基金を設置すると共に、該基金中より本特別會計に臨時軍事費公債未募集額に相當する一億四百五十萬圓を借入し、更に一般會計より一千萬圓の繰入を受けて其の不足額を補塡し、以て本特別

會計を終結せしむることとしたり。斯くて大正十四年三月第五十回帝國議會に於て之が實行に必要なる豫算竝法律案と共に、本特別會計の終結に關する法律案を提出して其の協贊を經、同年三月左の如く之を公布したり。

法律第三十四號（大正十四年三月三十一日）

第一條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ年度ハ大正十四年四月一日ヲ以テ終結ス

第二條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ大正十四年七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第三條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費ノ支辨ニ係ル工事、製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ノ經費ニシテ其ノ會計年度内ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第四條　前條ニ規定シタルモノヲ除クノ外大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費支辨ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ又ハ支拂ノ義務ヲ生シ其ノ會計年度内ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第五條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ之ヲ一般會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

第六條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入歲出決算ニシテ大正十二年九月ノ震災ニ因リ成規ノ樣式ニ依ルコト能ハサルモノニ付テハ特別ノ樣式ニ依ルコトヲ得

第七條　政府ハ大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入歲出決算ヲ調製シ大正十四年度歲入歲出ノ總決算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今右法律を明治三十七八年臨時軍事費特別會計の終結に關する法律と比較するに、多少其の規定を異にするものあり。其の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）明治三十七八年臨時軍事費特別會計に在りては、其の終結の時期を明治四十年三月三十一日と定めしも、本特別會計に在りては前述の如く、一般會計剩餘金の立替支辨に屬する財源を調達するの必要上、之が終結は敎育改善及農村振興基金特別會計設置の後に於てするの必要あり。卽ち此の兩特別會計は少くとも一日は併置せらるることを要するが故に、本特別會計の終結の時期を大正十四年四月一日と定めたり。

（二）明治三十七八年臨時軍事費特別會計に在りては、法律上決算提出の時期を明定せず、實際に於て明治四十二年十二月開會の帝國議會に之を提出したり。然るに本特別會計に於ては改正會計法の規定に依り、大正十四年度末開會の帝國議會に提出すべきものなりと雖も、今回の如き十箇年餘に亙る決算は、之を調製すること容易に非ざるのみならず、大正十四年末開會の帝國議會には、大正十二・十三兩年度の決算を同時に提出すべき豫定なりし爲め、事務輻輳して事實上極めて困難なるの事情ありしを以て、特に會計法に對する特例を設けて、本特別會計の決算は之を大正十四年度決算と同時に提出することと定めたり。

(三)　大正十二年九月の震災に因り、帳簿書類の燒失したるものある爲め、本特別會計の決算に就ては、成規の樣式に依るを得ざるものありしを以て、之に關する特例を設けたり。

(四)　明治三十七八年戰役の際には、殘務整理に關する經費を特別會計の歲出に據りしも、今回は特別會計終結後に於ける部隊に係る經費は、之を一般會計の歲出に計上することと爲せしを以て明治三十七八年臨時軍事費特別會計の終結に關する法律に於けるが如く、復員を爲さざる部隊に係る經費に關する規定を設くるの必要なきが故に、之を削除したり。

右の法律に基き之と同時に左の如く本特別會計の終結に關する詳細の手續を定めたり。

勅令第四十九號(大正十四年三月三十一日)

第一條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ルルハ大正十四年四月三十日限トス但シ出納官吏ヨリ其ノ領收シタル歲入金ノ拂込アリタルトキハ大正十四年五月三十一日迄之カ受入ヲ爲スコトヲ得

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲出金ヲ日本銀行ニ於テ支拂フハ大正十四年五月三十一日限トス

第二條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ收納スルハ大正十四年四月三十日限トス

第三條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ經費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ大正十四年四月三十日限トス

第四條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ小切手振出濟金額中大正十四年五月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ大正十四年法律第三十四號第五條ノ歲計剩餘ニ組入レス之ヲ繰越整理スヘシ

第五條　歲入事務管理廳ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ收入濟歲入額ニ付豫算ニ對スル增減計算書ヲ調製シ大正十五年三月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

所管大臣ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ所管ニ屬スル大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ經費ノ決算報告書ヲ調製シ大正十五年三月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條　所管大臣ハ大正十四年法律第三十四號第三條及第四條ノ規定ニ依リ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移サムトスルトキハ各事項毎ニ其ノ計算書ヲ調製シ大正十四年五月三十一日迄ニ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

前項ノ計算書ニハ契約書ノ寫其ノ他ノ參照書類ヲ添附スヘシ

第七條　大藏大臣前條ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ計算書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第八條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ニ於テ定額戻入ヲ爲スハ大正十四年四月三十日限トス

第九條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歲入ニシテ大正十四年四月三十日迄ニ日本銀行ニ於テ收納セサルモノハ現年度一般會計ノ歲入ニ組入ルヘシ

第十條　大藏大臣ハ會計檢査官立會ノ上大正十四年七月三十一日大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ主計簿ヲ締切ルヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

政府は右法令の規定に從ひ、大正十四年四月一日を以て本特別會計を終結せしめ、同年七月三十一日迄に本特別會計所屬の歳出入の出納に關する事務を悉皆完結し、同日限り本會計に屬する主計簿を締切りたり。今本特別會計の決算額を見るに、歳入九億五十四萬六千三百七十五圓餘に對し、支出濟額八億八千百六十六萬千七百五十三圓餘にして、外に本特別會計の閉鎖迄に經費の支出を終らざりし支出未濟の豫算額千七百七十萬六千三百五十八圓餘あり、右は前揭法律第三條及第四條の規定に基き、一般會計に移し使用することと爲し、結局歳入歳出差引剩餘額百十七萬八千二百六十三圓餘は、前揭法律第五條の規定に從ひ之を大正十四年度一般會計の歳入に繰入れたり。

第八節　各種特別會計法案

第一款　清國事件に關する償金特別會計法案

明治三十三年清國に義和團事件勃發し、之が鎭定の爲め我國を始め十一箇國は夫々兵を同國に出せしが、事件平定後清國は之に關する賠償金として、此等の諸國に對し總額四億五千萬兩を四分利付清國公債を以て交付し、其の元利金は明治三十五年より三十九箇年賦を以て年々之を償還することとなれり。而して我國は右の中約五千萬圓の配當を受くる豫定なりしが（後に至り四千八百九十五萬三千八百九十一圓七十錢に確定せり）、政府は明治三十五年度の豫算計畫を立つるに當り、此の配當額の中約二百五十萬圓を個人の損害の賠償に充て、殘額の約四千七百五十萬圓に相當する清國公債は、之を八掛の計算を以て大藏省預金部に賣却して、約三千八百萬圓を得、之と明治三十五年度に於ける租稅增收額約二千萬圓とを合せて、三十五年度に於て國庫に生ずべき餘裕を約五千八百萬圓と豫定し、此の財源を以て先づ清國事件費所要額を支辨し、次に同事件費支辨の爲に繰替使用したる軍艦水雷艇補充基金を補塡し、又同事件費支辨の爲に借入れたる金額を返濟し、其の他同事件の爲に要する恩給・一時賜金復舊諸費等の償還に充つる爲に、臨時に公債の償還を爲すの計畫を立てたり。

然るに右豫算案が明治三十四年十二月第十六回帝國議會に提出せらるるや、衆議院議員中には右團匪賠償金の處分に關する政府の計畫に反對し、右賠償金の配當額は當時未だ確定せず、假に金額確定せりとするも、將來三十九箇年間に亙りて年賦償還を受くべき金額を、一時に三十五年度の歳入に豫算するは不當なるのみならず、既往に於ける清國の狀勢より推すも、將來右償還の確實は容易に之を保し難き虞あり。斯くの如き不確實なる債權を一時の價に換算して費消せんとするは、財政計畫上極めて危險なり。且又其の換算に當り之を額面の八割と見積ることは、他の公債相場と比較して高きに失し、將來國庫に損失を招くべきは明かなりと爲し、宜しく曩の明治二十七八年戰役に關する償金の例に倣ひ、新に一の特別會計を設置して右公債を保有せしめ、將來元利金の償還あるを待ちて之を使用すべしと唱へたり。而して右の趣旨に基き衆議院議員松田正久外一名及同工藤行幹外三名より、夫々清國事件に關する償金特別會計法案を同一議會に提出したり。今此等兩法案の全文を

揭ぐれば左の如し。

(一)　清國事件ニ關スル償金特別會計法案(松田正久外一名提出)

第一條　清國事件ニ關スル償金ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條　此ノ償金ノ年賦償還金及其ノ利子ヨリ生スル毎年度ノ收入金ヲ支出スル場合ニハ豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ

第三條　政府ハ毎年清國事件ニ關スル償金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

(二)　清國事件ニ關スル償金特別會計法案(工藤行幹外三名提出)

第一條　清國事件ニ關スル償金ハ東亞經營ノ費途ニ充ツル爲特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　此ノ償金ノ年賦償還金及其ノ利子ヨリ生スル毎年度ノ收入金ヲ支出スル場合ニハ豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ

第三條　政府ハ毎年清國事件ニ關スル償金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

此等兩法案は大體に於て其の趣を同じうすと雖も、唯其の異る點は、前者が償金の支途を限定せざるに反し、後者は列國の東亞經營の實狀に鑑み、且我國と支那大陸との密接なる關係に顧みて、償金の支途を特に東亞經營の目的に限らんとするに在りたり。而して之に對し政府は、本償金は海關稅又は鹽稅を以て其の收納に當るものにして、極めて確實なるのみならず、本償金を以て特別會計を設置するときは、軍艦水雷艇補充基金・教育基金・災害補充基金の補塡不可能となり、其の他政府の財政計畫に大なる齟齬を生ずべしと爲して、絶對の反對を唱へたり。右兩法律案は明治三十四年十二月十九日衆議院に於ける特別委員に付託せられしが、前者は委員會に於て一旦可決せられしも、後提出者より之を撤回し、後者は委員會に於て否決せられ、同月二十六日の本會議に於ても委員會の決議通り決定し、茲に兩法案とも不成立に終れり。

第二款　産業奬勵基金特別會計法案

明治三十七八年戰役の開始に當り、政府は其の軍資の一部に充つる爲め、軍艦水雷艇補充基金・治水費資金・教育基金・森林資金の四特別會計資金中より、合計七千三百五十六萬九千八百七十一圓を一般會計に繰入れしが、尋いで明治四十四年清國事件の勃發するに及びて、之に要する經費に充つる爲め更に貨幣整理資金及森林資金の兩特別會計資金中より、合計三百三十四萬六千二百十九圓餘を一般會計に繰入れたり。斯くて此の兩事件の爲に政府が以上五特別會計資金中より繰替使用したる額は、總計七千六百九十一萬六千九十圓餘に達せしが、此等の繰替金は爾後返償の財源を得ざりし爲め何れも未返償の儘放置せられたり。然るに大正二年度に至りて政府は一般行政及財政の整理を斷行し、尋いで翌三年度豫算の編成に當りては、右整理の趣旨に從ひ更に一般經費に緊縮を加ふると共に、既定繼續費の節減繰延を行ふ所あり、斯くて此等の整理節約に依りて生じたる財源と、前々年度の決算上生じたる剩餘金とを合せ、大正三年度に於て使用し得べき金額は總計一億千六百五十餘萬圓に達したり。茲に於て政府は此の財源の一部を以て、前揭五特別會計資金の中、大正三年度限り廢止の豫定なる治水費資金を除き、他の四特別會計資金の返償に充つる爲め、同年度の豫算に六千四百六

十萬六千餘圓を計上したり。然るに右豫算案が第三十一回帝國議會に提出せらるるや、衆議院は軍艦水雷艇補充基金の如き有名無實の基金は、今日の場合之を存置するの必要を認めず、寧ろ之が補塡に充つべき財源を以て、別に產業奬勵基金を設置するを以て急務なりと爲し、右豫算案中軍艦水雷艇補充基金の返償に關する經費四千六百七十一萬餘圓を削除したり。而して右削除の趣旨に從ひ大正三年二月十二日衆議院議員長谷場純孝外七名より、產業奬勵基金特別會計法案を同一議會に提出したり。同案に依れば四千六百萬圓を以て產業奬勵基金を設置して、其の會計を特別に經理せしめ基金は之を大藏省預金部に寄託し、其の利子年收豫定約二百萬圓を以て、特に農事の改良卽ち開墾灌漑、排水其の他耕作方法の改良、竝に農家に關係ある副業の奬勵補助等の目的に使用せんとするものにして、今其の全文を揭ぐれば左の如し。

產業奬勵基金特別會計法案

第一條　產業奬勵基金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條　產業奬勵基金ノ元資ニ充ツル爲一般會計ヨリ四千六百萬圓ヲ繰入ルヘシ

第三條　產業奬勵基金ハ地方產業奬勵ニ要スル經費ノ財源ニ充ツ但シ元資金ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス

第四條　產業奬勵基金ハ大藏省預金部ニ寄託シ其ノ利子ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ

第五條　產業奬勵基金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歲入ニ組入レ一般ノ歲出トシテ拂出スヘシ

第六條　政府ハ每年產業奬勵基金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正三年度ヨリ之ヲ施行ス

右法律案は大正三年二月二十四日衆議院に於ける特別委員に付託せられしが、委員會は審議の末之を可決し、政府亦本法案に同意を表したり。而して三月三日本會議に於ても議員中(一)我國財政の現狀に於て基金の制度を設置するは根本的に不可なり(二)產業奬勵と稱するも、單り農業の方面に限りて、商工業に及ばざるは不當なり(三)產業奬勵の內容甚だ明確を缺く等の理由を以て之に反對するものありしも、討議の上大多數を以て可決せられたり。然るに本法案は貴族院に回付せられ、其の特別委員會に於て審議中、會期終了せし爲め、遂に不成立に終りたり。

第三款　疾病保險特別會計法案

大正十年三月第四十四回帝國議會に於て、衆議院議員箕浦勝人外五名より勞働者の保護を目的として、勞働組合法案と共に、疾病保險法案を提出したり。今右法案の大綱を見るに、疾病保險事業は之を政府の管掌に屬せしめ、勞働者及び一年の所得額七百圓以下の事務員、技術員、公吏、教員竝に下級船員等を被保險者と爲し、被保險者の疾病、癈疾、分娩、死亡に關して政府が保險給付を爲すものにして、之が對償として政府は傭主及被保險者より夫々保險料の百分の四十五宛を徵收し、其の殘額は國庫に於て之を負擔せんとするものなり。然るに斯くの如き事業を國家に於て經營するに當り、之に關する收支會計を一般會計內に於て行ふことは、極めて不便なるを以て、簡易保險等の例に倣ひて新に特

別會計を設置するの必要ありと爲し、同法案の提出者は之と同時に、更に左の如く疾病保險特別會計法案を提出したり。

疾病保險特別會計法案

第一條　疾病保險ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ傭主及被保險者ノ支拂フ保險料額、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルル國庫ノ負擔タルヘキ保險料額、積立金ヨリ生スル收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付トシテ支給セラルル一定金額及經費竝事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條　本會計ニ於ケル歲入カ歲出總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ニ不足アルトキハ積立金又ハ一般會計ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條　政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出ノ豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第五條　本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ疾病保險法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の諸法律案は三月二十五日衆議院の本會議に上程せられ、一括して新聞紙法改正法律案に關する特別委員に併せ付託せられしが、第四十四回帝國議會は翌二十六日を以て會期終了せしを以て從つて此等の諸法案は何れも不成立に終れり。

然るに翌大正十一年二月第四十五回帝國議會に於て、衆議院議員安達謙藏外十名は、失業保險法案等と共に再び疾病保險法案及疾病保險特別會計法案を提出したり。而して右の中疾病保險法案に就ては、事務員・技術員・公吏・教員等の被保險者たるべき資格を一年の所得額千二百圓以下と爲し、保險料の負擔割合を國庫十分の二、傭主十分の四、被保險者十分の四と改めし等の外は、殆ど前回提出案と異る所なく、又疾病保險特別會計法案に就ては、前回提出案と全く同一なりとす。此等の法案は大正十一年三月七日衆議院の本會議に上程せられ、一括して工場法中改正法律案外一件に關する特別委員に付託せられしが、右委員會に於て審議中會期終了せしを爲め、再び不成立に終れり。

第四款　社會事業基金特別會計法案

既に述べたる所の如く（第四節第二十款）政府は小額紙幣竝に舊補助貨幣回收の目的を以て、大正九年度以降に於て補助貨幣の大改鑄を行ひしが、此の結果改鑄補助貨幣の材料費と額面價格との差異より生ずる改鑄益金は年々急激に增加し、從つて此の益金の繰入を受くる造幣局特別會計中の資金部の資金の額は、大正十二年度末に於て約一億八千萬圓に達するの豫定となりたり。而して政府は右金額の中一億二千萬圓は、將來造幣局の資金として留保するの必要なきものと認めしが、而も之を單に一時的の經費に充用することは、大に考慮を要すべき問題なるを以て、政府は此の益金の利用方法に就き愼重なる研究を遂げし結果、益金の性質に鑑み、最も廣汎にして且最も直接に國民の福祉を增進すべき施設に之を利用するを以て適當なりと認め、卽ち右益金を以て社會事業基金なる特別基金を設置し、其の運用利殖金を以て社會事業施設に要する經費に充つることとしたり。斯くて政府は

大正十二年三月第四十六回帝國議會に於て、左の如き社會事業基金特別會計法案を提出したり。

社會事業基金特別會計法案

第一條　社會事業基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

社會事業基金ハ勅令ヲ以テ指定スル社會事業ニ關スル費途ニ之ヲ使用ス

第二條　造幣局資金ノ内一億二千萬圓ハ漸次之ヲ社會事業基金ニ繰入ルヘシ

第三條　社會事業基金ハ國債ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利殖金ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ

第四條　第二條ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ハ社會事業基金ノ元資金トシ之ヲ費消スルコトヲ得ス前條ノ規定ニ依ル毎年度ノ利殖金ノ三割ニ相當スル金額ニ付亦同シ

第五條　寄附ニ係ル財産ハ之ヲ社會事業基金ニ組入ルルコトヲ得

前項ノ財産及其ノ利殖金ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六條　社會事業基金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ拂出スヘシ

第七條　政府ハ毎年社會事業基金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト倶ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正十二年度ヨリ之ヲ施行ス

右法律案は大正十二年三月十九日衆議院に於ける特別委員に付託せられしが、委員會に於て審議中會期終了せし爲め、遂に不成立に終りたり。尚右貨幣改鑄益金の利用方法に就きては、政府は後其の計畫を變更して、之を以て教育改善及農村振興基金を設置することと爲し、第五十回帝國議會の協賛を經て、大正十四年三月之に關する法律を公布せしことは既に述べたる所の如し。

第五款　小作保險特別會計法案

大正十二年二月第四十六回帝國議會に於て、衆議院議員齋藤宇一郎外四名は小作者の保護を目的として、小作保險法案竝に之に附隨する小作保險特別會計法案を提出したり。蓋し農業の經營に在りては、其の收益極めて僅少にして且頗る不安定なるは、其の性質上免れ難き所にして、當時頻發せる小作爭議の如き亦此の事情に基く所少からざるものあるを以て、政府管掌の下に小作保險の制度を設け、以て政府自身或る程度迄小作者の收益を保障することは、社會政策上極めて緊要なる施設なりと認めしを以てなり。今右提出法案に於ける小作保險制度の大綱を見るに、小作保險の事業は政府之を管掌し、耕作を目的とする永小作權者及土地の賃借人を强制的に被保險者と爲し、被保險者の故意又は過失に因らずして、其の小作地の收穫量が政府の決定に係る平年收穫量に達せざる場合は、政府は被保險者に對し平年收穫量を限度として、其の不足額に相當する金額を保險給付として支給するものにして、其の對償たる保險料は國・地主及被保險者に於て各其の三分の一を負擔し、尚被保險者が五年以上繼續して保險料の拂込を爲し、其の間保險給付を受けたることなかりしときは、被保險者は掛金に相當する金額の拂戻を受くることを得るものとせり。而して此の小作保險事業の收支は他の政府管掌の諸事業の例に倣ひ、一の特別會計を設けて之が經理を行はしむることと爲し、右特別

會計に於ける積立金は、之を自作農創設の目的を以て運用するの方針を立てたり。今此等兩法案の中、小作保險特別會計法案の全文を掲ぐれば左の如し。

小作保險特別會計法案

第一條　小作保險ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ地主及被保險者ノ保險料、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルル國庫ノ負擔タルヘキ保險料、積立金ヨリ生スル收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ保險給付トシテ支給セラルル一定金額、掛金ニ相當スル割戻金竝事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條　本會計ニ於ケル歳入總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金又ハ一般會計ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第五條　本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

小作保險法案及小作保險特別會計法案は、大正十二年三月五日の衆議院本會議に上程せられ、之を一括して農村振興に關する建議案外五件の委員に併せ付託せられしが、右委員會に於て審議中會期終了せし爲め、遂に不成立に終りたり。

第三章　物品會計制度

第一節　普通物品會計制度

物品に關する會計の制度は、維新以後現金に關する會計の制度と全く別異の發達を遂げたり。而も其の制度たる、明治二十二年六月始めて物品會計規則の制定せらるるに至る迄は極めて不完全にして、之に關する法規も殆ど見るべきものなく、之が出納及保管は多く從來の慣例と條理とに基き臨機の處置を採りしものの如し。今其の概要を見るに、明治の初年に在りては政府に屬する物品の出納及保管は、主として一機關をして統一主管せしめしものの如くにして、卽ち明治元年四月始めて會計官中に用度司を置き、之をして物品の購入、保管、給與、貸付等の事を管せしめたり。從つて各官廳所用物品の支給の如き亦用度司の統轄掌理する所たりしなり。今明治二年六月制定の用度司處務規則に依れば、倉庫竝物置等は用度司の當番判事之が開閉を掌り、又物品の購入は同職人三四人をして見積書を提出せしめし上、調役評議の後當番判事へ申出で、衆議の上相當の者へ納入申付くべきものとし、其の代金は出納司より之を支拂ふこととせり。次に各官廳に於て要する筆紙墨炭油蠟燭其他日用品は先づ各官廳より一箇月所要の見込額を用度司に要求せしめ、用度司に於て審議の上一定支給額を決定し、之を毎月三回、炭、薪、油の類は二、十二、二十二日に、筆、墨、紙、茶、蠟燭の類は三、十三、二十三日に支給するものとし、机、硯箱、火鉢、簞笥、長持等の備品は現品調査の上登錄し、以後破損の節用度司に於て引替支給するものとせり。而して又用度司は以上官廳所要物品の支給のみならず、禁中に於ける各

種の用度の支給をも掌りしものの如し。明治二年七月會計官を廢し大藏省を置くや用度司亦大藏省に屬し、從前の如く各廳需要物品の支給等を掌りしが、四年七月に至り用度司をして各官省需要物品支給の事務を統轄せしむることを止め、各官廳をして直接に之が供給方を取扱はしむることと爲し、卽ち用度司を廢して大藏省中に用度課を置き、唯省中の會計事務のみを掌らしめたり。此の用度司廢止の以前に於ても各官省所要物品は悉く用度司の支給に俟つことなく、例外として或種の物品は各省定額金を以て購入せしものをも存せしが、此の時に至り需要品の總てを各官廳の直接購入に委ぬるに及び、從前用度司に關して設けられたる諸規定は總て廢滅に歸し、爾後各官省物品會計に關する法規として定められたるものは、之を存せざるに至りしものの如し。然るに明治九年九月に至り太政官は、各廳需要諸物品の明治八年度末現在高を調査して大藏省に報告すべきことを命じ（第八十四號達）、同時に諸物品出納順序を制定して（第八十五號達）、九年度以降に於ける各廳物品會計の報告に關する規定を設け、各廳は一切の需要諸物品の購入及支拂高の月計表を作製し、三箇月毎に取纏めて諸物品受拂表を調製し、之を大藏省へ送付すべきものと定めたり。斯くの如くにして物品會計の報告に關する規定は稍〻備はるに至りしと雖も、物品會計に關する一般的規定は未だ設けらるるに至らず、尋いで明治十四年四月新に制定せられたる會計法に於ても、物品會計に關しては殆ど規定を設くることなく、唯纔かに其の第五十五條に於て、各廳は其の所用諸物品の出納計算表を三箇月毎に會計檢査院に送致すべきことを定め、又第六十條に於て各廳竝諸製造場等の物品會計の細則は別段の達を以て之を定むる旨を規定せしに過ぎざりき。而も此の第六十條に於て豫告せられたる物品會計細則制定の事は、遂に實行せらるるに及ばずして止みたり。

明治二十二年二月會計法及同年五月會計規則の制定あり、金錢會計に關する法規の整備を見るに及び、物品會計の制度に關しても亦一大革新を施すの必要を認め、同年六月勅令第八十四號を以て新に物品會計規則を制定し、同年十月一日より之を實施することとせり。茲に於て始めて物品會計に關する統一的法規を見るに至れり。今之に依りて物品會計制度の大要を見るに、先づ物品會計規則の適用を受くべき物品とは、陸海軍の兵備品及船舶を除くの外、政府に屬する一切の動產を指すものにして、此等の物品の會計は金錢會計と同樣年度を以て區分し、每年四月一日より翌年三月末日に至る十二箇月を以て一會計年度と定めたり。而して此等物品の保管及出納を掌るものは卽ち物品會計官吏にして、政府の物品は總て物品會計官吏の保管に付するを要すると同時に、物品會計官吏は又其の保管の物品に就き一切の責任を負ひ、其の故意又は怠惰に由り保管の物品を亡失毀損したるときは辨償の責に任せざるべからず。次に又物品の出納に關しては各省大臣之が順序方法を定め、物品會計官吏は此の規定に依りたる命令あるに非ざれば、物品を出納するを得ざるものとす。而して物品會計官吏は物品の出納帳簿を備へ、其の出納の事實を之に登記するを要し、更に又各省大臣は一般の會計規則に據るものと特別の會計規則に據るものとを區別して、每年度間に出納したる物品の數量・價格を記したる報告書を調製し、之を年度後六箇月以內に大藏省に送付すべきものとす。物品會計官吏は又出納官吏として其の出納せる物品に就き會計檢査院の檢査判決を受くべきものにして、物品會計官吏は此の檢査判決を受くる爲めに、每年度間に執行したる物品出納の計算書を製して年度後四箇月以內に證憑書類を添へ之を本屬大臣に差出すべく、各省の部局長若くは特に監督の任ある官吏は此の計算書の下檢査を爲し、其の下檢査書を添附して之を會計檢査院に送付すべきもの

とす。尙物品會計官吏の身元保證に關する規則は、總て會計規則中に於ける會計官吏の例に準據するものとせり。

以上述ぶる所は物品會計制度の大綱にして、總て物品會計規則の定むる所なるが、右の外尙物品會計に關する細則として、各省大臣又は會計檢査院に於て規定したるもの少からず。物品會計規則第二十條に依り各省大臣の定めたる物品出納順序に關する規定、同第二十一條に依り各省大臣の定めたる官吏の執務上必要なる物品の交付及其の交付を受けたる官吏の責任に關する規定、同第十五條乃至第十八條に依り會計檢査院の定めたる物品出納計算書の調製提出竝に其の下檢査書の調製に關する規定等は卽ち之なり。今總て之を省略す。

物品會計規則は以上の如くにして明治二十二年六月始めて制定せられしが、二十四年七月に至り勅令第七十七號を以て其の一部を改正せられたり。卽ち同規則第十四條に於ては、各省大臣は毎年度間出納したる物品の數量及價格を記したる報告書を、一般の會計規則に依るものと特別の會計規則に依るものとに區別して調製し、之を大藏省に送付すべきことを定めたるも、右の改正に依りて此の條項を削除し、爾後各省大臣より大藏大臣に提出すべき物品出納報告書は、之を要せざることに改めたり。

然るに明治三十三年七月に至り勅令第三百十八號を以て再び物品會計規則に對し改正を施したり。今其の改正事項を擧ぐれば(一)政府に屬せざる物品と雖も、政府の保管に屬する物品に關しては物品會計規則を適用することと爲せしこと、(二)各省大臣は檢査の官吏を命じ、四年以內を一期として物品會計官吏の保管する物品を檢査せしめ、其の調査書を作製せしむることと爲せしこと、(三)物品會

計官吏の會計檢査院に提出すべき物品出納計算書の提出期限は、從來年度後四箇月以內たりしを改めて、其の期限は會計檢査院の定むる所に依ることとせしこと、(四)右の計算書は會計檢査院法第十六條に依り委託檢査に付したる物品に對しては、之を省略するを得るの規定を設けしこと、(五)物品會計官吏の責任に關して會計規則の條規を適用することと爲せしこと、(六)物品の保管出納に關する規定及帳簿の樣式は各省大臣之を規定すべきことと爲せしこと等なりとす。而して右の改正に基き同年九月會計檢査院は第三號達を以て物品出納計算書提出の期限を定め、物品出納計算書は年度經過後又は物品會計官吏交替後二箇月以內に本屬大臣に差出し、其の下檢査を執行する官吏は其の受領の日より一箇月以內に之を會計檢査院に送付すべきこととしたり。

物品會計規則は以上兩次の改正を受けたるのみにて永く行はれ來りしが、大正十年に至りて會計法の改正あり、翌十一年一月會計規則も改正せられ、共に十一年四月より實施せらるるに及び、物品會計規則も亦之に伴ひて、同年三月勅令第四十八號を以て其の一部を改正せられたり。其の改正の事項は(一)物品會計官吏が會計檢査院の檢査判決を受くる爲め調製する物品出納計算書は、所管大臣を經由して會計檢査院に提出すべきことと改め、從來會計檢査院へ提出前に於て各省の部局長等の執行したる計算書の下檢査に關する條項を削除せしこと、(二)物品會計官吏に對する身元保證金の制度を廢止せしこと等にして、何れも會計規則の改正に伴ふ改正又は條文の整理に過ぎざるものなり。爾後物品會計の制度に關しては何等の變更なくして大正末年に至れり。今左に物品會計規則及其の改正法令の全文を掲ぐべし。

物品會計規則（明治二十二年六月十二日勅令第八十四號）

第一條　此ノ規則ニ於テ物品ト稱スルハ政府ニ屬スル器具器械備品消耗品動物其ノ他一切ノ動產ヲ云フ但シ陸海軍ノ兵備ニ關ルモノハ各其ノ規則ニ依ル

第二條　物品ノ會計ハ總テ年度ヲ以テ區分シ每年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル十二箇月ヲ以テ一年度トス

第三條　物品ノ會計ハ現ニ其ノ出納ヲ執行シタル日ヲ以テ年度ノ所屬ヲ區分スヘシ

第四條　物品ヲ保管シ之カ出納ヲ掌ル者ヲ物品會計官吏トス

第五條　總テ物品ハ責任アル官吏ノ保管ニ付スヘシ

第六條　物品會計官吏ハ各省大臣ノ定メタル規程ニ據リタル命令アルニアラサレハ物品ヲ出納スルコトヲ得ス

第七條　物品會計官吏ハ其ノ故意怠惰ニ由リ保管ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任スヘシ

第八條　各省大臣ノ定メタル規程ニ據リ各官吏以下ノ使用ニ供シタル物品ノ亡失毀損ニ就テハ物品會計官吏ハ合規ノ監督ヲ怠リタル場合ノ外ハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得

第九條　物品會計官吏ハ各省大臣ノ命シタル代理官ノ所爲ニ就テハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得」物品會計官吏ノ代理官ハ其ノ代理セル所爲ニ就テハ物品會計官吏タルノ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第十條　物品會計官吏ハ物品ノ出納帳簿ヲ備ヘ其ノ出納ノ事實ヲ登記スヘシ

物品ノ消耗賣拂亡失毀損生產ノ爲メノ消費及其他物品會計官吏ノ保管ヲ離ルヽヲ出トシ買入生產及其ノ他ノ事由ニ因リ保管ニ屬スルヲ納トス

第十一條　常時出納ヲナサヽルル倉庫若ハ貯藏所ノ物品ハ各省大臣ヨリ每年一回若ハ物品會計官吏交替ノ際檢查ノ官吏ヲ命シ目錄ト現在品ノ照合ヲナサシメ其ノ調書ヲ作ラシムヘシ

第十二條　在外各廳其ノ他特ニ主任ノ官吏ヲ置ク能ハサル支部局ニアル物品ハ各省大臣ヨリ每年一回若ハ物品會計官吏ノ交替ノ際檢查ノ官吏ヲ命シテ現在品及出納ノ實況ヲ調查セシメ其ノ調書ヲ作ラシムヘシ

第十三條　第十一條第十二條ノ調書ニハ檢查官吏及檢查ヲ受タル物品會計官吏若ハ特ニ命セラレタル立會人之ニ署名スヘシ

第十四條　各省大臣ハ一般ノ會計規則ニ據ルモノト特別ノ會計規則ニ據ルモノトヲ區別シ每年度間ニ買入生產及其ノ他政府ノ所有ニ歸シタル物品ト消耗賣拂亡失毀損又ハ生產ノ爲メニ消費シ其ノ他政府ノ離權シタル物品ノ數量價格ヲ記シタル報告書ヲ調製シ年度後六箇月以內ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ但シ官有財產管理規則ニ據リ送付スル計算書ニ揭クルモノヲ除ク

第十五條　物品會計官吏ハ會計檢查院ノ檢查判決ヲ受ル爲メ每年度間ニ執行シタル物品出納ノ計算書ヲ製シ年度後四箇月以內ニ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ本屬大臣ニ差出スヘシ

物品會計官吏交替ヲナシタルトキ前任官吏ハ前項ニ準シテ計算書ヲ差出スヘシ但シ前任官吏死亡其ノ他ノ事故ニ由リ自身計算書ヲ調製スル能ハサル場合ニ於テハ各省大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

第十六條　前條第二項但書ニ據リ調製シタル計算書ハ責任ヲ有スル物品會計官吏ノ自身ニ調製シタルモノト同一ニ見做シ會計檢査院ニ於テ檢査判決ヲナスヘシ

第十七條　各省ノ部局長若ハ特ニ監督ノ任アル官吏ハ第十五條計算書ノ下檢査ヲ執行シ其下檢査書ヲ添付シテ之ヲ會計檢査院ヘ送付スヘシ

第十八條　常時出納ヲナサヽル倉庫若ハ貯藏所ノ物品又ハ在外各廳其ノ他特ニ主任ノ官吏ヲ置ク能ハサル支部局ノ物品ヲ保管スル物品會計官吏ハ第十一條又ハ第十二條ノ調書ヲ以テ第十五條ノ計算書ニ代ヘ責任ノ解除ヲ會計檢査院ニ求ムルコトヲ得

第十九條　物品會計官吏ノ身元保證ニ關スル規則ハ總テ會計規則出納官吏身元保證ノ例ニ據ル

第二十條　物品出納ノ順序ハ各省大臣之ヲ定ムヘシ

第二十一條　官吏ノ執務上必要ナル物品ノ交付及其ノ交付ヲ受タル官吏ノ責任ニ就テハ各省大臣之ヲ規定スヘシ

第二十二條　此ノ規則ハ明治二十二年十月一日ヨリ施行ス

第一回改正

勅令第七十七號（明治二十四年七月十八日）

明治二十二年勅令第八十四號物品會計規則第十四條ヲ削除ス

第二回改正

勅令第三百十八號（明治三十三年七月二十五日）

物品會計規則中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ノ保管ニ屬スル物品ニシテ各省大臣ニ於テ特ニ指定スルモノハ本規則ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各省大臣ヨリ會計檢査院ヘ通知スヘシ

第十條ノ二　各省大臣ハ檢査ノ官吏ヲ命シ四年以內ヲ以テ一期トシ物品會計官吏ノ保管スル物品ノ全部ヲ精細ニ檢査セシメ其ノ調書ヲ作ラシムヘシ但シ廳費ニ屬スル物品ハ各省大臣適宜ニ檢査ノ方法ヲ設クヘシ

第十三條中「第十一條」ヲ「第十條ノ二、第十一條」ニ改ム

第十五條第一項中「年度後四箇月以內」ヲ「會計檢査院所定ノ期限內」ニ改ム

第十八條ノ二　會計檢査院法第十六條ニ依リ委託檢査ニ付シタル物品ニ對シテハ帳簿ヲ以テ出納ヲ證明セシメ第十五條ノ計算書ヲ省略スルコトヲ得

第十九條　會計規則第八十四條第八十五條第八十八條第八十九條第九十八條ノ二及第百二條乃至第百十條ハ物品會計官吏ニ準用ス

第二十條　物品ノ保管出納ニ關スル規定及帳簿ノ樣式ハ各省大臣之ヲ定メ發布前會計檢査院ヘ通知スヘシ

附　則

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三回改正

勅令第四十八號（大正十一年三月二十七日）
物品會計規則中左ノ通改正ス
第十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム
物品會計官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ物品出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ差出スヘシ
第十七條　削除
第十九條中「會計規則第八十四條第八十五條第八十八條第八十九條第九十八條ノ二及第百二條乃至第百十條」ヲ「會計規則第七十五條、第百二十五條、第百二十六條、第百三十二條乃至第百三十五條及第百四十四條」ニ改ム
附　則
本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二節　特別物品會計制度

政府に屬する一切の動産の出納管理は、前述の如く物品會計規則に依るものなりと雖も、唯陸海軍の兵備に關する物品に就ては特に定むる所の規則に依るべきことは、物品會計規則第一條の定むる所なり。是を以て明治二十三年三月勅令第六十四號を以て先づ海軍兵備品會計規則を定め、尋いで翌二十四年三月勅令第二十二號を以て陸軍兵備品會計規則を定めたり。卽ち之に依れば海軍兵備品に關しては、大藏大臣及會計檢査院に送付すべき報告書及計算書に就きて特例を設けたるの外、總て普通の物品會計規則を適用するものと爲せしが、陸軍兵備品に關しては、之を分ちて出師準備品及通常兵備品の二種と爲し、後者に對しては總て普通の物品會計規則を適用するも、前者に就きては總て陸軍大臣の定むる所に依るべきものと爲したり。而して陸海軍共に其の出師準備に屬する物品に對しては、軍機上一般物品會計檢査に關する規定を適用すべからざるものあるを以て、明治二十三年八月法律第七十號を以て、斯かる物品に對しては陸海軍大臣其の責に任じ、會計檢査院法を適用するの限に在らざる旨を定めたり。今海軍兵備品會計規則及陸軍兵備品會計規則の全文を示せば左の如し。

海軍兵備品會計規則（明治二十三年三月二十八日勅令第六十四號）

第一條　海軍兵備品トハ左ノ諸品ヲ云フ
一　兵器、彈藥、水雷及其附屬品
二　祕密圖書、測器海圖
三　艦營需品
四　被服、糧食
五　治療品

第二條　海軍兵備品ノ會計ハ本則ニ明文アルモノヲ除クノ外物品會計規則ニ依ル
第三條　鎭守府ニ在ル兵器、彈藥、水雷ノ保管出納ハ武庫主管ヲシテ掌理セシム
第四條　物品會計規則第十四條ニ依リ大藏大臣ニ送付スル報告書及同規則第十五條第十七條ニ依リ會計檢査院ニ送付スル計算書中兵器、彈藥、水雷及其附屬品竝祕密圖書、測器海圖ハ價格

ノミヲ明記スヘシ

兵器、彈藥、水雷及其附屬品ノ數量ノ精確ハ檢閱官ノ證明書ヲ以テ保證シ秘密圖書、測器海圖ノ數量ノ精確ハ圖書、測器ヲ管理スル官吏ヲ統轄スル長官ノ證明書ヲ以テ保證スヘシ

第五條　本規則ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

陸軍兵備品會計規則（明治二十四年三月十二日勅令第二十二號）

第一條　陸軍兵備品ハ分テ出師準備品通常兵備品ノ二類トス

第二條　出師準備品トハ左ニ揭クル諸品ヲ云フ

一　兵器彈藥及各兵器具竝材料

二　祕密圖書

三　馬匹及戰時之ニ要スル器具

四　戰用糧秣及炊爨具

五　戰用被服及裁縫具

六　戰用衞生材料

七　戰用獸醫材料

八　戰用天幕

九　陣中事務用品

第三條　通常兵備品トハ左ニ揭クル諸品ヲ云フ

一　圖書

二　糧秣

三　被服及裁縫具

四　衞生材料

五　獸醫材料

六　兵營備付陣營具

第四條　出師準備品ノ品目數量ハ陸軍大臣參謀總長ト協議ノ上上裁ヲ經テ之ヲ定ム

第五條　出師準備品ハ其保存ヲ全カラシムル爲メ通常兵備品ト新陳交換スルヲ例トス

第六條　出師準備品ハ近衞都督各師團長及當該長官之ヲ管理ス

第七條　出師準備品及其數量ニ關スル書類ハ主任者ノ外關與スルコトヲ得ス

第八條　通常兵備品中軍隊其他委任經理ニ係ル糧食被服消耗品陣營具ニシテ特ニ保管ノ方法ヲ定メタルモノニアリテハ各保管者聯帶シテ其責ニ任ス

第九條　通常兵備品ノ會計ハ明治二十二年勅令第八十四號物品會計規則ニ依ル

第十條　出師準備品ノ保管出納及檢查ノ方法其他細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

右の中陸軍兵備品會計規則に關しては、明治三十四年三月に至り勅令第九號を以て、其の第二條中第十號として『軍隊輸送用補助物件』なる科目を追加せられしのみにて、爾後何等の變更をも加へらることなくして大正末年に及びしが、海軍兵備品會計規則は其の制定後、必要に應じて屢〻其の一部を改正せられたり。今其の改正法令を列擧すれば左の如し。

（一）勅令第四十七號（明治二十六年五月二十日）

海軍兵備品會計規則第三條ヲ削除シ第四條ヲ左ノ通改正ス

第四條　物品會計規則第十五條第十七條ニ依リ會計檢査院ニ送付スル計算書中兵器彈藥水雷及其附屬品竝ニ秘密圖書測器海圖ハ價格ノミヲ明記シ其數量ハ檢閲官ノ證明書ヲ以テ保證スヘシ

(二)勅令第十五號(明治四十二年二月二十四日)

海軍兵備品會計規則中左ノ通改正ス

第一條　海軍兵備品トハ左ノ諸品ヲ云フ

一　兵器
二　祕密圖書
三　軍事教育圖書
四　水路測器
五　水路圖誌
六　艦營需品
七　被服
八　糧食
九　治療品
十　港灣防禦用品
十一　艦船繫留用品

第四條中「彈藥水雷及其附屬品竝」ヲ削リ「測器海圖」ヲ「水路測器及水路圖誌」ニ「證明書ヲ以テ保證スヘシ」ヲ「保證書ヲ以テ證明スヘシ」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(三)勅令第四十七號(大正二年三月三十一日)

海軍兵備品會計規則中左ノ通改正ス

第一條中第四號ヲ削リ以下順次繰上ク

第四條中「水路測器」ヲ「軍事教育圖書」ニ改ム

附　則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四)勅令第二十二號(大正三年二月二十六日)

海軍兵備品會計規則第一條中第九號ヲ左ノ如ク改メ第十號ヲ削ル

九　港用品

附　則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(五)勅令第四百一號(大正七年十二月二十八日)

海軍兵備品會計規則中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一號ヲ加フ

十　戰時特別給與品

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(六)勅令第四百五十二號(大正九年十月一日)

海軍兵備品會計規則中左ノ通改正ス

第一條中第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第六號ヲ第七號トシ以下順次繰下ク

六　燃料

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍兵備品會計規則に依れば、出師準備品の保管・出納及檢査の方法其の他細則は陸軍大臣之を定むべき規定なるを以て、陸軍大臣は之に基きて明治二十四年三月陸軍省達第四十三號兵器彈藥取扱規則を始め、其の他種々の規定を設けしが、明治三十一月七月に至り陸軍省達第六十八號を以て戰用品取扱規則を定め、糧秣・炊具其の他數種の出師準備品の取扱に關する統一的規定を設けたり。又海軍兵備品會計規則に關しては、其の制定當時に在りては之が詳細なる取扱細則を缺きしが、明治三十六年三月に至り海軍省達第二十一號を以て海軍兵備品會計規程を設け、海軍兵備品の保管・出納に關する詳密なる手續を定めたり。而して此等各種の取扱規定は其の設定後、何れも屢次の改正を經て大正末年に及べるものなれども、煩雜に過ぐるを以て總て之を省略に付す。

第四章　國有財産管理制度

第一節　緒言

我國の會計制度中金錢及動産の會計に關する制度の沿革に就ては、前揭諸章に於て概說せし所の如し。而して國の所有に屬する財産には此等の金錢及動産の外に尙各種の不動産あり、從つて又之が經理の方法なかるべからず。斯かる不動産に關する會計の方法を定むるものは卽ち國有財産管理制度なりとす。抑國有財産なる名稱は之を一般的に解すれば、啻に不動産のみに止まらず、現金及動産等廣く國の所有に屬する總ての財産を包含すべしと雖も、玆に所謂國有財産は極めて局限せられたる意味に於て用ゐらるるものにして、一般の金錢會計制度及物品會計制度に定められる以外に於て、國の所有に屬する財産卽ち主として不動産會計と稱せずして管理と稱する所以は、蓋し不動産は現金竝に動産と其の性質を異にし、之が出納・經理に關する狀況及方法も亦隨つて全く異なるものあるに因るものにして、實質上又は觀念上之を會計制度の一部と爲すべきは勿論なり。而して玆に所謂管理なる語は國有財産に關する經理の全體を指すものにして、卽ち國有財産の保存又は維持の外其の處分をも包含するものなりとす。

我國會計制度上に於ける國有財産なる名稱は、上述の如く主として國の所有に屬する不動産を意味するものなりと雖も、其の嚴格なる範圍は不動産のみに止まらずして特殊の動産等を含み、且時代に依りて其の種類を異にせり。卽ち明治二十三年制定の官有財産管理規則に於ては、官有財産の範

圍を『國ノ所有ニ屬スル土地、森林、原野、營造物、家屋、船舶及其ノ附屬物』と定め、不動產の外に極めて特殊なる動產たる船舶を包含せしめしが、大正十年制定せられたる國有財產法に於ては、國有財產の範圍を『國有ノ不動產竝ニ勅令ヲ以テ定ムル國有ノ動產及權利』と定め、不動產及特殊の動產の外、特殊の權利をも之に包含せしむるに至れり。而して茲に官有と謂ひ國有と稱するも其の意は全く同一にして、唯沿革上の理由に依るものに外ならず。卽ち大正十年國有財產法制定以前に在りては主として官有なる名稱を用ひ、其の以後に於ては之を國有なる名稱に統一せしに過ぎざるものにして、固より大正十年以前に在りても國有林野法等の如く、國有なる語を使用せし場合も屢〻之を存せしなり。

今我國に於ける國有財產成立の沿革を見るに、明治維新以前に在りては所謂封建の時代にして、人民の土地所有權なる觀念は未だ極めて薄弱にして、法制上にも確實なる保證なく、從つて土地に就き國有と民有との截然たる區別は之を存することなかりき。然るに慶應三年十月幕府の政權奉還と同時に、其の領有地及其他の公的財產の總ては政府の所有に移され、尋いで明治二年七月諸侯の版籍奉還に依りて、各藩主の領有地及公的財產も亦總て政府の有に歸し、更に明治四年正月に至り全國社寺に對して其の領地を上地せしめ、茲に從來の幕領、藩領、社寺領等は總て政府の下に統一せらるるに至れり。然れども當時尙未だ土地の名稱所屬等を確定するの遑なく、唯此等奉還の領土に對し漠然官有地又は私有地と假稱し、舊來の狀況の儘に從ひて纔かに公私所有の別を立つるに止まりしが、庶政漸く其の緖に就くに及びて、一方官有に屬するものは漸次諸官廳の管理に委ぬると共に、他方一般私有地に對しては、明治五年正月地券制度の設置に依り始めて私法上の所有權を確認し、尋いで同年二月土地賣買の自由を認めしが、明治六年三月全國地籍整理の爲め「地所名稱區別」を制定するに及び

官有地及民有地の區別は茲に始めて明瞭なる法制上の根據を得るに至れり。此の「地所名稱區別」は翌七年十一月に至り改訂を加へられて、更に精密なる規定となり、尋いで八年七月及十月、九年六月、十二年九月、十三年十月等數次に亙りて部分的改正を加へられしが、今此等の改正を經たる規定に依れば土地を分ちて官有地と民有地となし、更に官有地を分つて第一種（皇宮地、神地）、第二種（皇族賜邸、官用地、第三種（山岳・丘陵・林藪・原野・河海・湖沼・池澤・溝渠・堤塘・道路・田畑・屋敷等其の他民有地に非ざるもの、鐵道線路敷地、電信架線柱敷地、燈明臺敷地、各所の舊蹟名區及公園等民有地に非ざるもの、人民所有の權利を失せし土地、民有地に非ざる堂宇敷地及墳墓、行刑場）、第四種（寺院・大中小學校說教場・病院・貧院等民有地に非ざるもの）の四種と爲し、又民有地を分ちて第一種（人民各自所有の確證ある耕地・宅地・山林等の土地、人民數人或は一村又は數村所有の確證ある學校・病院・鄕倉・牧場・秣場・社寺等官有地に非ざる土地）、第二種（官有に非ざる鄕村社地及墳墓地等、民有の用惡水路・溜池・敷堤敷及井溝敷地、公衆の用に供する道路）の二種と爲したり。而して以上の如く地所名稱の區別を設くると共に、政府は此の區別に基きて從來の土地・林野等に就きて實際の調査を行ひ、證憑に從ひて官有・民有の區別を立てたる上、夫々の種別に之を編入したり。茲に於て全國の土地・林野に就き、官有・民有の區別は實際上始めて明確となれり。斯くの如く官有・民有の區別は明瞭となりしと雖も、當時尙未だ皇室有と國有との別は明確ならず、上揭の官有地中には單に國有地のみならず、皇室有土地をも之を包含したり。第一種竝に第二種中の皇族賜邸等の如きは卽ち之なり。斯くて爾後十數年間は皇室財產と國有財產との間に明確なる區別を設くることなく、共に官有財產中に包含せしめしが、明治十八年十二月太政官を廢して內閣の制度を確立し、始めて宮中府中の別を立てて宮內省を內閣の外に特立せしめ、之と同時に宮內省中に御料局を置き、帝室一般の財產の事を掌らしむるに及び、茲に漸く一般國有財產と皇室財產との別

明かとなりしが、尋いで明治二十二年二月皇室典範の發布あり、茲に世傳御料及皇室經費に關する制度確立せられ、之に基きて翌二十三年十一月宮内省告示を以て世傳御料に編入すべき土地・物件を布告せられたり。斯くて皇室財産と國有財産との區分は爾後劃然として明確なるに至れり。今左に明治二十三年十二月三十一日調査に係る官有地段別高を掲げて參考に供せんとす。

種別		段別	種別		段別
第一種	皇宮地及同附屬地	三、六五四、五三二・一町	第三種	廳府縣使用地	三三、八二三・二町
	御陵墓地	三六一・九		官林及官有山林原野	一七、五八七、五〇二・三
	宗廟地	一九九・一		公園地	一、八五七・六
	官國幣社地	一五、六七三・八		外國人居住地	二二三・一
	別格官幣社地	三六・五		官沒地	八、一〇〇・八
	計	三、六七〇、八〇三・四		計	一七、六四三、〇六三・八
第二種	皇族賜邸地	二八・六	第四種	文部省直轄學校、動物園及內務省癩病院地	二一八・二
	閣院省廳用地	三六、七七八・三		廳府縣學校地、病院地及消毒所敷地等	五〇九・八
	廳府縣用地	四三、三六四・二		其の他	三八・八
	計	八〇、一七一・一		計	七六六・八
（閣院省廳使用地		一一、五五六・八	總計		二一、三九四、八〇五・一

我國に於ける國有財産成立の沿革は以上述べたる所の如し。次に此等國有財産の管理に關する制度の沿革を見るに、大略之を三期に分つことを得べし。明治二十三年官有財産管理規則制定以前、同制定以後・大正十年國有財産法制定以後卽ち之なり。然れども其の第一期は固より整備せる制度の存することなき時代にして、當に一般國有財産に通ずる統一的規定を缺くのみならず、土地・林野・家屋等各個の國有財産に關しても、多くは事に臨み機に應じて斷片的の法令を發布せしに過ぎざりしなり。蓋し歳入歳出に關する會計の制度は一國財政の基礎にして、此の制度の確立なくして財政の安固は之を期すべからざるが故に、維新後匆卒の間に於て、既に早くも不完全ながら之に關する統一的規定の制定を見たりしと雖も、國有財産の管理竝に處分に至りては、財政上に於ける緩急の度自ら前者と趣を異にするものありしを以てなり。今維新以後官有財産に關して公布せられたる法令の中其の最も重要なるものを見るに、明治四年六月始めて民部省は各府縣に命じて官有森林の取調を行はしめしが、尋いで同年七月官林の濫伐を戒め樹木の保護培養を計るべきことを諭し（民部省達第二十二號）、更に同年八月始めて土地拂下の制度を設け、各地不毛の地所は廣く入札の方法を以て之を人民に拂下ぐることとなしたり（大藏省達第三十九號）。翌五年二月に至り再び官林調査を各府縣に命じ（大藏省達第七十六號）、更に同年十月北海道土地賣貸規則を定め、北海道に於て殖産興業の志望ある者に對し、最も低價を以て官有地を拂下又は貸下ぐることとしたり（太政官布告第三百四號）。越えて明治六年三月「地所名稱區別」を定め、始めて官用地・官有地・私有地等の區分を設けしが（太政官布告第百十四號）、翌七年十一月に至り之を根本的に改訂し（太政官布告第百二十號）、全國の土地を分ちて官有地及民有地の二となし更に之を數種の種目に分類せしことは旣に述べたる所の如し。明治六年七月に至り官有土地及森林の拂下に關する明治四年八月及五年六月の令達を廢止して、再び一般に官有土地林野の拂下を禁止し、特別の事情あるもののみ情を具して大藏省に稟申すべきことと定めたり（太政官布告第二百五十七號）。然るに同年十二月に至り士族卒等に對し其の家祿の奉還を許し、之に對して産業資金を下賜せ

らるるや、此等の還祿士族にして農牧志望の者に對しては、官林・田畑・荒蕪地を低價にて拂下ぐることとしたり（太政官達第四百二十六號）。尋いで明治十一年三月に至り政府は林野經營上の必要を認めて新に部分木仕付條例を制定し、樹木なき官有林野は無料を以て人民に貸渡して之に植樹せしめ、一定の割合に從ひ政府と植樹者とが其の收益を分收するの法を定めたり（內務省布達甲第四號）。而して國有財產の調査に關しては從來未だ何等の規定を存せざりしが、明治十一年九月に至り始めて官廳に令して、官有地・艦船・器械等官有財產の現狀を、同年六月末の現在に依り大藏省に報告すべきことを命じたり（太政官布達第三十九號）。然れども此の令達は繼續的の規定に非ずして、固より一時的のものたるに止まりしが、同十四年四月太政官布達第三十三號を以て會計法制定せらるるや、其の第五十六條に於て官有財產に關する規定を設け、各廳は本廳及び各部局所屬の地所・家屋其の他官有財產の種類を分ちて計算表を製し、五年每に之を大藏省に送致すると共に、其の增減は其の時々之を通知すべく、大藏省は之に總計表を添附して每年會計檢査院に提出すべきものとしたり。然るに會計法は翌十五年一月太政官達第五號を以て改正せられ、右の官有財產管理に關する規定も削除せられしを以て、此の制度は遂に行はるるに至らざりき。次に官有に係る河川溝渠の敷地及寄洲・川沼地等は、從來私人の出願に依り之を他の官有地と同じく拂下又は貸下を行ひ來りしが、明治十八年十二月に至り此等の地所は拂下又は貸下を許さざることとし、既に貸下げたるものは返付せしめ、特に公益に供するもの及び田畑に限り貸下ぐることとしたり（內務省達甲第三十六號）。翌十九年六月從來の北海道土地賣貸規則を廢して新に北海道土地拂下規則を設け（閣令第十六號）、未開地の拂下を出願する者には一人十萬坪を限り十箇年以內の範圍に於て無料貸下を爲し、成功の後は千坪に付金一圓の割を以て拂下ぐるものと定めたり。以上述ぶる所は明治二十三年以前に於ける官有土地・森林・原野の管理に關する主なる法規の概要なるが、此の外尙官有に屬する家屋其他の營造物に關しても若干の規定を存したり。卽ち明治五年五月太政官布告第百六十七號を以て始めて官舍拂下規則及第舍貸渡規則を定め各省竝に各府縣所管の官宅は住宅として各官吏に拂下げ、若し拂下ぐる能はざる事情ある場合には之を大藏省より有償にて各官吏に貸渡すことと定めしが、明治七年七月に至り太政官達第九十三號を以て右の兩規則を廢止し、官有家屋は無料にて貸渡すことを原則とし、居住希望の者なき家宅は入札を以て拂下ぐることと定めたり。然るに明治九年五月に至り、太政官達第五十三號を以て右規則を廢して新に官舍貸渡規則を制定し、官舍の貸渡は有償を原則とし、其の貸付料は元金の八分乃至一割の間を以て適宜徵收し、其の修繕費は通常借受人の自辨たるべきことと定めたり。此の官舍貸渡規則は爾後明治十年三月及同十一月の兩度に於て、其の一部を改正（太政官達第三十七號及第八十七號）せられしのみにて永く踏襲せられ、大正末年に至る迄實施せらるるものとす。

以上述べたる所の如くにして、明治二十三年以前に於ては國有財產管理に關する規定は、極めて特殊的且斷片的なるものを存するに過ぎずして、嚴密なる意味に於ては、此の期間に在りては未だ國有財產管理に關する一般的制度は之を存せざりしものと稱すべく、從つて國有財產の管理制度は實に明治二十三年の官有財產管理規則制定の時を以て確立せられしものと謂ふことを得べし。之れ卽ち次節以下に於て官有財產管理規則制定以後に於ける國有財產管理制度の沿革に就き、之を前後二期に分ちて概說せんとする所以なり。

第二節　國有財産管理制度の前期

第一款　總　說

明治二十二年二月會計法の制定あり、尋いで會計規則及物品會計規則の制定を見るに及び、金錢及物品に關する會計法規は玆に漸く整備の域に達せしを以て、續いて國有財産の管理に關する制度を確立するの必要あり、卽ち明治二十三年十一月勅令第二百七十五號を以て新に官有財産管理規則を制定し、翌二十四年四月一日より之を實施したり。玆に於て各種國有財産に通ずる統一的管理法規始めて具はるに至れり。今右規則に依りて國有財産管理制度の大要を見るに、同規則は先づ官有財産の範圍を定めて國の所有に屬する土地・森林・原野・營造物・家屋・船舶及此等の附屬物と爲し（第一條）、而して此等官有財産の管理に關しては、特に統一的の管理機關を設くることなく、各官有財産を主管する各省大臣をして之を管理せしむることとしたり（第二條）。玆に所謂管理なる名稱は保管及運用の外、處分の意をも包含すること既述の如くにして、卽ち官有財産管理規則は官有財産の賣却・讓與・交換・貸付に關する規定を設け、特別の規定あるものを除くの外は總て之に準據すべきことと定めたり（第三條）。而して官有財産の賣買貸借は總て公告して競爭に付するを原則と爲すことは、會計法第二十四條に規定する所なるが、官有財産管理規則は之に關して更に詳細なる規定を設け、先づ官有財産の賣却に關しては賣拂代金の延納又は分納を許さず、財産引渡の際一時に納付せしむることとし（第四條）、又其の交換に關しては營造物・家屋・船舶及其の附屬物は絶對に交換を許さず、其の他の官有財産卽

ち土地・森林・原野及其の附屬物は、同一種類の財産にして少くとも評定價格相均しき場合に限り、他人の所有物と交換することを得るものとし、且此の場合森林・原野及田畑は相通じて同一種類の財産と見做すことを許したり（第十一條）。次に官有財産の讓與に關しては(一)府縣郡市町村公共の道路・公園・市場・河川竝木敷・堤塘・溝渠等の用に供する爲め官有の土地森林を必要とするとき、(二)府縣郡市町村に於て新に道路・公園・市場・河川竝木敷・堤塘・溝渠等を開設し、爲に官有の舊同種類の土地が不用に歸したるとき、の二種の場合に於てのみ之を當該府縣郡市町村に讓與することを許し、其の他の場合に於ては絶對に無償讓與を許さざることとしたり（第十二條及第十三條）。更に又同規則は官有財産の貸付に關して特に詳細なる規定を設けたり。卽ち官有財産を貸付するときは貸付料を徵收するを原則とし、而して此の貸付料は毎年之を前納せしめ、若し前納することを能はざるときは相當の保證を出さしむ（第五條及第六條）。但し公益の爲め官有財産を貸付し又は森林經營の爲め森林を貸付する場合に於ては、主管大臣の定むる所に依り貸付料を徵せざることを得べし。而して貸付の期限は(一)樹木培養に供する土地は三十年(二)農工其の他の營業及住居に供する土地は十五年(三)其の他の物件は三年を超ゆることを得ず（第七條）、又右の期限中と雖も政府に於て之を國の使用に供するの必要あるときは、契約を解除し之を返還せしむべく、此の場合に於ては借受人は其の直接に受けたる損失に就き賠償を請求することを得るものと爲したり（第八條）。官有財産の借受人は政府の許可なくして借受財産を他人に轉貸し、若くは其の財産の原形を變ずることを得ず、若し許可なくして原形を變じ、若くは故意怠慢に依り之を荒廢に歸し又は毀損亡失したるときは、其の損害を賠償するの義務を有す（第九條及第十條）。尙官有財産を賣却・貸付・交換する場合に於て、其の財産を管理

し又は其の取扱を爲す官吏自身が、其の官有財産を買受け、借受け、又は自己の所有物と交換すること は、弊害を生ずべきを以て、之を禁止したり（第十四號）。　最後に官有財産管理規則は官有財産に關する計算及報告の規定を設けたり。　卽ち各省大臣は十年毎に其の年三月三十一日現在の所管官有財産の目錄を調製し、之を其の年開會の帝國議會に報告の手續を爲すべく、之と共に又每會計年度間に於ける所管官有財産の增減異動報告書を調製して、翌年度開會の帝國議會に報告の手續を爲すことを要し、右の目錄及報告書には事由に依り區別して（一）買入に係るものは其の代價（二）賣拂に係るものは各廳に於て定めたる最低賣價、實際の賣拂代價及目錄價格あるものは其の價格（三）讓與交換又は亡失毀損等に係るものは其の目錄價格（四）交換に係るものは其の交換に由て得たる財産（五）買入又は賣拂の契約に特別の條件あるものは其の條件を記載すべきことと定めたり（第十六條・第十七條及第十八條）。

以上述べたる所は明治二十三年制定の官有財産管理規則の大要にして、卽ち國有財産の全體に通ずる一般的規定なるが、此の官有財産管理規則は爾後明治三十四年及大正十年の兩度に於て、其の一部に些少の改正を加へられたり。　前者は明治三十四年四月勅令第五十六號を以て同規則第十六條及第十七條に『但シ國防用防禦營造物ハ此ノ限ニ在ラス』なる但書を附加せしものにして、卽ち此の改正に依りて、每十年又は每年各省大臣より帝國議會に提出すべき官有財産目錄及官有財産增減異動報告書中より、國防用防禦營造物たる官有財産を除外し、以て軍機の祕密を保たしむることと爲せしものなり。　後者は卽ち大正十年二月勅令第二十七號を以て同規則第六條中『相當ノ保證ヲ出サシムヘシ』なる字句を『擔保トシテ國債ヲ提供セシムヘシ』と改正せしこと之なり。　蓋し同規則第六條に依れば、官有財産の貸付料は每年之を前納せしむべく、若し前納する能はざるときは相當の保證を提出せしむべき規定なるが、當時政府は政府に對する各種の保證又は擔保物等を總て國債に限定せんとするの政策を採用するに至りしを以て、右の方針に從ひ官有財産の貸付料に對する保證物をも、斯くの如く國債に限定することと爲せしなり。　而して此の改正勅令は大正十年四月一日より施行せられしが、右勅令施行前に於て提供したる國債以外の保證に對しては、施行後五年を限りて尙其の效力を有するものと定めたり。　官有財産管理規則は其の制定後上述の如き兩度の小改正を受けしのみにて、約三十年間實施せられしが、大正十一年四月一日、國有財産法及國有財産法施行令の施行と同時に廢止せられたり。　今官有財産管理規則竝に其の改正勅令の全文を揭ぐれば左の如し。

官有財産管理規則（明治二十三年十一月二十五日勅令第二百七十五號）

第一條　此ノ規則ニ於テ官有財産ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル土地、森林、原野、營造物、家屋、船舶及其ノ附屬物トス

第二條　官有財産ハ主管ノ各省大臣之ヲ管理ス

第三條　官有財産ノ賣拂、讓與、交換及貸付ハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外總テ此ノ規則ニ依ルヘシ

第四條　官有財産賣拂代金ハ其ノ財産引渡ノ際一時ニ納付セシムヘシ

第五條　官有財産ヲ貸付スルトキハ其ノ貸付料ヲ徵收スヘシ但シ公益ノ爲官有財産ヲ貸付シ又ハ森林經濟ノ爲森林ヲ貸付スルトキハ別ニ主管大臣ノ定ムル所ノ規則ニ依ル

第六條　官有財産ノ貸付料ハ每年前納セシムヘシ若シ前納スル能ハサルトキハ相當ノ保證ヲ出サシムヘシ

貸付財産ノ修理其ノ他ノ費用ヲ負擔スル方法ハ貸付契約ヲ爲スト キ之ヲ定ムヘシ

第七條　官有財産ノ貸付ハ左ノ期限ヲ超ユルコトヲ得ス

第一　樹木培養ニ供スル土地ハ八十年以内

第二　農工其ノ他ノ營業及住居ニ供スル土地ハ三十年以内

第三　土地森林ノ使用權ハ十五年以内

第四　右ニ揭ケサル物件ハ三年以内

第八條　官有財産ノ貸付期限中政府ニ於テ之ヲ國ノ使用ニ供スルノ必要アルトキハ貸付ノ契約ヲ解キ之ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ其ノ直接ニ受ケタル損失ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第九條　官有財産ノ借受人ニシテ主管大臣ノ許可ヲ得スシテ其ノ財産ノ原形ヲ變シ若ハ故意怠慢ニ由リ之ヲ荒廢ニ歸シ又ハ毀損亡失シタルトキハ主管大臣ハ其ノ損失ヲ賠償セシムヘシ

第十條　官有財産ノ借受人ハ主管大臣ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其ノ財産ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス

第十一條　官有財産ヲ以テ他人ノ所有物ト交換スルコトヲ得ルハ同一種類ノ財産ニシテ少クトモ評定價格相均キモノニ限ル

森林、原野、田畑ハ同一種類ノ財産ト見做スコトヲ得

營造物、家屋、船舶及其ノ附屬物ハ他人ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス

第十二條　府縣郡市町村公共ノ道路、公園、市場、河川竝木敷、堤塘、溝渠等ノ用ニ供スル爲官有ノ土地森林ヲ必要トスルトキハ主管大臣ニ於テ之ヲ其ノ府縣郡市町村ニ讓與スルコトヲ得

第十三條　府縣郡市町村ニ於テ新ニ道路、公園、市場、河川竝木敷、堤塘、溝渠等ヲ開設シ爲ニ不用ニ歸シタル官有ノ舊同種類ノ土地ハ內務大臣ニ於テ其ノ府縣郡市町村ニ讓與スルコトヲ得但シ官林內若ハ官廳使用地內ニ包含セルモノ又ハ他ノ官有財産保護上離權シ難キモノハ此ノ限ニアラス

第十四條　官有財産ヲ賣拂貸付若ハ交換スル場合ニ於テ其ノ財産ヲ管理シ若ハ其ノ取扱ヲ爲ス官吏ハ之ヲ買受ケ又ハ自己ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス

第十五條　此ノ規則施行ノ前ニ官有財産ノ賣拂若ハ貸付ノ契約ヲ爲シタルモノハ其ノ契約ノ滿期マテ總テ舊契約ニ依ルヘシ

貸付ノ期限ナキモノハ此ノ規則施行ノ日ヨリ三箇年以內ニ於テ此ノ規則ニ依リ更ニ契約ヲ爲スヘシ

第十六條　各省大臣ハ每十年其ノ年三月三十一日ニ現在スル所管官有財産ノ目錄ヲ調製シ其ノ年開會ノ帝國議會ニ報告ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　各省大臣ハ每會計年度間ニ於ケル所管官有財産ノ增減異動報告書ヲ調製シ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條　第十六條ノ目錄及第十七條ノ報告書ハ其ノ事由ニ依テ區別シ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　買入ニ係ルモノハ其ノ代價

第二　賣拂ニ係ルモノハ各廳ニ於テ定メタル最低賣價、實際ノ賣拂代價及目錄價格アルモノハ其ノ價格

第三　讓與交換又ハ亡失毀損等ニ係ルモノハ其ノ目錄價格

第四　交換ニ係ルモノハ其ノ交換ニ由テ得タル財產

第五　買入又ハ賣拂ノ契約ニ特別ノ條件アルモノハ其ノ條件

第十九條　此ノ規則第十六條ニ揭クル官有財產ノ目錄ニシテ第一回ノモノハ明治二十四年三月三十一日ノ現在高ヲ以テ同年六月三十日マテニ之ヲ調製スヘシ但シ調查未濟ノ官有財產ハ調查ヲ了ルマテ其ノ概算ヲ目錄ニ揭クヘシ

第二十條　此ノ規則ハ明治二十四年四月一日ヨリ施行ス

第一回改正

勅令第五十六號（明治三十四年四月十三日）

官有財產管理規則中左ノ通改正ス

第十六條及第十七條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ國防用防禦營造物ハ此ノ限ニ在ラス

第二回改正

勅令第二十七號（大正十年二月二十六日）

官有財產管理規則中左ノ通改正ス

第六條中「相當ノ保證ヲ出サシムヘシ」ヲ「擔保トシテ國債ヲ提供セシムヘシ」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ保證ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

右官有財產管理規則に依れば官有財產の管理に就ては、特に總轄的なる管理機關を置くことなく各省大臣をして各其の主管に屬する官有財產の管理に當らしむるの制度なるが、右の中大藏大臣は大藏省所管の官有財產の外、內閣·印刷局·樞密院·會計檢查院·行政裁判所等、他省の所管に屬せざる官廳所管の官有財產をも管理したり。而して帝國議會の用に供する官有財產の管理に關しては、明治二十四年二月勅令第十五號を以て、帝國議會の用に供する官有財產に關する行政事務は各院書記官長之を掌り、且其の事務の指揮監督は內務大臣之を行ふものと定められしが、更に二十七年九月に至り其の管理事務の指揮監督權を內務大臣より大藏大臣に移したり（勅令第百六十一號）。斯くて大藏省は明治三十一年三月大藏省達第六百號を以て大藏省所管官有財產取扱規程を設け、以て其の主管に屬する此等諸官廳の官有財產の管理事務に備へしが、後明治四十四年四月に至り大藏省訓令第二十一號を以て新に改正大藏省所管官有財產取扱規程を制定したり。此の規程は其の後屢、部分的の改正を加へられしが、煩雜を避くる爲め總て之を省略すべし。更に大藏省以外の各省に於ても概ね夫々別に必要なる規定を設け、以て其の所管に屬する官有財產の管理に備へたり。明治二十四年十二月制定外務省官有財產管理規程·同四十四年五月陸軍省達第十四號陸軍營繕事務規程·同二十四年三月海軍省達第四十四號海軍財產取扱手續·同二十二年四月海軍省達第百十號海軍所轄官用地取扱概則·

大正三年十月海軍省達第四十一號海軍建築工務規則・明治三十七年十一月制定文部省土地建物保管規程・大正二年五月司法省訓令會監甲第六十號裁判所會計事務章程・明治三十四年四月農商務省達會發第二十二號官有財産管理規程・同三十六年四月公達第四百四十二號遞信省所管官有財産取扱規程・同四十三年七月達第五百九十九號鐵道院所管官有財産處理規程等は卽ち之なり。

右の如く官有財産の管理は之を主管する各省大臣をして之に當らしむる制度なるが、此等各省大臣の管理に屬する官有財産の範圍は、單に各廳所用の官有財産卽ち各官廳所用地（官公用地）・營造物・家屋及船舶に止まり、其の他の官有財産卽ち官公用に供せざる官有地竝に國有林野の管理は、內務省及農商務省の掌る所なり。卽ち官用に非ざる官有地は官有地取扱規則（明治二十三年十一月勅令第二百七十六號）の定むる所に依り內務大臣之を管理し、國有森林原野の管理は官有森林原野及產物特別處分規則（明治二十三年四月勅令第六十九號）及國有林野法（明治三十二年三月法律第八十五號）等に基きて農商務大臣之に當るものなり。但し北海道に於ける國有の林野は、明治十九年道廳設置以後山林事務を農商務省の所管より總て道廳に移せしを以て、官制上當然內務大臣の所管に屬するものとす。之を要するに國有財産中官公用地・營造物・家屋及船舶に就ては各其の所管の大臣之を管理し、其の他の官有地及北海道に於ける國有林野は內務大臣之を管理し、北海道以外の國有林野は總て農商務大臣之が管理に當るものとす。但し外地に於ける國有財産に關しては夫々特別の法規を存し、其の管理亦夫々の長官をして當らしむることは後に述ぶる所の如し。

次に官有財産管理規則第四條に依れば、官有財産の賣拂代金は其の財産引渡の際一時に納付せしむるを要し、又第六條及第七條に依れば、官有財産の貸付料は每年前納せしめ、若し前納する能はざるときは相當の保證を出さしむべく、而して其の貸付期間は財産の種類に依り三年乃至八十年を超過するを得ざる規定なるが、右に對しては明治二十七年七月內務省令第十一號を以て官有財産貸付規程を定めたり。同規程に依れば、公益事業に因り購入したる政府の物件は、右の規定に依らずして貸付又は賣却することを得るものと定めしを始めとし、爾後必要に應じて右に對する例外規定を設けられし場合多し。

更に又官有財産管理規則に依れば、官有財産の貸付は有料を原則とすれども、公益の爲め貸付する場合には主管大臣の定むる所に依りて無料となすを得るものなるを以て、之に基きて內務大臣は明治四十五年七月內務省令第十一號を以て官有財産貸付規程を定めたり。同規程に依れば、公益事業の爲め府縣郡市町村公共組合及公益法人に官有財産を貸付するときは貸付料を徵せざることあるべし（第一條）と雖も、右貸付を受けたる官有財産は公益事業の外に使用することを得ず（第二條）、又（一）官用の爲め必要を生じたるとき及內務大臣に於て公益事業を廢したるものと認むるとき、（二）公益事業を廢したるとき及內務大臣に於て公益事業の外に使用したるときの何れかに該當するときは、直に貸付の官有財産を返還せしむることとしたり（第三條）。此の規程は大正八年八月に至り內務省令第八號を以て其の一部を改正せられ、從來は公益事業の爲に官有財産の無償貸付を受くるは、府縣郡市町村公共組合及公益法人に限られしを改めて、借受者に關する斯かる制限を撤廢し、廣く公益事業の爲に官有財産を貸付するときは貸付料を徵せざることを得るものと爲せり。然るに大正十年四月に至り新に國有財産法制定せらるるに及び同法中に於て官有財産の無償貸付に關する規定を設けられしを以て、右は大正十一年四月內務省令第九號を以て廢止せられたり。

以上述べたる所は國有の土地・森林・原野・營造物・家屋・船舶等、國有財産の全體に通ずる一般的規定に

して、所謂國有財産管理の通則なり。然るに斯かる一般的通則以外に各種國有財産の管理に關して爾後種々の特別規定を設けられしが故に、實際に於ては右の通則は或種の國有財産に對しては殆ど其の適用を見ざるが如き狀態となるに至れり。依て以下款を分ちて此等各種の國有財産に就きて其の特殊なる管理制度を概說すべし。

第二款　國有地の管理

第一項　一般管理制度

國の所有に屬する土地の管理に關しては、明治二十三年以前に在りては未だ全般に通ずる統一的規則を存せざりしが、明治二十三年官有財産管理規則制定の前後に於て、始めて國有土地の管理に關する一般的規則制定せらるるに至れり。明治二十三年七月勅令第百三十五號官有地特別處分規則及同年十一月勅令第二百七十六號官有地取扱規則卽ち之なり。而して此等の規則は共に國有財産中國有地のみに關する規定にして、前揭官有財産管理規則に對する特別規定を爲すものなるが、此等兩者の中に在りて、更に後者は國有地に關する特別規定中の通則にして、前者は其の補足的規定たるの性質を有するものなり。斯くて國有地の管理に關しては先づ此等の特別法規の規定に準據し、此等の特別法規に何等の明文なき場合に限り、前揭の官有財産管理規則を適用せらるべきものにして換言すれば國有地の管理に關しては、官有財産管理規則は事實上寧ろ例外的規定たるに過ぎざるの觀あるものとす。今此等の兩規則に依りて國有地管理制度の大要を述ぶれば左の如し。

國有地管理制度を述ぶるに當りて先づ注意を要することは國有地の性質に就てなり。卽ち官有地取扱規則及官有地特別處分規則に於て官有地と稱せらるるものは、國の所有に屬する一切の土地を包含するものに非ずして、國有林野及官公用地を除きたる殘餘の國有土地を指すものに外ならず。蓋し國有土地の中森林及原野は國家の經濟上竝に保安上に重要なる關係を有し、其の他の土地と同一の方針の下に管理するを得ざるものあるが故に、後に述ぶるが如く特別の法規を設けて之が管理に當らしめ、所謂官有地とは之を區別したり。又一般國有土地の中現に官用又は公用に供せらるる土地は、其の用途の種類に從ひ主管の各省大臣に於て之が管理に當るべきことは官有財産管理規則の定むる所にして、旣に述べたる所の如し。卽ち官有地取扱規則及官有地特別處分規則等に於ける官有地は、此等官公用に供せらるる以外の土地を指すものなり。斯くて官有地取扱規則は斯かる國有土地の管理機關を定めて、內務大臣は官有地の賣買・讓與・交換及貸付の處分を處理するものと爲したり（官有地取扱規則第一條）。從つて各廳に於て官有地を使用せんとするときは之を內務大臣に請求すべく（同規則第三條）、又各廳の使用地不用に歸したるときは之を內務大臣に還付すべきものとし（同規則第四條）、更に又甲乙兩廳の間に於て官有地の使用を移さんとするときは內務大臣之が手續を爲すべく（同規則第五條）、又各廳の所用に供する爲め新に民有地を寄附せんとするものあるときは、內務大臣之が受納の手續を爲すべきものとす（同規則第六條）。而して內務大臣が斯く官有地の管理を爲すに當りては、官有地に關する願書の指令・契約の締結・登記の請求・收入の徵收及收納・訴訟の事務は地方長官をして之を取扱はしむるものとす（同規則第二條）。尙官公用に供せらるる國有地に就ては、官有地の如く之が賣買・讓與・交換・貸付を爲すを得ざるものにして、換言すれば官公用地に對しては先づ其の公

用を廢したる後に非ざれば、斯くの如き處分を爲すことを得ざるものとす。但し公衆の妨害とならざる限りは、公用に供したる儘有料又は無料にて特に其の使用を許すことを得（同規則第十一條）。次に官有財産の賣買及貸借は、官有地に限らず總て競爭に付して其の價格を定むべきは、會計法の定むる原則なるが、官有地取扱規則及同特別處分規則は、官有地の處分に關して其の例外の場合を定めたり。卽ち內務大臣は㈠直接公用に供する爲め又は公共の利益となる事業の爲めに、府縣郡市町村及公共組合又は其の他の起業者に官有地を貸渡又は賣渡すとき㈡不用に屬する官有地にして、其の面積及評定價格又は其の貸渡料及貸渡期限が一定の制限以內のものを賣渡又は貸渡すとき㈢官許を與へたる主たる事業に直接附隨して必要缺くべからざると認めたる官有地を、其の事業者に貸渡又は賣渡すとき㈣會計法施行以前、土地の形質を變更し又は建物を建設するが爲め貸渡したる官有地を、其の借地人に賣渡し又は引續き貸渡すときは、何れも競爭に付せずして隨意契約に依ることを得べく（官有地特別處分規則第一條）、此等隨意契約に依り官有地又は官有水面の賣拂讓與交換又は有料貸付有料使用を爲さんとするときは、當該地方長官は其の地方廳に於て便宜評價委員を設け、其の地價又は貸料を評定せしむべきものとす（官有地取扱規則第十四條及明治二十三年十月內務省訓令第三十七號）。更に又官有財産の貸付は有料を原則とすることは、官有財産管理規則の定むる所なるが、官有地貸付に對する例外の場合として、直接公用に供する官有地を特に府縣郡市町村又は公共組合の直接公用に供するときは借地料を徵せず（官有地特別處分規則第二條）、又官有地を開墾せんことを請ふ者に對しても無料にて之を貸付すべく、開墾成功の後事業者に於て該地を拂下げんとするときは、豫め契約に依て其の代價を定め置くべきものとせり（官有地取扱規則第七條）。而して官有地の借受人は有料無料を問はず、總て特に許可を受くるに非ざれば、其の地を當初借用以外の目的に使用するを得ず、之に違反したるときは地方長官は損害を賠償せしむると共に、返地を命ずることを得べく（官有地取扱規則第九條）、又借地人官の許可を得て土地の原形を變じたるときは、特に許可を受けたる場合を除き、借地滿期に至り自費を以て之を原形に復し、返納すべき義務あるものとす（同規則第十條）。尙官有地取扱規則は官有地と民有地との交換を許す場合を定めて、兩地の坪數及價格稍相均しき場合に限ると爲し（同規則第八條）、官有地特別處分規則は官有地讓與の場合を定めて、府縣郡市町村又は公共組合に於て直接公用に供する官有地の修理保存費を負擔する場合に在りては、其の直接公用を廢するとき、官有財産管理上必要のものを除くの外、之を其の費用負擔者に無代下付するものとしたり（同規則第三條）。

以上述べたる所は官有地取扱規則及官有地特別處分規則の大要なるが、此の中前者は其の制定後何等の變改を加へらるることなく、又後者は明治三十九年八月勅令第二百二十二號を以て、不用に屬する官有地を隨意契約を以て貸渡又は賣渡すことを得べき範圍を擴張せられしのみにて、共に大正十一年に至る迄行はれしが、同年四月一日國有財産法及國有財産法施行令の施行せらるるに及びて何れも廢止せられたり。今此等兩規則の全文を揭ぐれば左の如し。

官有地取扱規則（明治二十三年十一月二十五日勅令第二百七十六號）

第一條　官有地ノ賣買讓與交換及貸付ハ內務大臣之ヲ處理ス

第二條　官有地ニ關スル願書ノ指令契約ノ締結登記ノ請求收入ノ徵收及收納竝訴訟ハ內務大臣地方長官ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ

第三條　各廳ニ於テ官有地ヲ使用セントスルトキハ內務大臣ニ請求スヘシ

第四條　各廳ノ使用地不用ニ歸シタルトキハ內務大臣ニ還付スヘシ

第五條　甲乙兩廳ノ間ニ於テ官有地ノ使用ヲ移サントスルトキハ內務大臣其手續ヲ爲スヘシ

第六條　各廳ノ所用ニ供スル爲メ民有地ヲ寄付セントスルモノアルトキハ內務大臣受納ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條　官有地ヲ開墾センコトヲ請フモノアルトキハ無料ニテ之ヲ貸付スヘシ但開墾成功ノ後事業者ニ於テ該地ヲ拂下ケントスルトキハ豫メ契約ニ依テ其代價ヲ定メ置クヘシ

第八條　官有地ト民有地ノ交換ハ兩地ノ坪數及價格稍相均シキモノニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　借地人ハ特ニ許可ヲ受クルニアラサレハ其地ヲ當初借用ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス

借地人前項ノ規定ニ違反スルトキハ地方長官ハ其使用ヨリ生シタル損害ヲ賠償セシメ返地ヲ命スルコトヲ得

第十條　借地人官ノ許可ヲ得テ土地ノ原形ヲ變シタルトキハ借地滿期ニ至リ自費ヲ以テ之ヲ原形ニ復シ返納スヘシ但特ニ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス

第十一條　官ニ屬スル公有地及公有水面ハ其公用ヲ廢シタルニアラサレハ賣拂讓與交換又ハ貸付スルコトヲ得ス但公衆ノ妨害トナラサル限リハ公用ニ供シタル儘有料又ハ無料ニテ特ニ其使用ヲ許スコトヲ得

第十二條　官ニ屬スル公有水面ヲ埋立テ民有地ト爲サンコトヲ請フモノアルトキハ公衆ノ妨害トナラサル部分ニ限リ之ヲ許スコトヲ得

第十三條　官ニ屬スル私有水面ノ賣拂讓與交換貸付及使用ハ本令ニ定ムル土地ノ規定ニ準據スヘシ

第十四條　隨意ノ契約ニ依リ官ニ屬スル土地又ハ水面ノ賣拂讓與交換又ハ有料貸付有料使用ヲ爲サントスルトキハ地方長官其評價ヲ爲サシムヘシ

既ニ貸付シ又ハ使用セシメタル土地又ハ水面ヲ引續キ貸付シ又ハ使用セシムル場合ニ於テモ亦前項ヲ準用ス

第十五條　官有地ニ關スル事項ニシテ本令ニ規定セサルモノハ官有財產管理規則ニ依ル

第十六條　本令ハ勅令ヲ以テ特ニ規定シタルモノ及官有森林原野ニ適用セス

第十七條　官有地臺帳ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條　此ノ規則ハ明治二十四年四月一日ヨリ施行ス

官有地特別處分規則（明治二十三年七月二十二日勅令第百三十五號）

第一條　內務大臣ハ左ノ場合ニ限リ官有地ヲ競爭ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ賣渡スコトヲ得

一　直接公用ニ供スル爲又ハ公共ノ利益トナル事業ノ爲府縣郡市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ官有地ヲ貸渡又ハ賣渡ストキ

二　不用ニ屬スル官有地一箇所ノ坪數百五十坪ニ滿タス其評定價格二百圓以內ノモノヲ賣渡又ハ其貸渡料一箇年五圓以內ニシテ貸渡期限五箇年以內ノモノヲ貸渡ストキ但望人

二名以上アルトキハ此限ニアラス

三　鑛山ニ於ケル鑛物運搬道路、冷溫泉場ニ於ケル汲泉場又ハ導泉敷地ノ如キ官許ヲ與ヘタル主タル事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認メタル官有地ヲ其事業者ニ貸渡又ハ賣渡ストキ

四　會計法施行以前土地ノ形質ヲ變更シ又ハ建物ヲ建設スルカ爲貸渡シタル官有地ヲ其借地人ニ賣渡シ又ハ引續キ貸渡ストキ

第二條　直接公用ニ供スル官有地ヲ特ニ府縣郡市町村又ハ公共組合ノ直接公用ニ供スルトキハ借地料ヲ徵收セサルモノトス

第三條　府縣郡市町村又ハ公共組合ニシテ直接公用ニ供スル官有地ノ修理保存費ヲ負擔スルモノハ其直接公用ヲ廢スルトキ官有財產管理上必要ノモノヲ除ク外之ヲ其費用負擔者ニ無代下付ス府縣郡市町村又ハ公共組合ニ於テ其土地ヲ賣拂ハントスルトキハ隣接地主ハ先買ノ權ヲ有スルモノトス

第四條　北海道官有未開ノ土地竝官有森林原野ニハ本令ヲ適用セス

（改正）明治三十九年八月二十一日勅令第二百二十二號ヲ以テ本規則第一條第二ヲ左ノ如ク改ム

二　不用ニ屬スル官有地ニシテ其ノ評定價格四百圓以內坪數六百坪未滿ノモノヲ賣渡シ又ハ其ノ貸渡料一箇年四十圓以內貸渡期限五箇年以內ノモノヲ貸渡ストキ但シ望人二名以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

以上述ベたる所は、國有地に關する特別規定中の通則たる性質を有する官有地取扱規則及官有地特別處分規則以外の法令中に於て、國有地の處分に關して種々の特別規定を設けられしものあり。其の內容は一樣ならずと雖も、何れも上記兩規則に對する補充的若は例外的規定たるの性質を有するものなり。今其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

國有地を隨意契約を以て賣渡又は貸渡すことを得る場合は、官有地特別處分規則第一條に於て、直接公用に供する爲め又は公共の利益となるべき事業の爲め、公共團體又は其の他の起業者に官有地を賣渡又は貸渡すとき、及其の他二三の特別の場合に限定せられしが、爾後必要に應じ特別の法令を以て右の外尙隨意契約を許す場合を定めたり。明治二十四年七月には外國公使館敷地として官有地を貸渡す場合は隨意契約に依ることを得るものとし（勅令第七十五號）、同三十年二月には國の起業に係る工事に要する土地にして買收又は收用の後未だ其の土地に工事を施行せざるものは、其の施行に至る迄隨意契約を以て其の舊所有者に貸付することを許し（勅令第十五號）、同三十三年八月帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所屬の不動產にして、一時使用せざるものを貸渡すときは隨意契約に依るを得るものとせる（勅令第三百四十二號）等は卽ち之なり。

次に又國有地を無償にて貸付け又は讓渡するを得るは、官有地取扱規則第七條、官有地特別處分規則第二條及第三條に規定せられし場合に限らるるものなるが、其の後に於て制定せられし官有地處分關係法規以外の諸法令中に於て、官有地處分に關する特別規定を設けしものあり。今此等の規定を列擧すれば左の如し。

（一）　河川敷地ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ處分スヘシ但シ此ノ法律施行前私人ノ所有權ヲ認メタル證跡アルトキハ其ノ私人ニ下付スヘシ（明治二十九年四

月法律第七十一號、河川法第四十四條）

（二）砂防設備ニシテ其ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ之ヲ其ノ砂防設備ノ現在スル土地若ハ森林ノ所有者ニ下付スルコトヲ得（明治三十年三月法律第二十九號、砂防法第二十八條）

（三）下水道ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得（明治三十三年三月法律第三十二號、下水道法第七條）

（四）市町村立屠場ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市町村ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得（明治三十九年四月法律第三十二號、屠場法第十條）

（五）神社寺院佛堂ノ合併ニ因リ不用ニ歸シタル境内官有地ハ官有財産管理上必要ノモノヲ除クノ外内務大臣ニ於テ之ヲ其ノ合併シタル神社寺院佛堂ニ讓與スルコトヲ得（明治三十九年八月勅令第二百二十號）

（六）耕地整理ヲ施行スル爲メ國有ニ屬スル道路、堤塘、溝渠、溜池等ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ依リ不用ニ歸シタル土地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス（明治四十二年四月法律第三十號、耕地整理法第十一條第一項）

（七）本法（運河法）ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許條件ニ依リ官有ニ歸屬シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得（大正二年四月法律第十六號、運河法第二十二條）

（八）都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得（大正八年四月法律第三十六號、都市計畫法第九條）

（九）第一條ノ物件（道路ノ路線ノ認定ノ變更又ハ廢止ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路又ハ其ノ附屬物ヲ構成シタル物件）前二條ニ該當セサル場合ニ於テハ道路ノ費用ヲ負擔シタル公共團體ニ之ヲ交付スヘシ（大正八年十一月勅令第四百七十四號第五條第一項）

（一〇）國ニ於テ施行スル内國貿易設備ニ關スル港灣工事ニ因リ生スル土地又ハ工作物ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スル爲國有トシテ存置スルノ必要アルモノヲ除クノ外内務大臣ハ其ノ工事ノ費用ノ一部ヲ負擔シタル公共團體ニ無償ニテ之ヲ下付スルコトヲ得（大正九年四月勅令第八十二號第一條）

（一一）公共ノ用ニ供スル國有地ニシテ埋立ニ關スル工事ノ施行ニ因リ不用ニ歸シタルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ有償又ハ無償ニテ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ下付スルコトヲ得（大正十年四月法律第五十七號、公有水面埋立法第二十五條）

第二項　北海道に於ける管理制度

國有土地の管理に關しては一般的には官有地取扱規則及官有地特別處分規則の規定に從ふべきものなりと雖も、北海道に於ける國有土地の管理に關しては、同地方の拓殖政策上斯かる一般的規則に準據することを得ざるものあり。是を以て既に明治五年十月北海道土地賣貸規則を定め、北海道國有土地の處分に關する特別の方法を設け、後明治十九年六月に至り、之を廢して新に北海道土地拂下規則を制定したり。斯くて明治二十三年前掲官有地特別處分規則の制定せらるるに及びても、單り北海道の官有未開地に對しては之を適用することなく、依然右規則に據りて特別の處分方法を採り來りしが、明治三十年三月法律第二十六號を以て北海道國有未開地處分法を制定し、右規則に代り

て該地方國有未開地の特別處分方法を定めたり。卽ち之に據れば、北海道國有未開地は特に規定する場合の外、競爭に付せずして賣却及貸付することを得、且開墾・牧畜・植樹に供せんとする土地は無償にて貸付し、全部成功の後は無償にて之を付與するを得るものにして、前記北海道土地拂下規則に定むる特典を更に一層擴大せしものなり。今其の全文を示せば左の如し。

北海道國有未開地處分法（明治三十年三月三十日法律第二十六號）

第一條　北海道國有未開地ノ賣拂、付與、交換及貸付ノ處分ハ此ノ法律ニ依ル

第二條　前條ノ賣拂及貸付ハ此ノ法律ニ於テ特ニ規定スル場合ノ外競爭ニ付セス

第三條　開墾牧畜若ハ植樹等ニ供セムトスル土地ハ無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ付與スヘシ

前項ノ貸付地面積ノ制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ貸付地ハ全部成功ニ至ラスト雖土地整理上支障ナシト認ムル場合ニ於テハ其ノ成功地ノ全部若ハ一部ヲ付與スルコトヲ得

第四條　公用若ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ直ニ賣拂、付與又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五條　市街地、市街豫定地其ノ他土地ノ狀況ニ由リ必要ト認ムル土地ハ競爭ニ付シ直ニ賣拂フコトヲ得

第六條　社寺地又ハ墓地ニ供セムトスル土地其ノ他事業ノ目的ニ由リ必要ト認ムル土地ハ直ニ賣拂フコトヲ得

第七條　素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償若ハ無償貸付ヲナスコトヲ得

第八條　民有地ト交換スルコトヲ得ヘキ土地ハ其ノ評定價格相均キモノニ限ル

第九條　土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

無償貸付　十箇年

有償貸付　十五箇年

植樹又ハ泥炭地ノ開墾ニ限リ特ニ二十箇年以內ノ期間ヲ以テ貸付スルコトヲ得

天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ貸付期間內ニ成功スルコト能ハサルトキハ貸付期間ノ半期間マテ延期スルコトヲ得

第十條　第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ豫定ノ事業成功ノ程度ニ從ヒ隨時其ノ成否ヲ點檢シ豫定ノ如ク成功セサルトキハ未成功地ノ全部ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部若ハ全部ヲ無償ニテ返還セシムルコトアルヘシ

第十一條　貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セムトスルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ建設物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ由リ評定ノ上移轉料ヲ辨償シ又ハ評定價格ヲ以テ之ヲ買收シ且土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ辨償スルモノトス但シ第三條ニ依リ貸付シタル土地ニ關シテハ其ノ評定價格土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多額ナルトキハ其ノ價格ニ由リテ辨償スルモノトス

前項ニ揭クル總テノ費用ハ起業者ノ負擔トス

第十二條　左ノ場合ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由ルモノノ外賣拂付與及貸付處分ヲ取消スモノトス但シ賣拂ニ係ルモノハ其ノ既納ノ代價ヲ還付スヘシ

一　第三條ニ依リ貸付シタル土地ニシテ一箇年以内ニ事業ニ著手セサルトキ

二　第四條及第六條ニ依リ賣拂付與又ハ有償貸付ヲナシタル土地ニシテ三箇年以内ニ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

三　第四條及第七條ニ依リ無償貸付ヲナシタル土地ニシテ二箇年以内ニ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十三條　左ノ場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシムルモノトス

一　第三條ニ依レル貸付中ノ土地ヲ自己ノ便宜ニヨリ貸付期間内ニ返還シ又ハ第十條ニ依リ返還セシメタルトキ

二　第四條及第七條ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ヲ豫定ノ目的ニ使用セスシテ返還シ又ハ第十二條ノ處分ヲナシタルトキ

第十四條　第十條ニ依リ貸付地ヲ返還セシメ若ハ自己ノ便宜ニヨリ貸付中ノ土地ヲ返還シタル場合又ハ第十二條ニ依リ賣拂、付與及貸付處分ノ取消ヲナシタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル建設物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ハ行政廳ノ定メタル期間内ニ於テ之ヲ除去スヘシ若其ノ期間内ニ除去セサルトキハ其ノ物件ハ國ノ所有ニ歸ス

第十五條　左ノ貸付地ニ限リ行政廳ノ許可ヲ得テ其ノ貸付地ノ上ニ有スル權利ヲ債務ノ擔保ニ供シ又ハ賣買、讓與スルコトヲ得

一　第四條及第七條ニ依レル有償貸付地

二　行政廳ニ於テ特ニ指定シタル區域内ニ於ケル貸付地

三　命令ヲ以テ定メタル事項ニ該當スル貸付地

第十六條　第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ貸付期間滿了後一箇年以内ニ其ノ土地ノ付與ヲ請求スヘシ一箇年ヲ經過シテ請求セサルトキハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十七條　第三條ニ依リ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ土地ノ全部ヲ成功スルニ非サレハ他ノ土地ノ無償貸付ヲ受クルヲ得ス但シ相當ノ資力アリテ成功スルヲ得ル者ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　此ノ法律ニ依リ賣拂、付與又ハ交換シタル土地ハ其ノ民有トナリタル年ノ翌年ヨリ二十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方稅ヲ課セス

第十九條　第十條及第十二條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附　則

第二十條　此ノ法律ハ明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則ニ依リ貸付中ノ土地ニ對シテモ之ヲ適用ス但シ此ノ法律施行前牧畜ノ爲ニ貸付シタル土地ニ限リ五箇年以内貸付期間ヲ延期スルコトヲ得

第二十一條　此ノ法律施行ノ爲必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則及其ノ他此ノ法律ニ牴觸スル成規

ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二十三條　此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

右に伴ひ同年四月十五日勅令第九十八號を以て同法第三條に依る貸付地面積の制限を定め、開墾牧畜植樹の目的に從ひて之を三種に區別し、一人に付夫々百五十萬坪・二百五十萬坪・二百萬坪と定めたり。尋いで明治三十二年一月十日法律第一號を以て、更に同法第十八條に『此ノ法律ニ依リ土地ノ付與ヲ受ケタル者ニ限リ六箇月以内ニ其ノ登記ヲ請フトキ及土地臺帳ニ登錄スルトキハ其ノ登錄稅ヲ免除ス』なる一項を追加し、以て拓殖奬勵方針の徹底を期したり。爾後此の法律の行はるること約十年なりしが、此の間に於て北海道拓殖の狀況にも著しき變化を生じ、法律の改定を要する事項も漸く多きに至りしを以て、明治四十一年四月に至り法律第五十七號を以て、新に北海道國有未開地處分法を制定したり。此の法律は從來の法律を全部改正せしものにして、立法の主義に於て根本的の變更を加へられたり。卽ち舊法に於ては土地の處分に關し總て無償付與主義を採りし結果、土地利用の意思を有せずして土地付與の利權のみを獲得する者あり、爲めに眞實の土地利用者の土地所有を妨ぐるが如き弊害を生せしが故に、新法に於ては之を改め、原則として賣拂主義を採り、十町歩以内の土地を自ら耕作せんとする者に對してのみ、從前と同じく無償付與主義を採用することと爲したり。今左に其の全文を揭載すべし。

北海道國有未開地處分法（明治四十一年四月十五日法律第五十七號）

第一條　北海道國有未開地ノ處分ハ本法ニ依リ北海道廳長官之ヲ行フ

第二條　土地ノ賣拂ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ其ノ土地ニ關スル事業ヲ成功スヘキ者又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ

第三條　自ラ耕作ヲ爲サムトスル者ノ爲土地ノ區域ヲ限リ特定地ヲ設置ス

特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付與ス

第四條　公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五條　素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六條　賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限竝賣拂及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　民有地トノ交換ハ價額稍相均シキモノニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　賣拂ヲ爲ス土地ニ關スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條　土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　無償貸付　十年

二　有償貸付　十五年

第十條　前二條ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限リ特ニ二十年迄之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者ニ對シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條　土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス但シ行政廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ貸付處分ヲ取消スコトヲ得

第十三條　賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ヲ取得シタル者ハ本法ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十四條　土地ノ賣拂又ハ第三條第二項ニ依ル貸付ヲ受ケタル者法令ノ規定又ハ豫定ノ事業方法ニ違反シタルトキハ未成功地ノ全部ニ付賣拂又ハ貸付ノ處分ヲ取消スヘシ此ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部又ハ全部ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ賣拂ヒタル土地ニ付テハ賣拂代金ハ之ヲ還付セス

第十五條　左ノ場合ニ於テハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付與ノ處分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

一　第四條又ハ第五條ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

二　第四條又ハ第五條ニ依リ付與又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ二年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十六條　貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要アルモノハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評定ノ上移轉料ヲ辨償シ又ハ評定價額ヲ以テ之ヲ買收シ且土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ辨償ス但シ第三條第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定價額其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヲ辨償セシ額ニ依リテ辨償ス

前項ノ處分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ爲スヘキ者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

第十七條　自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ賣拂、貸付若ハ付與ノ處分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政廳ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレサルモノハ國ノ所有ニ歸ス

第十八條　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルニ非スシテ貸付地ヲ返還シ又ハ第十四條第一項ノ處分若ハ付與ノ處分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシム

第十九條　民有ト爲リタル土地ニ對スル地租ハ事業成功期間滿了ノ翌年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス但シ素地ノ儘使用スル土地又ハ交換若ハ第四條ニ依リ付與シタル土地ニ對シテハ民有ト爲リタル翌年ヨリ起算ス

第二十條　土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地臺帳ニ登錄スルトキハ其ノ登錄稅ヲ免除ス

前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二十一條　拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ處分スルコトヲ得

第二十二條　賣拂、貸付又ハ付與ノ處分ノ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權

以外ノ權利ハ消滅ス

第二十三條　賣拂ヒ又ハ付與シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官吏ハ通知ノ事項ヲ登記用紙中甲區事項欄ニ記載シ不動產ノ表示、表示番號及登記番號ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二十四條　第十四條第一項又ハ第十五條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十一年勅令第百四十九號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

第十五條ノ期間ハ舊法ニ依リ付與又ハ貸付シタル土地ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

舊法第三條第一項ニ依リ貸付シタル土地ニ對シテハ本法ノ特定地ニ關スル規定ヲ適用ス

舊法ニ依リ賣拂ヒ交換若ハ付與シタル土地ノ免租期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

右法律の制定に伴ひ同年六月左の如く之が施行に關する細則を定めたり。

北海道國有未開地處分法施行規則（明治四十一年六月十一日勅令第百五十號）

第一條　賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ土地ハ之ヲ公示ス但シ一區域五町歩未滿ノモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條　土地ノ賣拂又ハ貸付ハ競爭ニ付セス但シ行政廳ニ於テ必要ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　土地ノ賣拂又ハ貸付面積ハ一人ニ付左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス但シ前ニ賣拂ヲ受ケタル土地ノ事業ヲ成功シタル者ニ對シテハ其ノ面積ヲ通算セス

一　耕作ニ供スル土地　五百町歩

二　牧畜ニ供スル土地　八百町歩

三　植樹ニ供スル土地　八百町歩

四　特定地　十町歩

五　其ノ他ノ目的ニ供スル土地　十町歩

會社、組合其ノ他共同シテ事業ヲ經營セムトスル者ニ對シテハ其ノ資產及人員ニ應シ前項面積ノ五倍迄累加スルコトヲ得

第四條　賣拂ヒ又ハ貸付シタル土地ノ事業成功期間ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一　十町歩未滿　五年

二　三十町歩未滿　八年

三　三十町歩以上　十年

植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ付テハ前項期間ノ二倍トス

第五條　特定地ヲ設定シタルトキハ之ヲ公示ス

特定地ハ戶主又ハ成年者ニ限リ之ヲ貸付シ貸付許可ノ翌月ヨリ六月以內ニ其ノ土地又ハ其ノ附近ニ移住シ事業成功ニ至ル迄引續キ居住シタルトキハ之ヲ付與ス

前項ノ規定ハ本令施行前貸付シタル土地ニ關シテハ之ヲ適用セス

第六條　耕作、牧畜又ハ植樹ニ供スル土地ヲ賣拂フ場合ニ於テ其ノ價額ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス但シ競爭ニ付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　耕作ニ供スル土地　一町歩ニ付金四圓五十錢
二　牧畜ニ供スル土地　一町歩ニ付金三圓
三　植樹ニ供スル土地　一町歩ニ付金一圓五十錢

第七條　賣拂フヘキ土地ニ可用立木アルトキハ別ニ其ノ價額ヲ定メ土地ト共ニ之ヲ賣拂フモノトス但シ耕作又ハ牧畜ニ供スル土地ニ在リテハ其ノ材積ノ十分ノ二分ハ之ヲ付與ス

第八條　耕作ヲ目的トスル土地ニ在リテハ前項但書ニ依ル付與モ亦取消サレタルモノトス風致林又ハ薪炭用材林ト爲スコトヲ得

第九條　土地ノ賣拂又ハ貸付ヲ受クヘキ者ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

北海道國有未開地處分法は右の如くにして明治四十一年七月より實施せられ、以て大正十年に至りしが、同年四月國有財産法の制定あり、從來の諸法規を統一して國有財産の管理に關する根本原則を確立せらるるに及び、官有財産に關する從來の諸法規の多くは同法の施行と同時に廢止せられたり。然るに北海道國有未開地處分法は北海道に於ける特別の事情に基きて設けられし所にして、國有財産法制定當時に至りても、同地方開發の狀況は尙暫く右法律の存續を必要とするものありと認

められしを以て、國有財産法は其の第三十條に於て、北海道國有未開地處分法中の規定は國有財産法の規定に牴觸するものと雖も、當分の內仍其の效力を有するものと定めたり。斯くて北海道國有未開地處分法は其の制定以後何等の改正なくして大正末年に及べるものなるが、同法施行規則は大正十一年八月に至り左の如く其の一部に改正を加へられたり。

勅令第三百八十二號（大正十一年八月十七日）

北海道國有未開地處分法施行規則中左ノ通改正ス

第六條　耕作、牧畜又ハ植樹ニ供スル土地ヲ賣拂フ場合ニ於テ其ノ價額ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス但シ競爭ニ付スル場合又ハ既ニ開墾セラレタル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　耕作ニ供スル土地　一町歩ニ付十五圓
二　牧畜ニ供スル土地　一町歩ニ付十圓
三　植樹ニ供スル土地　一町歩ニ付五圓

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前公示シタル賣拂地ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

蓋し北海道國有未開地の賣拂價格は前述の如く明治四十一年に於て定められ、爾來十餘年間何等の改正を施さるることなかりしが、其の間北海道拓殖の進歩は甚だ顯著にして、殊に交通の發達及農業界の好況は、土地需要の激增と相俟つて地價を著しく昂騰せしめ、爲に拂下出願者の數は一筆の土地に對し概ね數十人に上るを例とするに至れり。斯くて其の拂下制限價格を尙明治四十一年制定

の儘に据置くときは、徒に濫願の弊を生じ、延いて土地處分を澁滯せしむるの虞あるを以て、茲に各種の土地を通じて其の制限價格を從前の約三倍に改訂することゝ爲せしなり。右施行規則は爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。尙北海道に於ける國有土地の處分に關しては明治二十八年七月勅令第百四號札幌農學校（明治四十三年東北帝國大學、大正七年北海道帝國大學と改稱）の資金に屬する北海道土地貸下の件、明治三十二年三月法律第二十七號北海道舊土人保護法、明治三十五年九月勅令第二百十二號北海道土功組合法施行令、明治三十六年三月勅令第二十二號北海道官設驛遞所土地建物及附屬物件無償付與の件等に依り夫々特別の規定を存すと雖も、今之を詳說せず。

第三款　國有林野の管理

第一項　一般管理制度

森林原野は國家の經濟上に重大なる關係を有すると同時に、國土保安上にも密接なる關係を存するが故に、國有林野の管理は官有財產の管理中極めて重要なる地位を占むるものなり。從つて之に關する法規も明治初年以來甚だ複雜なるものありしと雖も、此等の規定たるや、何れも國有林野の管理處分に關する部分的又は特殊的規定たるに止まり、之に關する一般的通則に至りては永く之を缺如したり。然るに明治三十二年に至り政府は國有林野經營上百年の大計を定むるの計畫を立て、國有林野中國有として存置することを要せざるものは調査の上之を賣却し、其の收入を以て要存置林野に對する各種の施設を行ひ、以て將來國家の一大財源たらしめんことを圖れり。之れ卽ち國有林野特別經營事業にして、政府は此の計畫遂行の爲め國有林野法を始め幾多の法令を制定せしが、其の中最も基本的なるものは明治三十二年法律第八十五號國有林野法にして、同法の制定に依りて國有林野の管理經營に關する制度は始めて統一整備を見るに至れり。今之に據り國有林野管理制度の大綱を見るに、國有林野法は先づ國有林野處分に關する根本的基準を定めて、國有林野にして國土保安又は國有林野の經營上國有として保存の必要あるものは、賣拂讓與又は交換を行ふことを許さざるものとし（第二條）、其の他のものは不要存置林野として之が處分を行ふことを許したり。然れども其の處分に關しても、賣拂以外の讓與及交換の處分に就ては之を許す場合を積極的に限定し、讓與は（一）一町步以下の林野にして公立の學校又は病院の用地に供するとき（二）府縣其の他の公共團體に於て道路河川等の公共の用に供するときに限りて之を許し（第十五條）、交換は國土保安又は國有林野の經營上必要なる場合に限りて、之を爲すことを得るものと定めたり（第十四條）。而して不要存置林野の賣拂は、固より會計法の規定に基き競爭入札に依るを原則とすれども、國有林野法は之に對する特例を設け、公用又は公益事業に必要なる場合、特別なる關係者に拂下ぐる場合、民有地道路河川等に介在する十町步以內の林野を拂下ぐる場合等に於ては、隨意契約に依りて賣却することを許し（第八條）且開墾の成功を條件として、豫め其の價格及成功期限を定め隨意契約を以て賣却の豫約を爲すことをも許したり（第九條）。國有林野の貸付も亦競爭入札に依るを原則と爲すは勿論なりと雖も、國有林野法は之に對しても特例を設け、公用又は公益事業に必要なる場合、牧畜又は植樹の爲め必要なる場合、輕微なる貸付の場合等に於ては、隨意契約を以て貸付することを得せしめ（第十一條）、尙貸付料を免除することを得る規定をも設けたり（第十二條）。次に又國有林野法は國有林野の經營に關する特殊

なる形態を認めたり。卽ち國有林野は大體に於て政府自ら之を經營するを原則とすと雖も、社寺上地の森林は其の社寺をして保管せしめ（第十七條）、國有林野の保護上必要なる場合は市町村又は市町村内の一部に保護を委託し（第十八條）、又國と造林者とが其の收益を分收するの契約を以て部分林を設置する（第十九條）ことを許したり。尙國有林野の產物は林野地と同じく、競爭に付して賣却するを原則とするも、國有林野法は特定の場合に於ては隨意契約を以てすることを得るものと定めたり。今國有林野法は以上の外、尙境界査定に關する事項・計算報告に關する事項等に就ても規定したり。今同法の全文を示せば左の如し。

國有林野法（明治三十二年三月二十三日法律第八十五號）

第一條　此ノ法律ニ於テ國有林野ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル森林原野ヲ謂フ

第二條　國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂讓與又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ及第十五條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ組換ヲ爲スコトヲ得

組換ヲ爲シタル土地ニシテ其ノ使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ國有林野ニ編入ス

社寺上地ニシテ其ノ境内ニ必要ナル風致林野ハ區域ヲ畫シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

第四條　國有林野ノ境界査定ハ當該官廳ニ於テ豫メ期日ヲ定メ鄰接地所有者ニ通告シテ其ノ立會ヲ求メ施行スヘシ

鄰接地所有者豫定期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ當該官廳ハ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

第五條　國有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ當該官廳ハ直ニ鄰接地所有者ニ通告スヘシ

第六條　國有林野ノ境界査定又ハ測量ノ爲目標ヲ設置シ若ハ支障木竹ヲ伐採スルノ必要アルトキハ其ノ土地若ハ木竹ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ相當ノ補償ヲ求ムルコトヲ得

第七條　鄰接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五條ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條　國有林野ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二　市町村又ハ公立小學校ノ基本財產ニ充ツルトキ

三　社寺上地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ

四　命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ緣故アル者ニ賣拂フトキ

五　民有地、道路、河川等ニ介在スル十町步以内ノ林野ヲ賣拂フトキ

六　道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ

七　此ノ法律施行以前ニ開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲貸付シタル林野又ハ第九條ノ開墾地ヲ其ノ

事業ヲ成功シタル者ニ賣拂フトキ

第九條　國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其ノ價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得

第十條　國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條　國有林野ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二　牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ

三　牛馬放牧ノ爲使用セシムルトキ

四　第九條ニ依ル開墾者ノ爲ニスルトキ

五　一箇年貸付料三百圓ヲ超エサルトキ

第十二條　國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ相當ノ貸付料又ハ牛馬放牧料ヲ徵收スヘシ但シ前條第一號及第四號ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ免スルコトヲ得

第十三條　國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　植樹ノ場合ニ於テハ八十年

二　家屋、倉庫其ノ他ノ建設物ノ場合ニ於テハ三十年

三　其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第十四條　國立保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ限リ國有林野又ハ立木竹ト他ノ同

價格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得

第十五條　國有林野ハ左ノ場合ニ限リ讓與スルコトヲ得

一　段別一町歩以下ニシテ公立ノ學校又ハ病院ノ用地ニ供スルトキ

二　府縣郡市町村及其ノ他ノ公共團體ニ於テ道路、河川、港灣、水道、堤塘、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園等公共ノ用ニ供スルトキ

第十六條　用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間內ニ其ノ用途ニ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ニ依リ林野ヲ返還セシメタル場合ニ於テハ其ノ林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

第十七條　社寺上地ノ森林ハ其ノ社寺ニ保管セシムルコトヲ得

社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取スルコトヲ得

第十八條　國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村內ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ受託者ニ林野產物ヲ讓與スルコトヲ得

委託ノ方法及受託者ニ讓與スヘキ林野產物ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　國ハ造林者ト其ノ收益ヲ分收スルノ契約ヲ以テ國有林野ニ部分林ヲ設クルコトヲ得

法令、慣行又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ國有林ニ就キ收益ノ分收ヲ爲スモノハ前項ノ部分林ト看做ス

第二十條　部分林ノ樹木ハ國ト造林者トノ共有トシ其ノ持分ハ收益分收ノ部合ニ均シキモノトス

部分林設定前ヨリ存在スル樹木ハ國ノ所有トス

第二十一條　部分林ノ存續期間ハ八十年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十二條　民法第二百五十六條ノ規定ハ部分林ノ樹木ニ適用セス

第二十三條　第十八條第二項及第三項ノ規定ハ部分林ノ造林者ニ之ヲ準用ス

第二十四條　主務大臣ハ十箇年毎ニ其ノ年三月三十一日ニ現在スル國有林野現在表ヲ其ノ年開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ但シ第一回ノ報告ハ明治三十四年三月三十一日ノ現在ニ依ル

第二十五條　主務大臣ハ毎會計年度間ニ於ケル國有林野ノ增減異動ヲ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

附　則

第二十六條　此ノ法律ハ北海道及沖繩縣ニ施行セス

第二十七條　此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

北海道及沖繩縣ハ一般內地ト其ノ狀況ヲ異ニスル點多キヲ以テ、國有林野法制定ニ當リテモ、此等兩地方ニハ右法律ヲ適用セザルコトトシ、第二十六條ニ於テ其ノ旨ヲ規定セシガ、此ノ中沖繩縣ニ在リテハ後述ノ如ク、明治三十九年勅令第百九十一號ニ基キテ所謂柚山處分ヲ實行シ、其ノ結果同地方ノ林野ニ就キテハ官有民有ノ區分略ボ明瞭トナルニ至リシヲ以テ、政府ハ此等ヲ內地一般ノ林野ト同一ノ管理方法ノ下ニ置クヲ適當ト認メ、明治四十一年三月法律第七號ヲ以テ國有林野法ニ左ノ如キ改正ヲ行ヒ、同法ヲ沖繩縣ニ施行スルコトト爲スト共ニ、同地方ノ地理的其ノ他ノ狀況ヨリ見テ、必要ノ場合ニハ尙國有林野ノ貸付賣拂等ニ關シ、勅令ヲ以テ特例ヲ設クルヲ得ルノ餘地ヲ設ケタリ。

法律第七號（明治四十一年三月四日）

國有林野法中左ノ通改正ス

第二十六條中「及沖繩縣」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

沖繩縣ノ國有林野ノ貸付、使用及賣拂竝其ノ產物ノ處分ニ關シ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年四月ニ至リ新ニ國有財產法ヲ制定シ、國有財產ノ管理方法ヲ統一シテ其ノ根本原則ヲ確立スルニ至リシガ、國有林野ニ關シテハ其ノ從來ノ沿革ト經營ノ實際トニ鑑ミテ、一般ノ規定ニ對シ特別ノ法制ヲ存スルヲ便宜トシ、國有財產法施行ノ後ト雖モ、從前ノ如ク特別法トシテ國有林野法ヲ存續セシムルコトト爲シ、唯國有林野法中ノ規定ニシテ國有財產法中ノ規定ト重複又ハ牴觸スル條項ノミニ就キテ、其ノ效力ヲ失ハシムルコトトシタリ。斯クテ國有財產法第三十一條ニ於テ此等廢止スヘキ條項ヲ指定シテ、國有林野法第二條・第四條乃至第七條・第九條・第十二條乃至第十四條・第十六

條・第二十四條及第二十五條としたり。國有林野法は爾後何等の變改なくして大正末年に及べり。

尙明治三十二年國有林野法の制定に伴ひ、同年八月農商務省令第二十五號を以て國有林野法施行規則を制定し、社寺境内編入・境界査定・緣故者・賣拂豫約・貸付及使用・交換・讓與・保管・委託・部分林・雜則の各章に亙りて、國有林野法施行に關する手續の細則を定めたり。而して右施行規則は爾後必要に應じて屢〻其の一部を訂正加除せられしが、今總て之を省略す（明治三十五年農商務省令第四十二號・三十七年同第九號・三十八年同第二十二號及第三十二號・三十九年同第三十一號・四十年同第二十號・四十一年同第二十二號・四十二年同第十二號及第五十三號・四十三年同第二十三號・大正六年同第十三號・十一年同第二十四號）。

第二項　國有林野及産物の賣拂

國有林野及産物の賣拂には其の他の官有財産に於けると同じく公賣及特賣の二方法あり。公賣とは卽ち競爭入札に依る賣拂方法にして、固より會計法及官有財産管理規則等の一般的規定に準據すべき所なり。特賣とは卽ち隨意契約に依る賣拂にして、之に關する規定は旣に明治二十三年四月官有森林原野及産物特別處分規則を存せしが、明治三十二年國有林野法の制定せらるるに及び、同法は國有林野の特賣と林野産物の特賣とを法制上區別し、前者に關しては其の第八條に於て之を許す場合を具體的に列擧せしが、後者に關しては之を勅令の規定に讓りたり（第十條）。玆に於て同年八月勅令第三百六十三號を以て、左の如く國有林野産物の特別處分に關する規定を設けたり。

勅令第三百六十三號（明治三十二年八月三日）

國有林野産物ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ賣拂フ.コトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
二　非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築營繕又ハ薪炭ノ材料ヲ賣拂フトキ
三　從來ノ慣行ニ因リ薪炭材又ハ副産物ヲ地元人民ニ賣拂フトキ
四　委託林野ノ産物ヲ受託者ニ賣拂フトキ
五　部分林ノ産物ヲ造林者ニ賣拂フトキ
六　社寺ノ建築營繕ノ材料トシテ社寺上地ノ森林ノ産物ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
七　國有林野ノ事業請負人又ハ國有林野ノ産物買受人ニ其ノ事業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ
八　採取ノ季節アル副産物ヲ賣拂フトキ
九　鑛業ニ必要ナル産物ヲ鑛業人ニ賣拂フトキ
十　國有林野法第三條、第八條、第十一條及第十五條ニ依リ組換、賣拂、貸付又ハ讓與ヲ爲シタル林野ノ産物ヲ其ノ土地ノ管理者、買受人、借受人又ハ讓受人ニ賣拂フトキ
十一　民地官木林ノ産物ヲ其ノ土地ノ所有者ニ賣拂フトキ
十二　建築其ノ他ノ用ニ供ス可キ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ發見人ニ賣拂フトキ
十三　見積價格三百圓ヲ超エサル産物ヲ賣拂フトキ

附　則

官有森林原野及産物特別處分規則ハ之ヲ廢止ス

右國有林野産物の特別處分に關する勅令は、爾後明治三十七年・四十一年・大正五年・七年・九年の數次に亙りて、左記の如く改正を加へられ、以て隨意契約を以て賣却を許す範圍を漸次擴張せしが、大正十一年一月會計規則を改正し、隨意契約に關する從來の諸法令を統一整理するに及びて、同年三月限り廢止せられたり。

(一)勅令第十八號(明治三十七年二月五日)

明治三十二年勅令第三百六十三號中左ノ通改正ス

十ノ二　農商務大臣ノ定ムル資格ヲ有スル重要製産品ノ製造業者ニ其ノ原料ヲ賣拂フトキ

十ノ三　施業案ニ基ク斫伐案ヲ施行スルニ際シ競爭契約ニ依ルトキハ森林ノ更新ヲ障害スルノ虞アル場合ニ於テ其ノ森林ノ主産物ヲ農商務大臣ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ賣拂フトキ

(二)勅令第二百五十六號(明治四十一年十月九日)

明治三十二年勅令第三百六十三號第十三號中「三百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム

(三)勅令第百八十九號(大正五年七月二十七日)

明治三十二年勅令第三百六十三號中左ノ通改正ス

第十號ノ二中「其ノ原料ヲ賣拂フトキ」ヲ「其ノ原料ヲ賣拂フトキ又ハ其ノ原料ト併合シテ處分スルニ非サレハ森林ノ更新ヲ障害スルノ虞アル混生木ヲ原料ト共ニ製造業者ニ賣拂フトキ」ニ改ム

(四)勅令第二百七十七號(大正七年七月六日)

明治三十二年勅令第三百六十三號中左ノ通改正ス

五ノ二　社寺保管林ノ産物ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ

十二　農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ工業者、土石採取業者又ハ耕地整理組合森林組合等營利ヲ目的トセサル法人ニ其ノ事業ニ必要ナル土石ヲ賣拂フトキ

十三　見積價格千圓ヲ超エサル産物ヲ賣拂フトキ

(五)勅令第三百八十一號(大正九年九月十三日)

明治三十二年勅令第三百六十三號中左ノ通改正ス

第三號中「從來ノ慣行ニ因リ」ノ下ニ「又ハ農商務大臣ニ於テ地元特有産業ト認ムル地方人民ノ生業ニ必要ナルニ因リ」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如く明治三十二年に至り國有林野及林野産物の賣拂處分に關する基本法令制定せられしを以て、同年八月更に農商務省令第二十六號及第二十七號を以て、夫々國有林野及産物賣拂規則・不要存置國有林野賣拂規則の兩規則を設け、前者に於ては國有林野及林野産物の公賣及特賣に關する手續細則を定め、後者に於ては不要存置林野の賣拂に關し、前者に定むる以外に尙特別の規定を設けたり。然るに明治三十八年十一月に至り農商務省令第二十六號を以て國有林野主産物年期賣拂規則を定め、始めて國有林野の主産物(立木竹)を十年以內の年期を以て賣拂を行ふ制度を設けしが、尋いで同年十二月に至り農商務省令第三十三號を以て不要存置國有林野賣拂規則の全文を改正すると共

に、同省令第三十七號を以て從前の國有林野及產物賣拂規則を廢止し、同省令第三十四號を以て更めて國有林野產物賣拂規則を設け、更に同省令第三十五號を以て國有林野及產物賣拂入札規則を定むるに及びて、茲に國有林野及產物の賣拂に關する制度は略、完備するに至れり。卽ち國有林野の賣拂は公賣、特賣共に不要存置國有林野賣拂規則に據り、又林野產物の賣拂は主產物の年期賣拂を除くの外は、公賣、特賣共に國有林野產物賣拂規則に據りて之を行ひ、更に國有林野及產物の入札賣拂に關しては、特に國有林野及產物賣拂入札規則に於て詳細なる入札の方法を規定したり。然るに明治四十年三月に至り農商務省令第三號を以て新に國有林野產物製品賣拂規則を制定して、國有林野產物の製品(丸太・柚角・板・貫其の他國有林產物の加工品を總稱す)の公賣及特賣に關する規定を設け、更に翌四十一年五月同省令第十號を以て國有林野產物製品年期賣拂規則を定め、此等林野產物の製品の年期賣拂の制度を設けたり。

上述の國有林野及產物の賣拂に關する諸規則は、其の制定以後夫々數次の部分的改正を施されて大正四年に至りしが(不要存置國有林野賣拂規則は明治四十二年農商務省令第五十八號・四十三年同第十二號及十八號・四十三年同第十三號・四十四年同第二十九號を以て一部改正。國有林野產物賣拂規則は四十年同第二號・四十一年同第二十四號・四十三年同第十四號を以て一部改正。國有林野主產物年期賣拂規則は四十一年同第二十三號・四十三年同第十六號・四十四年同第二十號を以て一部改正。國有林野及產物賣拂入札規則は四十三年同第八號を以て一部改正と共に國有林野產物及製品賣拂入札規則と改稱。國有林野產物製品賣拂規則は四十一年同第二十五號・四十二年同第二十號・四十三年同第七號及十五號を以て一部改正。國有林野產物製品年期賣拂規則は四十一年同第二十六號を以て一部改正)、同年七月農商務省令第十四號及第十三號を以て、夫々不要存置國有林野整理處分規則及國有林野產物賣拂規則の兩規則制定せらるるに及びて、此等の諸規則は總て廢止せられ、不要存置國有林野の賣拂に關しては不要存置國有林野整理處分規則に於て、又林野產物及其の製品の賣拂に關する一切の手續は國有林野產物賣拂規則に於て、夫々統一規定せらるるに至れり。而して此等の兩規則は爾後更に數次の部分的改正を經て、大正末年に及べるものとす(不要存置國有林野整理處分規則は大正七年農商務省令第二十一號・九年同第四十二號・十年同第十二號・二十二號及三十號・十一年同第七號を以て一部改正。國有林野產物賣拂規則は大正七年同第二十二號・二十七號及四十五號・八年同第三十三號・十年同第十三號及二十九號・十三年同第一號・十五年同第二十三號を以て一部改正)。國有林野產物の賣拂に關しては、以上諸規則の外尙明治三十九年一月農商務省令第一號國有林產物品賣拂委託規則あり。之れ卽ち明治三十八年二月勅令第三十二號に基き、輸出を目的とする農商務省主管の國有林產物品を、一定の資格を有する問屋營業者に隨意契約を以て賣拂を委託する場合に於ける手續細則を定めしものにして制定後何等の變更なくして大正末年に及べり。以上擧げたる諸規則は國有林野及林野產物の賣拂處分に關する主要なるものなるが、其の內容に關しては煩を避けて總て之を省略す。

官有財產の賣拂代金は其の財產引渡の際一時に之を納付せしむべきことは、官有財產管理規則の定むる原則なり。然れども林野又は其の產物は一般の商品と異り、拂受人に於て之を利用する迄に伐採・製作・運搬等の爲め少なからざる勞費を要するものなるが故に、其の拂下代金が巨額に上る場合に於ては、極めて豐富なる資金を有する者に非ざれば、賣買の契約に加はるを得ざるの缺陷あり。茲を以て明治三十二年九月勅令第三百八十四號を以て、特に右原則に對する例外的規定を設け『國有林野又ハ其ノ產物ノ賣拂代金一口五百圓以上ナル場合ニ限リ國債證券及地方債證券ヲ擔保トシテ提供セシメ一箇年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體若ハ社寺ニ對シテハ二箇年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得』と定めたり。而して右に應じて同年十一月農商務省令第三十號を以て國

有林野及産物賣拂代金延納規則を設け、延納に關する細則を定めたり。然るに右の如く代金の擔保を公債證書のみに限定することは、其の範圍狹小に失し、代金延納の利便を廣く一般拂受人に均霑せしむる能はざるのみならず、右の延納期間は短きに失し、拂受者の受くる實益は僅少に止まり、爲めに拂受希望者の數は年々政府の豫定に達せざるの狀況なりしを以て、明治三十七年五月に至り之を左の如く改正して、擔保の範圍を擴張すると共に、公共團體又は社寺に對しては延納期間を延長し、且政府の監督を受くべき公共團體に對しては擔保の提供を免除し、以て右勅令制定の趣旨の貫徹を圖れり。

勅令第百四十六號(明治三十七年五月十八日)

國有林野又ハ其ノ産物ノ賣拂代金ハ一口五百圓以上ナル場合ニ限リ有價證券ヲ擔保トシテ提供セシメ一箇年以内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體ニ限リ擔保ヲ免除スルコトヲ得

前項ノ期間ハ公共團體又ハ社寺ニ對シテハ林野ニ在リテハ三箇年以内産物ニ在リテハ二箇年以内ト爲スコトヲ得

擔保トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類ハ農商務大臣之ヲ定ム

右に伴ひ同年六月農商務省令第十一號を以て從前の國有林野及産物賣拂代金延納規則の全部を改正し、代金延納に關する細則を定むると同時に、擔保として徵收することを得る有價證券の種類を定めたり。

日露戰役の後各地の公共團體又は社寺にして、國有林野の拂下を受けて其の基本財産の造成を企圖するもの益〻多きを加ふるに至り、此等に對し更に一層延納の制限を擴張して之が奬勵に努むるの必要を認め、明治四十二年十一月從來の規定を左の如く改正したり。

勅令第三百十八號(明治四十二年十一月十三日)

國有林野又ハ其ノ産物若ハ製品ノ賣拂代金ハ一口五百圓以上ナル場合ニ限リ有價證券ヲ擔保トシテ提供セシメ一年以内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體ニ限リ擔保ヲ免除スルコトヲ得

公共團體又ハ社寺ニ對シテハ前項ノ賣拂代金ハ一口三百圓以上トシ其ノ期間ハ林野ニ在リテハ三年以内、産物又ハ製品ニ在リテハ二年以内、樹木散生地又ハ無立木地ニ對シ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ造林ヲ爲スモノニ在リテハ五年以内ト爲スコトヲ得

擔保トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類ハ農商務大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

之と同時に農商務省令第五十五號を以て新に國有林野及産物賣拂代金延納規則に代へたり。此の規則は翌四十三年に於て農商務省令第十號及第十九號に依り其の一部を改正せられしが、大正四年七月同省令第十三號を以て國有林野産物賣拂規則制定せられ、代金延納に關する細則も其の中に規定せらるるに及びて廢止せられたり。

代金延納に關する明治四十二年勅令第三百十八號は、後大正十年に至る迄何等の改正なくして行はれしが、大正九年政府が國債市價の騰貴を圖る目的を以て、政府に提供すべき擔保を國債證券に限定するの政策を採用するに及び、右勅令も大正十年五月左の如く其の一部を改正せられたり。

勅令第百九十二號（大正十年五月三日）

明治四十二年勅令第三百十八號中左ノ通改正ス

「有價證券」ヲ「國債證券」ニ改メ第三項ヲ削ル

附　則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債證券以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

然るに同年八月に至り勅令第三百七十四號を公布し、政府より賣拂ふ物件の代金延納に關する從來の各種の勅令を整理する目的を以て、新に代金延納に關する統一的規定を制定し、同年九月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば政府に於て物件を賣拂ふときは、擔保として國債を提供せしめて代金の延納を許すことを得、又此の場合に於て擔保の必要なしと認むるときは、特に其の提供を免除することを得るものとし、而して延納を許すことを得る場合・延納期間・擔保を免除することを得る場合等は、所管大臣大藏大臣と協議して之を定むるものとせり。茲に於てか國有林野及其の產物又は製品の賣拂代金延納に關する前揭の勅令も其の必要を存せざるに至りしを以て、右勅令附則に於て之を廢止したり。而して之に伴ひ同年九月農商務省令第二十八號を以て、左の如く國有林野又は其の產物製品の賣拂代金延納に關する各種の條件を定めたり。本規定に關しては爾後何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。

農商務省令第二十八號（大正十年九月十二日）

國有林野又ハ其ノ產物若ハ製品ノ賣拂代金ハ一口五百圓以上ナル場合ニ限リ國債ヲ擔保トシテ提供セシメ一年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體ニ限リ擔保ヲ免除スルコトヲ得

公共團體又ハ社寺ニ對シテハ前項ノ賣拂代金ハ一口三百圓以上トシ其ノ期間ハ林野ニ在リテハ三年以內、產物又ハ製品ニ在リテハ二年以內、樹木散生地又ハ無立木地ニ對シ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ造林ヲ爲スモノニ在リテハ五年以內ト爲スコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三項　特殊管理制度

第一目　社寺保管林

社寺上地林の保管委託の制度は明治二十三年の制定に係る。抑社寺上地林とは明治四年正月の布告に依り、政府に上納せしめし社寺領中の森林を指稱するものにして、此等の上地林は上地と共に總て國有林に編入せられしが、爾來此等社寺の內堂宇社殿の修繕に託して境內の樹木を伐採するもの、或は上地林の樹木の下付を申請するもの等尠なからざりしを以て、寧ろ此等上地森林は之を上地せし社寺に託して保管せしめ、其の產物の一部を讓與するを以て得策なりと爲し、明治二十三年十二月勅令第二百八十二號を以て官有森林原野及產物特別處分規則中第三條を追加し、農商務大臣は相當の年限を定めて社寺上地官林の全部又は幾分を該社寺に委託し、其の林地の使用を許可し又は其